

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年4月30日

【会計年度】 自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日

【発行者の名称】 インドネシア共和国
(Republic of Indonesia)

【代表者の役職氏名】 財務省 予算財務・リスク管理局局長
ルキー・アルフィルマン
(Luky Alfirman, Director General of Budget Financing and Risk
Management of the Ministry of Finance)

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 安 部 健 介
弁護士 田井中 克 之
弁護士 青 山 慎 一
弁護士 水 本 真 矢

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-5223-7752

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)

1. 別段の記載のない限り、本書において、「発行者」、「インドネシア」または「共和国」とはインドネシア共和国をいい、「政府」とはインドネシア政府をいう。
2. 別段の記載のない限り、本書において、「ルピア」および「IDR」はインドネシア共和国の通貨を、「米ドル」および「USD」はアメリカ合衆国の通貨を、「ユーロ」は欧州共同体設立条約（その後の修正を含む。）に基づき単一通貨を採択する欧州連合の一部加盟国の通貨を、「円」は日本国の通貨を指す。2020年4月23日現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客直物電信売買相場のルピア（参考相場）および米ドルの日本円に対する仲値は、100ルピア＝0.70円および1米ドル＝107.83円であった。本書において記載されている外国通貨の円への換算は、かかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
3. インドネシア共和国の会計年度は、12月31日に終了する。
4. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名
第1回インドネシア共和国 円貨債券（2017）	2017年6月	400億円	0円	400億円	該当なし
第2回インドネシア共和国 円貨債券（2017）	2017年6月	500億円	0円	500億円	該当なし
第3回インドネシア共和国 円貨債券（2017）	2017年6月	100億円	0円	100億円	該当なし
第4回インドネシア共和国 円貨債券（2018）	2018年5月	490億円	0円	490億円	該当なし
第5回インドネシア共和国 円貨債券（2018）	2018年5月	390億円	0円	390億円	該当なし
第6回インドネシア共和国 円貨債券（2018）	2018年5月	35億円	0円	35億円	該当なし
第7回インドネシア共和国 円貨債券（2018）	2018年5月	85億円	0円	85億円	該当なし
第8回インドネシア共和国 円貨債券（2019）	2019年5月	757億円	0円	757億円	該当なし
第9回インドネシア共和国 円貨債券（2019）	2019年5月	802億円	0円	802億円	該当なし
第10回インドネシア共和国 円貨債券（2019）	2019年5月	45億円	0円	45億円	該当なし
第11回インドネシア共和国 円貨債券（2019）	2019年5月	76億円	0円	76億円	該当なし
第12回インドネシア共和国 円貨債券（2019）	2019年5月	40億円	0円	40億円	該当なし
第13回インドネシア共和国 円貨債券（2019）	2019年5月	50億円	0円	50億円	該当なし

当会計年度中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

売出

該当なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(注1) 参考のために、本セクションに含まれる共和国に関する一定の財務情報は、米ドル換算で表示している。別段の記載がない限り、ルピアから米ドルへの換算、または米ドルからルピアへの換算は全て、当該情報が関係するその日現在においてインドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行（以下「インドネシア銀行」または「BI」という。）が公表するルピアと米ドルの仲値、すなわち、買値と売値の仲値（以下「BI仲値」という。）を用いて行われる。ただし、これらの換算は、当該ルピア建ての金額が当該米ドル建ての金額を実際に表すものと解釈されるべきではなく、また、表示されるレートその他のレートによって当該米ドル建ての金額に換算されるものと解釈されるべきではない。2020年4月23日現在のBI仲値は、1.00米ドル＝15,630ルピアであった。さらに、別段の記載がない限り、本セクションにおけるルピアの米ドル以外の通貨への換算、または米ドル以外の通貨からルピアへの換算も全て、当該情報が関係するその日現在においてインドネシア銀行が公表するルピアとその他通貨のBI仲値を用いて行われる。

(注2) 本セクションに含まれる記述の一部は、将来に関する記述である。過去の事実ではない記述は、将来に関する記述に該当する。将来に関する記述は、「可能性がある」、「であろう」、「期待する」、「意図する」、「見積る」、「見込む」、「考える」、「目標とする」、「引き続き行う」その他同様の表現の使用により識別することができる。特に、インドネシア経済、財政状況、債務または見通しは、将来に関する記述に該当する。これらの記述は、共和国の現在の計画、目的、仮定、見積りおよび予測に基づいたものである。

将来に関する記述は、それらの計画、目的もしくは仮定が設定され、または見積りや予測が行われた日現在の状況について記載しているに過ぎず、それらの記述には内在するリスクおよび不確実性が含まれる。共和国は、将来の記述に関する共和国の予測の変更またはかかる記述の基礎となった事象や条件、仮定および状況の変化を反映するために、本セクションに含まれる将来に関する記述について、公式・非公式を問わず見直しまたは修正を公表する義務または確約を明示的に放棄する。共和国は、いくつかの重要な要因により、実際の結果が将来に関する記述に含まれる結果と大きく異なる場合があると注意喚起している。したがって、将来に関する記述を過度に信頼すべきではない。

(注3) インドネシアは、国際通貨基金（以下「IMF」という。）が加盟国の情報の適時性および質の改善を目指して定める、特別データ公表基準を採用している。この基準により、加盟国は、データの公表日を事前に示したスケジュール、いわゆる「公表カレンダー」（Advance Release Calendar）を提供することが求められる。インドネシアの場合、データを公表する正確な日付または「何日まで」に公表するかを、公表カレンダーにおいて3か月前に発表する。このカレンダーは、IMFホームページ上に設けられた公表基準掲示板で公表される。統計の編集の透明性を高めるための全てのメタデータに関する手法の要旨も、IMFのホームページ上に設けられた公表基準掲示板で公表されている。インドネシアの公表カレンダーおよびメタデータはウェブサイト

（<https://dsbb.imf.org/sdds/country/IDN/advance-release-calendar-base>）に掲載されている。共和国またはいかなるアレンジャーもしくはディーラーも、当該ウェブサイトに含まれる情報に対して何ら責任を負わず、また、当該ウェブサイトの内容は本書の参照として組み込まれることを目的としていない。

(注4) エネルギー・鉱業資源省が、インドネシア原油の月次および年次の平均価格を公表しているが、それは、一般的にインドネシア原油価格（以下「ICP」という。）と呼ばれる。ICPは、（i）マグロウヒル社の一部門であるプラッツ社により公表された、インドネシア原油の平均価格の50.0%に、（ii）該当期間について日本のリム情報開発株式会社が公表する、インドネシア原油の原油価格の50.0%を合算して計算される。政府はICPの計算方法を随時評価しており、ICPがインドネシア原油の世界市場価格により近づくよう、必要があればその計算式を見直す。政府は、会計処理その他様々な目的でICPを用いている。たとえば、財務省は、政府予算編成の基礎になる仮定にICPを用いている。下記「（5）財政 - (a) 財政政策および租税制度の概要 - 政府予算」を参照のこと。

(注5) 本書において参照されているウェブサイトに掲載される情報または当該ウェブサイトを通じて取得可能な情報は、本書の一部を構成するものではない。本書に記載される全てのウェブサイトへの参照は、文字情報としての参照に過ぎない。

(注6) 別段の記載のない限り、2019年の統計データおよび計数の全部または一部は暫定値に基づく見積もりであり、検討または調整の対象となる。

(1) 【概要】



出所：測量地図庁（修正済）

(a) 位置、面積、地形および人口

地域

インドネシア共和国は、北をマレーシア、シンガポールおよびフィリピン、南をオーストラリアと接する地域に位置し、陸地の総面積が約1,916,907平方キロメートルとなる約16,056の島々からなる、世界最大の群島国家である。

インドネシアの主要な島は、スマトラ島、ジャワ島、バリ島、カリマンタン島（ボルネオ島としても知られており、同島の北部はマレーシアおよびブルネイに属している。）、スラウェシ島およびパプア（同島の東部はパプア・ニューギニアに属している。）である。インドネシアの国土は、西はナングロ・アチェ・ダルサラーム（以下「アチェ」という。）から赤道を越えて東はパプアまで、5,120キロメートルに広がっている。ジャカルタはインドネシアの首都かつ最大の都市で、ジャワ島西部の北部沿岸に位置している。

近年、政府は、スマトラおよびカリマンタンの各島の農地整備に向けた森林や原野の野焼きにより生じる煙霧その他の悪影響を解消するため、様々な対策を講じている。

自然災害およびパンデミック

インドネシアは、世界で最も火山活動と地震活動が活発な地域のうちの一つに位置している。三大リソスフェア（岩石圏）のプレート収束帯に位置していることから、大きな被害をもたらす火山噴火、地震および津波（アチェ州に甚大な被害をもたらした2004年の地震やその後のインド洋津波を含む。）を引き起こす可能性のある、地震活動の影響を受けやすい。これらの地質学的事象に加え、インドネシアは、豪雨や洪水などのその他の自然災害も被っている。これら全ての自然災害は、人命の損失、人々の強制避難および財産への被害をもたらす、経済および発展に著しい影響を与える可能性があった。

2016年12月にアチェ州で発生した地震により、約100名が死亡し、何百人もの負傷者ならびに何百件もの家屋およびその他の財産への損害が発生した。2016年の自然災害後の救援活動に関連した政府歳出の合計は、2.9兆ルピアであった。

2017年11月には、インドネシアのバリ島の火山であるアグン山で複数回の噴火があった。これにより何千人もが避難することとなり、飛行機の運航に混乱が生じた。2017年の緊急時対応のための準備金としての緊急時資金調達による政府歳出の合計は、4.25兆ルピアであった。

2018年8月にロンボク島およびスンバワ島で相次いで発生した地震により、約560名が死亡し、7,000名もの重傷者ならびにインフラ、家屋およびその他の財産に損害が発生した。インフラおよび財産への損害は、12.2兆ルピアと見積もられた。

2018年9月に中部スラウェシ州で発生した大地震およびそれに伴う津波により、約2,300名が死亡し、4,600名もの負傷者、1,300名もの行方不明者ならびにインフラ、家屋およびその他の財産に損害が発生した。インフラおよび財産への損害は、18.5兆ルピアと見積もられた。

2018年12月22日にスンダ海峡にあるアナク・クラカタウ火山島の噴火およびその一部の崩壊によって引き起こされた津波が、ジャワ島のバンテン州およびスマトラ島のランブン州の沿岸地域を襲った。これにより、約429名以上が死亡し、1,459名が負傷した。また、セランとパンデグランを結ぶ道路が遮断された。2018年、自然災害後の救援活動に対する財政支援のため緊急時資金として、6.4兆ルピアが調達された。

最近では、2020年1月1日にジャカルタ、ブカシおよびボゴール近郊の豪雨が引き起こした土砂崩れおよび洪水により、約50名が死亡し、約400,000名が強制避難することとなった。一部地域では浸水の高さが6メートルに達し、ここ10年で最悪の降水量となった。この異常気象により、少なくとも169か所の近隣地域での浸水も発生した。被災地の損害の見積額は、未だ計算中である。

2020年3月11日、世界保健機関は、最近の新型コロナウイルス（COVID-19）（以下「コロナウイルス」という。）の急速な感染拡大は世界的なパンデミックであると宣言した。インドネシアでは2020年3月2日に最初の感染者が確認されて以降、コロナウイルスの感染は拡大を続けている。コロナウイルスの感染拡大がインドネシアの経済に与える影響を正確に見積もることは困難であるが、コロナウイルスは世界経済または地域経済に悪影響を及ぼし始めており、それがインドネシア経済に直接または間接的に影響しかねない。

コロナウイルスのパンデミックに対応する形で、インドネシアの国家予算は、公衆衛生および市民（医療従事者を含む。）の安全の確保、ならびに弱者の社会的セーフティーネット（*Jaring Pengaman Sosial*）に関する保護および長期的な経済基盤を維持するための実業界の保護の確保に優先事項が転換された。コロナウイルスに対処するための総額405.1兆ルピアの予算の優先順位の詳細は以下の通りである。

1. 第1は、主に医療従事者のインセンティブと健康管理であり、これに75兆ルピアを用いる。
2. 第2に、社会的セーフティーネットの拡大であり、これに110兆ルピアを用いる。
3. 第3に、課税、輸入関税および企業金融からの産業支援に70.1兆ルピアを用いる。
4. 第4に、国家の経済再生プログラムのための財政的な支援に150兆ルピアを用いる。

ジョコ・ウィドド大統領は、コロナウイルスに関するスピーチの中で、政府および地方政府は、コロナウイルス（その罹患者を含む。）に対処するために、効果的かつ速やかに予算に優先順位を付けて充当しなければならない旨、および財務大臣は、効果的かつ効率的に利用されるような十分な財政支援の提供を行うべき旨述べた。政府は、災害対策に関する法律2007年第24号に基づき、以下を含むいくつかの法令を公布した。

1. コロナウイルスを公衆衛生の緊急事態を招く種類の疾病に指定することを決定する、コロナウイルス感染症2019（COVID-19）による国家的な公衆衛生の緊急事態宣言に関する大統領令2020年第11号
2. 省庁および国家の機関と地方政府の相乗作用によりコロナウイルス対策を加速させる、COVID-19対策タスクフォース（Gugus Tugas Percepatan Penanganan Covid-19）に関する大統領令2020年第9号
3. 学校や職場の閉鎖、宗教活動の制限および公共の場所や施設における活動の制限を含む、コロナウイルスの拡大の可能性を防ぐための方法として、コロナウイルスへの感染が疑われる場所での大人数による一定の活動を制限することと定義される「社会的距離戦略」を定めた、コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の緩和を促進するための大規模な「社会的距離戦略」に関する2020年政令第21号。

環境

インドネシアが直面している環境問題には、以下のようなものがある。

- ・ 森林伐採

- ・ 水供給の不足と水質
- ・ 土地の沈下
- ・ 土壌浸食
- ・ 大気汚染
- ・ 都市部での不適切な廃棄物管理ならびに
- ・ 土地および森林の火災

また、インドネシアは、長引く干ばつ、極端な気象現象の頻発および大雨による洪水など、地球規模の気候変動の影響を受けやすく、これらにより食料、水およびエネルギーの生産および流通にも影響が及び、最近では2020年1月1日に発生している。したがって、インドネシアは、気候変動の緩和および適応の取り組みを、食料、水およびエネルギー資源の保全のための耐性を築くために必須である統合的な概念であると考えている。このために、インドネシアは、国家開発計画に組み込まれた適応イニシアチブの国家的枠組みを提供する、気候変動適応に関する国家行動計画を採択している。インドネシアの気候変動適応戦略の中期目標は、2030年までに、全ての開発セクター（農業、水、エネルギー安全保障、林業、海洋および漁業、保健、公共サービス、インフラならびに都市システム）におけるリスクを、地域機能の強化、知識管理の改善、気候変動適応および防災に関する集中的な政策ならびに適応技術の適用を通じて低減することである。

政府は、監督および規制の強化ならびにコミュニティおよび民間セクターの認識および関与の強化を通じて、これらの環境問題に対処することを目指している。

2009年、スシロ・パンバン・ユドヨノ前大統領は、2015年のインドネシアの国家気候変動政策（以下「INDC」という。）の基礎となる排出目標を発表した。当該排出目標は、温室効果ガスの排出量を2020年までに対策を講じない場合と比較して26.0%削減し、国際的な支援を受けて2020年までに最大で41.0%削減するというものであった。現行のINDCでは、2030年までに29.0%の温室効果ガス削減および2030年までに41.0%削減の条件付目標が定められている。2011年、ユドヨノは、温室効果ガス削減のための国家行動計画（*Rencana Aksi Nasional Penurunan Emisi Gas Rumah Kaca*）（以下「RAN-GRK」という。）を含む大統領規則2011年第61号および国家温室効果ガス目録の実施に関する大統領規則2011年第71号を公布した。当該目録は、インドネシアが温室効果ガス排出量を削減するためにとる行動を定めている。2012年には、国家開発企画庁（以下「Bappenas」という。）がRAN-GRKの事務局を設置した。

RAN-GRKは、政府省庁および機関に対し、温室効果ガスの排出量削減のための関与を求めている。RAN-GRKは、地域行動計画（以下「RAD-GRK」という。）の排出量削減目標を達成するために不可欠な主要セクターを定めており、それらのセクターは、林業および泥炭地、農業、エネルギー、産業、運輸、廃棄物およびその他の関連セクターである。RAN-GRKは国の行動計画であるが、温室効果ガス削減を実施するための州、地方および民間企業の行動の基礎も築いている。RAN-GRKは、インドネシアの州がRAD-GRKを作成し、提出することを義務付けている。RAN-GRKは、地方政府がRAN-GRKの目標に貢献するようインセンティブを与えるために、機能の構築、予算および国内外の市場への潜在的関与を地方政府に提供している。RAD-GRKは各州の開発計画に合わせて調整される。内務省は、Bappenasおよび環境省の支援を得て、RAD-GRKの作成を監督し、調整している。Bappenasは、各地域の行動計画のガイドラインを作成する。

インドネシアの環境法は2009年に制定された（以下「2009年法」という。）。2009年法は、持続可能な開発、予防、予防措置および「汚染者負担」の原則に基づいている。また、2009年法には、環境文書および許認可要件も導入された。2009年法では、全ての事業活動について、環境許可書、環境影響計画書（以下「AMDAL」という。）、環境管理/モニタリング活動報告書（以下「UKL-UPL」という。）または環境の管理およびモニタリングのための準備に関する声明書（以下「SPPL」という。）のいずれかの形式で、環境文書を作成しなければならない。AMDALは、提案された事業についての潜在的に重大な環境影響を包括的に調査するものである。UKL-UPLは、環境に重大な影響を及ぼす可能性の低い事業によるモニタリングおよび管理の取り組みを対象としている。SPPLは通常、サービス提供者によって要求される。これらの文書は、事業許可の申請前に手配されなければならない。

環境問題への取り組みを強化するため、2014年10月に環境省および林業省が合併し、環境・林業省となった。その目的は、整合的で一貫性のある環境および森林伐採政策を、国レベルで、また、関連セクターごとに、設計、実行、実施および監督することである。環境・林業省の2016年の予算は5,947十億ルピア（約442.6百万米ドル）であり、2017年の予算は6,463十億ルピア（約477.1百万米ドル）であった。2018年の予算は、8,025十億ルピア（約598.9百万米ドル）であり、2019年の予算は9,076十億ルピア（約672.3百万米ドル）であった。予算は、水質の向上、空気質の向上、森林および土地の修復、マングローブの修復、有害物質および危険廃棄物管理、一般廃棄物管理ならびに環境法実施に焦点を合わせている。

さらに、公共事業・国民住宅省は、環境・林業省と共同で、環境の質を向上させるために地域一般廃棄物インフラおよび生活排水処理を整備する環境プログラムを設計している。

ジャカルタは近年、インフラおよび水管理が不十分であるために、雨季のピーク時に洪水が頻発し、結果として数万人の居住者が一時的に移転しなければならないという問題を抱えている。また、ジャカルタでは、主に地下水深層の採取とジャカルタの高層ビルからの需要圧力が相まって、地盤沈下の問題が生じている。これに対処するため、公共事業・国民住宅省では、国家首都総合沿岸開発基本計画を導入している。

人口

インドネシアの人口は、2019年に約268百万人に達し、中国、インドおよび米国に次いで世界第4位の地位を占める。人口が最も密集しているのはジャワ島（2019年の統計で推定約151.1百万人）で、首都ジャカルタの人口は2019年の統計で約10.6百万人と推定されている。

インドネシアの人口は若年層が多く、また増加している。政府の推定によれば、2019年には、人口の約26%が15歳未満、約43%が25歳未満であり、2010年から2019年までの人口増加年率は年率1.31%であった。

2010年の国勢調査によれば、インドネシアの人口の約87.2%がイスラム教徒、9.9%がキリスト教徒であり、その他はヒンズー教徒、仏教徒およびその他宗教の信徒である。インドネシアの人口の大多数はマレー系であるが、スマトラ島のアチェ族、バタク族およびミナンカバウ族、ジャワ島のジャワ族およびスダ族、マドゥラ島のマドゥラ族、バリ島のバリ族、ロンボク島のササク族、スラウェシ島のミナハサ族、マカッサル族、トラジャ族およびブギス族、カリマンタン島のダヤク族、パプアのダニ族およびアスマット族を含む300以上の民族が存在する。インドネシアの人口には中国系、アラブ系、ユーラシア系、インド系およびパキスタン系も含まれる。

インドネシアの公用語はマレー語を由来とするバハサ・インドネシア（インドネシア語）である。英語が広く用いられており、多くの中学校で教えられている。インドネシア全体で約500の言語・方言が話されている。

(b) 政治、外交、主要な条約

政治史および政党の歩み

インドネシアは、1605年から1945年の独立までの期間は、ほぼ継続的にオランダによる植民地支配下にあり、オランダ領東インドとして知られていた。オランダによる統治は19世紀のイギリスによる短期間の植民地支配により中断され、1942年から1945年まで続いた日本の占領により終了した。

インドネシアは1945年8月17日に独立を宣言し、同年、憲法を採択した。この憲法は数回改正され、（1949年に置き換えられ、1959年に再採択されているものの、）今日も有効に存続している。1966年に、政権はスカルノ大統領からスハルト将軍に委譲された。スハルト将軍は、1998年まで大統領を務めたが、1997年に発生したアジア金融危機、そしてこれと同時期に発生した過去50年でインドネシア最悪の干ばつ、輸出商品の価格下落、ルピア価値の暴落および急速なインフレにより社会不安が広がり、それを受けて大統領を辞職した。

スハルト政権後は、インドネシアにおいて「*Reformasi*（改革）」と称される時代に入り、様々な政府機関の変更、司法、立法および行政機関の構造改革が断行された。1999年から2002年にかけて憲法が改正され、チェック・アンド・バランス（抑制と均衡）および権力分立が強化され、より直接的な民主制が定められた。改正前、そしてスハルト大統領の政権時の政府は、高度に中央集権化されていた。スハルト時代の権力は大統領職に集中しており、議会で特定の数の議席が軍に割り当てられるなど、軍が政府に多大な影響力を有していた。スハルト政権終了後の改正およびその他の政治改革の主な目標は、（ ）直接民主制の水準を上げること、（ ）政府における軍の影響力を弱めること、（ ）地方および地域の政府当局に権限を分散させること、ならびに（ ）司法制度の透明性および廉潔性を向上することである。

インドネシアの直近の大統領選挙は2019年4月に実施された。この選挙で、ジョコ・ウィドドおよびKH. マルフ・アミンがそれぞれ大統領および副大統領に2024年までの任期で当選した。大統領候補は（副大統領候補と合わせて）個人が指名されるが、政党との関係および政党からの支持が選挙の結果に大きく影響する。したがって、議会選挙の結果は、大統領選挙の行方を示す重要な指標である。

2019年総選挙が2019年4月17日に行われ、大統領および副大統領、国民議会議員、地方代表議会議員、州議会議員、市・県議会議員が選出された。

インドネシア法に基づき、総選挙委員会（*Komisi Pemilihan Umum*）（以下「KPU」という。）は総選挙を独立して実施する役割を担い、総選挙の結果を判断する権限を有する国家機関である。2019年総選挙に関して、KPUは2019年5月21日に正式な得票数を発表し、これによりジョコ・ウィドド大統領およびKH. マルフ・アミン副大統領が2024年までそれぞれ大統領職および副大統領職を務めることが確定した。選挙結果の発表後、インドネシアでは抗議活動およびデモが発生した。2019年5月24日、大統領候補プラボウォ・スビアントおよび副大統領候補サンディアガ・S・ウノは、憲法裁判所に総選挙の結果に対する不服申立てを行った。2019年6月27日、憲法裁判所は、スビアント氏およびウノ氏の申立てを却下する判決を言い渡した。ウィドド大統領およびアミン副大統領は就任宣誓し、2019年10月20日に5年の任期を開始した。2019年8月、ウィドド大統領は、インドネシアの首都をジャカルタからボルネオ島の東カリマンタン州に所在する地域に移転する計画を発表した。また、ウィドド大統領は、首都の物理的な移転は2024年に開始し、費用は466兆ルピアになる見通しであり、このうちの19%が国家予算から支出されると発表した。残りの金額は、官民連携および民間投資から調達される。計画は準備段階にあり、変更の可能性がある、議会の承認および移転の法的根拠となる法律（*undang-undang*）の予定した立法化を含む政府の各種承認を得ることを条件とする。

インドネシアは過去の選挙（直近の総選挙を含む。）を滞りなく実施しているが、インドネシアは、各種社会政治的問題に直面し続けており、時折、政情不安ならびに社会および市民不安が発生している。2000年以降、何千人ものインドネシア人がジャカルタおよびその他のインドネシアの都市において、メガワティ元大統領、ユドヨノ元大統領およびウィドド現大統領を支持または反対するデモや、燃料または電気料金の補助金削減、国有財産の私有化、腐敗防止策、分権化および州の自治権、政府の元役員およびその家族による行為ならびに中東におけるアメリカ主導の軍事行動を含む特定の問題に対するデモに参加している。2017年2月および4月のジャカルタの州知事選は、宗教的な意味をもった抗議活動につながった。2017年4月、前教育・文化相のアニス・バスウェダンが、当時の現職のバスキ・チャハヤ・ブルナマ州知事（その後宗教冒涇罪で有罪）を破り、ジャカルタ州知事に選出された。暴動に転じたデモがいくつかあったにもかかわらず、インドネシアは概して平和的かつ成功裏に複数の主要選挙を実施している。インドネシアの政治環境の最近の状態を考えると、インドネシアにおける政治活動は、さらなる市民暴動につながりうる政治および社会のある程度の不確実性をインドネシアにもたらし可能性がある。

ウィドド大統領は、2019年10月に大統領2期目に就任して以降、活力ある労働力の開発、テクノロジーを通じた産業間の協力の促進、インフラ開発の継続、立法上の優先事項である2つの一括法（雇用創出に関するものと零細企業の活性化に関するもの）の制定による規制の簡素化、官僚主義の削減、および天然資源の生産への依存を減らすことによる国家経済の多様化などのイニシアチブに焦点を当てることにより規制改革を継続していくという行政運営計画を発表した。

インドネシアの国民議会における政党

2019年から2024年までの期間

政党名	略称	議席数	議席率（％）
1 闘争民主党(<i>Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan</i>)	PDIP	128	22.26
2 ゴルカル党(<i>Partai Golongan Karya</i>)	GOLKAR	85	14.78
3 大インドネシア運動党(<i>Partai Gerakan Indonesia Raya</i>)	GERINDRA	78	13.57
4 国民民主党(<i>Partai Nasional Demokrat</i>)	NASDEM	59	10.26
5 民族覚醒党(<i>Partai Kebangkitan Bangsa</i>)	PKB	58	10.09
6 民主党(<i>Partai Demokrasi</i>)	PD	54	9.39
7 福祉正義党(<i>Partai Keadilan Sejahtera</i>)	PKS	50	8.70
8 国民信託党(<i>Partai Amanat Nasional</i>)	PAN	44	7.65
9 開発統一党(<i>Partai Pembangunan Nasional</i>)	PPP	19	3.30
合計		575	100.00

出所：DPR（国民議会）

中央政府

政府は、憲法に基づいて成立し、憲法の下で共和国が単一の共和制国家として成立している。憲法は、唯一神への信仰、人道主義、インドネシアの統一、代表制と協議における英知により指導される民主主義および国民全員の社会的公正を標榜する、5原則（*Pancasila*）として知られる一連の基本原則を定めている。

憲法は主権在民を宣言しており、大統領職、国民議会（*Dewan Perwakilan Rakyat*）（以下「DPR」という。）および地方代表議会（*Dewan Perwakilan Daerah*）（以下「DPD」という。）からなる国民協議会（*Majelis Permusyawaratan Rakyat*）（以下「MPR」という。）、最高監査機関（*Badan Pemeriksa Keuangan*）（以下「BPK」という。）、最高裁判所（*Mahkamah Agung*）、憲法裁判所（*Mahkamah Konstitusi*）ならびに司法委員会（*Komisi Yudisial*）が設置されている。

MPRは、憲法改正ならびに大統領を任命および罷免する権限を有する。MPRは二院制をとっており、主たる立法機関であるDPRと、DPDから構成される。DPRの議員数は575人である。DPDは現在136名がその職位にあり、各州から4名ずつの議員で構成されている。

DPRの議員は比例代表制により選出される。DPDの議員は、関連する選挙区における得票数に基づき、政党に関係なく選出される。

DPRと大統領には法案提出権がある。国家予算を含めて全ての法案はDPRと大統領双方の承認を要する。DPDは、地方に関する事項について法案を提出することができるが、これにはDPRと大統領双方の承認を要する。

大統領は、共和国の行政を行う権限と責任を有する。これには、他国に対する宣戦布告、講和、条約締結および法案の提出に係る権限も含まれるが、大統領によるこれらの行為はDPRの承認を得なければ発効しない。1999年の憲法改正により、大統領および副大統領の任期は1期5年最長2期に制限されることになった。

大統領の職務は大臣が補佐する。大臣は大統領が任命および罷免し、各大臣は大統領に対してのみ責任を負う。

司法制度

憲法は、インドネシアの司法制度は独立のものでなければならないこと、また、司法権は司法権以外の権力の影響を受けることなく裁判所により行使されることを定めている。共和国の司法権は最高裁判所、各下級裁判所および憲法裁判所がこれを行使する。最高裁判所の下位に位置する裁判所は事物管轄により組織されている。かかる裁判所には、一般裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所および行政裁判所が含まれる。一般地方裁判所は、特別裁判所の制限的管轄に属さない全ての刑事および民事訴訟についての管轄権を有する。宗教裁判所は、イスラム教徒間の家族法の訴訟の管轄権を有する。軍事裁判所は軍人にかかわる訴訟についての管轄権を有する。行政裁判所は一定の政府決定に関する訴訟についての管轄権を有する。

さらに、一般裁判所および行政裁判所の下位には（ ）破産訴訟および知的財産権訴訟（企業秘密を除く。）についての管轄権を有する商業裁判所、（ ）子供に関する訴訟についての管轄権を有する児童裁判所、（ ）著しい人権侵害訴訟についての管轄権を有する人権裁判所、（ ）汚職事件についての管轄権を有する汚職裁判所、（ ）労使関連訴訟についての管轄権を有する労働裁判所、（ ）刑事上の漁業犯罪についての管轄権を有する漁業裁判所および（ ）租税上の紛争についての管轄権を有する租税裁判所といったいくつかの特別裁判所が存在する。また、最高裁判所は、各政府機関および公務員に対して法律問題に関する意見を表明する権限、裁判所に対して特定事項を裁定するように命じる権限、違法な判決を破棄する権限を有する。憲法裁判所は、憲法問題に関する専属的管轄権を有する。

地方政府および地方自治体

インドネシアには、ジャカルタ首都特別州を含め34の州が存在する。州の長は知事であり、州は複数の下位行政単位で構成される。下位行政単位には、カブパテン（*kabupaten*、県）およびコタ（*kota*、市）の2種類がある。県および市における政治および行政制度は一般的には類似しているが、市の方が都市的な傾向がある。県および市はクチャマタン（*kecamatan*、郡）、そしてさらに村またはケルラハン（*kelurahan*、区）（群の下部区域）に区分される。インドネシアは、34の州における514の県・市で構成されている。2017年に、政府は7の州、18の市および76の郡において、平和的な地方選挙を同時に滞りなく行った。地方選挙は、17の州、39の市および115の県において、2018年6月に滞りなく実施された。

過去19年にわたり中央政府は立法措置により重要な地方自治を推進し、構築した。現在の法律では、政府が主管する分野は以下の3つの領域に区分される。

- () 外交、国防、治安維持、司法、国家財政・金融および宗教など、中央政府が一切の権限を有する分野
- () 中央政府が、州政府および県/市の行政とともに実施する分野。以下のような分野が挙げられる。
 - (a) 地方政府が実施する義務的担当分野、すなわち、教育、保健、公共事業および特別計画、住宅、社会秩序および社会福祉で構成される基本サービスならびに非基本サービス。社会福祉および非基本サービスはさらに、労働、女性の社会的地位の向上および児童保護、食料の持続可能性、土地政策、生活環境、人口管理および住民登録、地域社会および村の活性化、人口抑制および家族計画、運輸、通信および情報科学、協同組合、農園、投資促進、青少年およびスポーツ、統計、暗号管理、文化ならびに図書館と公文書管理などのその他の事項に分類される。
 - (b) 地方政府が実施する選択的担当分野、すなわち、海洋および漁業、観光、農業、林業、エネルギーおよび鉱物資源、商業、産業、移住
- () 政府の長としての大統領にのみ権限が委ねられる事項（陸軍・海軍および空軍に関する事項、大使および領事の任命および交代、赦免および復権の許可、恩赦および廃止、称号、勲章その他の栄誉の印の授与など）

アチェ、ジャカルタ、ジョグジャカルタ、パプアおよび西パプアの各州は、中央政府から特別自治が認められている。パプアおよび西パプアでは、住民の一部が自由パプア運動（通常インドネシア語のイニシャルで「OPM」と称される。）への支持を示している。インドネシア警察を標的とする事件を含む、OPMの武装組織を巻き込んだ暴力的な事件も発生している一方で、国軍および警察は、これらの州の安全および秩序を維持する対策を講じ、政府は、パプアおよび西パプアの社会福祉を増進する政策を続けている。政府は、さらなる独立を求める一定のグループの懸念の解消に取り組んでおり、その対策として地方政府の権限拡大、インフラへの投資、司法へのアクセスの改善、アフーマティブ・アクション・プログラムの制度化、現地の民族間の格差の解消、福祉プログラムの充実およびインフラ開発の推進、こうしたグループが居住する地域の企業発展および投資の促進などを掲げている。

テロリズム

インドネシアでは、長年にわたり、ISIS、および地域外のその他のテロ組織と繋がりを持つ東南アジアのテロ組織網であるジェマ・イスラミアに関する事件を含む、爆弾テロ事件が複数発生している。これらの事件に対応して、治安部隊および司法組織は、犯人を裁くための措置を講じ、テロ組織網を標的に定めた。ISISが現れてから、ISISまたはISIS関連グループによるテロ攻撃がインドネシアにおいて複数回行われた。2016年1月14日、中央ジャカルタ市のサリナショッピングモールの近くで複数の爆発および銃撃があり、これにより8名が死亡し、23名が負傷した（一般的にサリナ爆弾テロと称される。）。2016年7月18日、インドネシア国軍および警察部隊は、ISIS支持派グループの指導者であり、長年逃亡していたサントソを殺害した。

2017年5月24日、一般的にカンブン・ムラユ自爆テロと称されるテロ事件が発生した。このテロ事件では、2名の自爆テロ犯が、ジャカルタの最も利用者の多い交通拠点の1つであるカンブン・ムラユというバス停留所の近くで爆発物を爆破し、これにより3名の警察官および2名の自爆テロ犯が死亡し、少なくともその他10名の人々が負傷した。2017年6月、インドネシアの国家警察のテロ対策部隊は、ジェマ・イスラミアの分派であるジェマ・アンシャル・ダウラ（以下「JAD」という。）/ジェマ・アンシャルットと称されるテログループの一員でカンブン・ムラユ自爆テロに関与した疑いがある36名を逮捕した。

一般的にスラバヤ自爆テロと称されるテロ事件が2018年5月に発生した。このテロ事件において、2018年5月13日、自爆テロ犯らはインドネシアで二番目に大きな都市であるスラバヤにある3か所の教会および1か所の集合住宅で爆弾を爆発させた。その翌日、スラバヤ警察本部において、2人の犯人が、入り口で警察による検問を受けていた時に、装置を爆発させた。スラバヤ自爆テロにより、合計で15名の市民、1名の警察官および13名の自爆テロ犯が死亡し、約50名が負傷した。これらの事件は、インドネシア国家警察と、西ジャワ州のインドネシアの国家警察の警察機動隊の本部におけるテロ行為で有罪とされた収容者の間で起きた3日間の拘置所立てこもり事件の数日後に起こった。当該収容者が起こしたテロ行為は、一般的に国家警察機動隊本部内の拘置所立てこもり事件として知られ、5名の警察官が死亡した。これらの攻撃は、2002年に起きたバリ島爆弾テロ事件以来、最も破壊的な攻撃であった。インドネシア国家警察は、これらの攻撃は、ジェマ・イスラミアの分派であるJAD/ジェマ・アン

シャルット・タウヒッドというテログループの指導者であるアマン・アブドゥルラフマンの投獄に対する報復として行われたと考えている。

2018年6月1日、インドネシア国家警察は、インドネシア全域に亘って行われた一連の対テロ対策の後、37名の容疑者を逮捕したことを発表した。テロ行為により訴えられていた4名は、銃撃戦において死亡した。2018年7月中旬までに、197名のテロ容疑者が逮捕され、うち20人が襲撃の最中に死亡した。

2018年6月22日、インドネシアは、改正反テロリズム法を制定した。当該改正法により、現在は、インドネシアの治安部隊が、過激派と疑われる者に対して先制攻撃を行うことが可能となり、また、当該改正法は、インドネシアの国軍が、より広範にインドネシア国家警察による対テロ組織の取り組みを支持することを想定している。

インドネシアはテロ対策のため、テロ対策、非過激化、マネーロンダリングおよびサイバー・セキュリティに関する法律ならびに警察および警備員の訓練努力（警官を訓練のためにカナダおよび米国に派遣することを含む。）などに取り組んでいる。インドネシアはまた、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）を通じて広域のテロ対策の取り組みにも加わり、国際連合を通じて世界的な取り組みにも加わっている。また、政府は、追加の人員、設備および訓練をもって警察のテロ対策部隊を支援するだけでなく、非過激化／カウンター・ナラティブ（テロに対抗する物語）の方策も採用した。ウィドド政権の過去3年にわたり、数百人のテロ容疑者が非過激化対策を通じて更生した。

インドネシア国家警察のデータによれば、2019年のテロ事件は、2018年と比べて減少した。これらの記録によると、逮捕されたテロ容疑者は、2018年には395名であり、2019年には297名であった。2019年を通して、テロ行為の件数は2018年と比べて19件から9件に減少し、53%の減少となった。また、インドネシア国家警察のうち、テロ行為の被害を受けた警察官の人数は、2018年には22名であったが、2019年には12名に減少し、そのうち1名が死亡した。一方、297名のテロ容疑者の法的手続については、202名が未だ捜査中であり、81名が裁判にかけられており、3名が判決を受けており、残りの者は死亡した。

2019年3月12日に、アブ・ハムザとしても知られ、フサインと呼ばれるテロ容疑者が、北スマトラ州のシボルガにおいて、インドネシア国家警察の対テロ特殊部隊88により逮捕された。また、治安部隊（インドネシア国家警察の対テロ特殊部隊88）との交渉に失敗し、2019年3月13日に北スマトラ州のシボルガに所在する自宅で自らを自身の子供と共に爆破したテロ容疑者であるアブ・ハムザの妻も逮捕された。当該交渉には、アブ・ハムザも自首するために妻と共に参加していた。北スマトラ州地域におけるテロ容疑者の逮捕は、ランブンにおいて2019年3月9日にリント・スギアントと呼ばれるテロ容疑者が逮捕されたことに起因している。

2019年10月10日、インドネシアの当時の治安担当大臣であったウィラント氏がバンテンへの公式訪問中に刺傷された。警察官1名を含むその他3名がこの襲撃によって負傷し、2名の犯人が逮捕された。その1か月後の2019年11月13日には、メダン市警本部において自爆テロが発生し、4名の警察官および2名の市民が負傷した。インドネシア国家警察は、この襲撃後に74名のテロ容疑者を逮捕した。インドネシア国家警察は、2件の犯罪の犯人がJADグループの一員であり、ソーシャルメディアを通じてテロを行うように吹き込まれたことを確認した。これらの者らは、政府および警察の職員を敵とみなして狙っていた。

インドネシアにおけるテロの脅威の大きさは、ISISを他の地域に押しやる多国籍軍の攻勢の進展により、シリアにおけるISISグループの切迫感が高まっていること、また、ISISの高官が各国の賛同者に、それぞれの地域で活動を行うよう指示していることが要因となっている。したがって、風船理論が適用され、イラクおよびシリアにおける圧力が強まると、力は他の場所、特に新兵募集場所の1つである東南アジア（とりわけインドネシア）に移動する。

技術の進歩もテロ行為に寄与している。テロ行為の中には、インターネットを利用して過激化した犯人が引き起こしたものもあった。この傾向は、特に、不寛容なグループの行動が拡大し続け、その行動が過激な行動として正当化された場合に、増大すると予想される。

以上のことから、インドネシアにおける2019年のテロの脅威は依然として極めて強く、深刻な脅威であるといえる。そのため、過激派のグループが事態を利用して行動を起こさないよう、技術面だけでなく、規制および政治面ならびに技術の習得における治安および情報組織ならびに司法機関の強化を通じて、政府、コミュニティおよび国家のあらゆる構成要素による統合的な措置が必要である。また、テロ犯罪法、情報機関法および情報通信技術法は、（実行されていない予防における最大の範囲で）テロ行為に対応し、対処できるよう、現在の動向に合わせて調整する必要がある。

外交関係ならびに国際機関および地域機構

インドネシアは、近隣諸国およびその主要な経済パートナーと緊密な外交関係を維持している。

共和国は、ASEAN創設 5 か国の一つである。ASEANは、地域の安定を確保するために1967年に設立され、現在は、加盟国（ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナム）間の発展格差の縮小に取り組んでいる。ASEAN加盟国は、いくつかの分野において相互援助および協力に関する様々な協定を締結している。

その他にも共和国は下記をはじめ数々の国際機関および地域の機関に加盟している。

- ・ 国際連合
- ・ IMF
- ・ 世界銀行および世界銀行関連機関
- ・ アジア開発銀行（以下「アジア開発銀行」という。）
- ・ ASEAN
- ・ ASEAN+ 3 (ASEAN諸国の他、中国、日本および韓国)
- ・ チェンマイ・イニシアティブ
- ・ 信用保証・投資ファシリティ
- ・ 20か国首脳会議（以下「G20」という。）。ASEAN加盟国の中で、インドネシアは唯一の参加国である。
- ・ イスラム開発銀行
- ・ 世界貿易機関
- ・ アジア太平洋経済協力（以下「APEC」という。）。インドネシアはその12か国の創設国の1つであり、引き続き重要な役割を担っている。
- ・ アジアインフラ投資銀行。アジア太平洋地域におけるインフラの整備を支援することを目的とする中国政府によるイニシアチブ。
- ・ 環インド洋連合（以下「IORA」という。）

またインドネシアは、非同盟運動、イスラム会議機構、77か国グループおよび中国、イスラム途上国 8 か国（Developing- 8）および15か国グループ（G-15）といった開発途上国で構成された国際機関の加盟国として、ならびに24か国グループ（G-24）フォーラムのオブザーバーとして、他の開発途上国に対する主導的役割を果たすよう努めている。

インドネシアは、1962年より、石油輸出国機構（以下「OPEC」という。）に加盟していたが、石油の純輸出国から純輸入国への立場の変更を考慮して、2009年 1 月にOPECから離脱した。インドネシアは、2016年 1 月にOPECに再加盟したが、政策の問題や石油の純輸入国としての立場の継続を理由に、2016年 11月30日開催のOPEC総会においてOPECから離脱することを決定した。2017年 5 月24日、インドネシアは、インドネシアの原油生産を削減しなくてもよいことを条件として再加盟を求める書簡をOPECに送付したが、2017年12月、政府は、再加盟の手続を継続しないことを決定した。

インドネシアはまた、中華人民共和国が推進する一帯一路構想に関連する機会を追求している。本構想は、2つの区分、すなわち（ ）中央アジアから中東まで続く中国本土西部の陸路であるシルクロード経済ベルトおよび（ ）東南アジア、ペルシャ湾およびアフリカの角までを取り囲む戦略的かつ重要な海路である21世紀海上シルクロードで構成される。本構想は、アジア、ヨーロッパ、アフリカおよび南アメリカの国々の繋がりを拡大する機会を提供し、また、貿易の均衡、電子商取引、デジタル経済および金融包摂も促進する。2017年、インドネシアは、一帯一路構想発展のための融資についての指針の策定に積極的に関与した。インドネシアは、一帯一路構想への関与の一環として、北スマトラ、北カリマンタン、北スラウェシ、バリにおける 4 つの経済回廊を提案した。このプロジェクトの推計費用は 91.1十億米ドルである。

インドネシアは、1997年にIORAの加盟国となった。IORAに加盟して以降、インドネシアは積極的に活動し、数々の構想に直接従事しており、また、インド洋地域の経済および海上外交の促進を継続している。最近では、インドネシアは2017年 3 月にジャカルタにおいてIORA首脳会議を開催し、その結果、インド洋地域においてますます複雑化する問題を乗り越えるため、今後のIORA内での協力のための基盤および方向性を定めることを目的としたIORA協定（ジャカルタ協定とも称される。）が制定された。

下表は、インドネシアの2019年12月31日現在の特定の主要な国際金融機関への拠出額を示したものである。

機関	加盟年	2019年12月31日現在 拠出額	
		引受額	払込済
		(単位：百万米ドル)	
アジア開発銀行	1966	8,025.5 ⁽¹⁾	401.3 ⁽¹⁾
IMF	1966 ⁽²⁾	6,337.2 ⁽¹⁾	6,337.2 ⁽¹⁾
世界銀行グループ			
国際復興開発銀行	1966 ⁽²⁾	2,778.3	167.2
国際開発協会	1968	110.0	49.8
国際金融公社	1968 ⁽³⁾	31.6	31.6
多数国間投資保証機関	1986	20.0	3.8
イスラム開発銀行 ⁽⁴⁾	1975	1,579.8	191.2
国際イスラム貿易金融公社	1992	2.1	2.1
イスラム投資・輸出保険機関 ⁽⁴⁾	1992	0.7	0.2
イスラム民間開発公社	1992	21.8	19.3
国際農業開発基金	1977	82.0	74.9
一次産品共通基金	1980	1.3	1.3
信用保証・投資ファシリティ	2012	21.6	12.6
ASEANインフラ投資銀行	2015	3,360.7	672.1
ASEANインフラ基金	2012	120.0	120.0
国際ゴム公社	2002	4.0	4.0

出所：インドネシア銀行および財務省

- (1) IMFの特別引出権（以下「SDR」という。）建て。2019年12月31日の為替レート（1.383米ドル＝1SDR）を使用して換算されている。
- (2) もともと1954年にIMFおよび国際復興開発銀行に加盟していたが、1965年に脱退。その後1966年に再加盟している。
- (3) もともと1956年に国際金融公社に加盟していたが、1961年に脱退し、その後1968年に再加盟している。
- (4) ID建て（1ID＝1SDR）。上記の注記（1）を参照のこと。

多国間貸付の詳細については、下記「(6)公債 - (b)公債の残高」を参照のこと。

外交関係

インドネシアは、自由で積極的な外交政策を採用し、一方で世界の平和と安全の維持において重要な役割を担うことに引き続き尽力している。この政策は、インドネシアの憲法に組み込まれており、国連憲章に記される国際社会の願いとインドネシアの足並みが揃っていることを示すさらなる証拠である。この点において、インドネシアは、国際関係において規範となりがちなように、考えを同じくする特定の地域の国々の利益を増進することにおいてのみ指導的な役割を担うのではなく、全ての国々の共通の利益のために、全ての国々の関心事項を包含した基盤を構築する架け橋となる交渉役を継続的かつ一貫して担っている。

インドネシアは、今後何十年にもわたり、何十億もの人々の生活に影響を与える重要性があると考えられる会議に引き続き積極的に参加していく。これに関連して、インドネシアは2015年7月13日から16日にエチオピアのアディスアベバで開催された第3回開発資金国際会議、同年9月25日から27日に米国ニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミット、同年11月15日から16日にトルコのアンタルヤで開催されたG20サミットおよび同年11月30日から12月11日にフランスのバリで開催された国連の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、さらには2016年9月4日から5日に中国の杭州で開催されたG20サミット、同年11月19日から20日にペルーのリマで開催されたAPEC首脳会議、2017年7月7日から8日にドイツのハンブルグで開催されたG20サミットおよび同年11月10日から11日にベトナムのダナンで開催されたAPECサミットへ積極的に参加した。

2018年、インドネシアは、バリ島で開催されたIMFおよび世界銀行グループの2018年年次総会、バリ島で開催されたインドネシア・アフリカフォーラム、2018年アジア競技大会および2018年アジアパラ競技大会を含む、一連の国際イベントのホスト国を務めた。IMFおよび世界銀行グループの2018年年次総会

は、バリ島で2018年10月12日から14日に開催され、G20加盟国である中国、日本、アメリカ合衆国およびフランスを含む、189の参加国から3,500人の代表者が出席した。

インドネシア・アフリカフォーラムはバリ島で2018年4月10日から11日に開催され、53の国々が出席した。当該フォーラムは、様々な経済機会を開拓し、技術的な協力を強化し、インドネシアおよびアフリカ諸国間の既存のパートナーシップを高めることを目指している。

150,000人以上の出席者と共に、G20加盟国である中国、インド、日本および韓国を含む44か国から、11,000人以上の選手が2018年アジア競技大会に参加した。2018年アジアパラ競技大会には、450,000人以上が出席し、G20加盟国である中国、インド、日本および韓国を含む43か国から、約3,000人以上の選手が参加した。

インドネシアは、ミレニアム開発目標（以下「MDGs」という。）に掲げられた飢餓と栄養失調の減少という目標におけるその積極的な役割を認められ、2015年6月7日に開催された「MDGsラウンドの最終回：飢餓との闘いにおける成果の認識」をテーマとした特別イベントにおいて、国際連合食糧農業機関より表彰を受けた。

インドネシアおよび中国は、ネピドーにおける第17回中国ASEAN首脳会議の共同声明に盛り込まれた、中国ASEAN海洋協力年2015の実施を推進している。

2018年10月29日から30日にかけてバリ島でOur Ocean Conference（以下「OOC」という。）が開催された。OOCの結果、海事部門では推計10.7十億米ドルとなる305の公約がされるとともに、1,400万平方キロメートルの新たな海洋保護区が設定された。

海上境界画定および南シナ海

政府には、「相互協力に基づく、主権、独立および特質あるインドネシアの実現」というビジョンを実行するための、*Nawa Cita*（9つの目標）と称される9つの優先事項がある。*Nawa Cita*に従って、政府は10の近隣の国、すなわち、インド、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン、パラオ、パプア・ニューギニア、東ティモールおよびオーストラリアと境界に関する外交上の交渉を行ってきた。

インドネシアは、以下の海上境界に合意した。

- ・ マレーシア（マラッカ海峡北部）およびシンガポール（シンガポール海峡中部、西部および東部）との間のいくつかの領海の境界ならびにパプア・ニューギニアとの間の全領海の境界
- ・ フィリピン、オーストラリアおよびパプア・ニューギニアとの間の排他的経済水域
- ・ インド、タイ、マレーシア（マラッカ海峡および南シナ海）、ベトナム、オーストラリアおよびパプア・ニューギニアとの間の大陸棚

以下の海上境界についての交渉は継続中である。

- ・ マレーシア、シンガポールおよび東ティモールとの間の領海の境界の残存部分
- ・ インド、タイ、マレーシア、ベトナム、パラオおよび東ティモールとの間の排他的経済水域
- ・ マレーシア、フィリピン、パラオおよび東ティモールとの間の大陸棚

インドネシアは、国際法に従い、平和的かつ外交的な手段を通じて、これらの海上境界に関する問題の解決を目指している。

インドネシアは、国益を確保するため、また、南シナ海における安定性および安全性の維持を確たるものとするための取り組みを行っている。これらの目的は、中国との二国間ベースでも進められ、ASEANにおいて進められる構想を通じても前進している。これに従って、2017年11月、中国および10のASEAN加盟国（インドネシアを含む。）は、2017年8月に合意された交渉の枠組みに基づき2002年に出示されたASEANおよび中国間の南シナ海における関係国の行動宣言（しばしば「DOC」と称される。）を実行するために、行動規範（以下「COC」という。）についての議論を開始する合意を発表した。直近では、外務省が、2017年11月15日から17日に、南シナ海に関するワークショップを開催し、ブルネイ・ダルサラーム、中国、フィリピン、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、ベトナムおよび台湾の代表者が、利害関係者との間の協力の機会を模索するため、また、協力プロジェクトおよび海上境界についての話し合いを促進するためにこれに参加した。インドネシアはまた、2017年12月に開催された第7回ASEAN海洋フォーラムおよび第5回ASEAN海洋フォーラム拡大会合のホスト国を務めた。これらのフォーラムにおいて議論された事項には、航行および上空通過の安全性および自由に関する事項を含め、地域における安全、平和および安定を確保するために相互信頼と信用をさらに促進するため

の海洋協力におけるつながりを強化することの重要性が含まれていた。直近では、外務省が、2018年11月30日から12月1日に、北スラウェシ州のマナドにおいて、南シナ海での航行の安全性のワークショップを開催し、中国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、シンガポールおよびベトナムの代表者が、利害関係者との間の協力の機会を模索するため、また、南シナ海の海事安全性についての話し合いを促進するためにこれに参加した。これらのフォーラムにおいて議論された事項には、関連する国際的な法的手段、地域的な枠組みおよび南シナ海での航行の安全性をさらに促進し、確保するための実施に関する事項が含まれていた。海の汚染防止/海の環境保護、革新的技術および海事安全の区域における政策などのその他の事項も、当該ワークショップにおいて協議された。

インドネシアは、中国との間で、南シナ海において両国の領海の重複問題はないと認識しているが、かかる地域での紛争解決および対立回避を推進するために、引き続き中国とのコミュニケーションおよび協議を確立するための取り組みを続ける。2017年5月、インドネシアおよび中国の外務大臣は、2017年から2021年における包括的・戦略的パートナーシップの実施に向けた行動計画に署名した。これには、DOCを完全実施し、COCの採択を促進するという中国の確約が含まれていた。インドネシアはまた、相互信頼を高め、潜在的な対立を防止するために、インドネシア海上保安機構と中国沿岸警備隊との間の協力を促進した。

インドネシアは、北ナトゥナ海（南シナ海の一部とも称される。）のナトゥナ諸島沖の自国の排他的経済水域の経済開発を引き続き追求している。報道によると、インドネシアは、この水域の他国籍漁船に対する措置を講じてきた。これには中国の船舶も含まれるが、これについて中国は、昔からの中国の漁場であると述べている。

持続可能な開発目標

政府は、国連が採用した2030年開発アジェンダを達成するために、国連の持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）を実施するという約束を繰り返し述べた。Bappenasは、インドネシアにおけるSDGsの実施に関する2017年大統領規則第59号を通じて、インドネシアにおいてSDGsを実施するためのロードマップを提示するよう指示されている。

（２）【経済】

（a）最近の経済の動向

インドネシアの経済は、バランスの取れた多様な経済を特色とする。インドネシア経済が現在直面している大きな問題の一つは、共和国の輸出実績を決定する重要な要因である世界経済の回復と物価に関して、先行きが不透明なことである。

国内においては、経済に影響を及ぼす要因として、人口増加、雇用創出、インフラ整備プログラムの進捗、比較的安定した低インフレ率の維持、対外債務の返済負担の国内予算に及ぼす圧力の解消が挙げられる。

下表は、表示期間における共和国の主要経済指標をそれぞれ示したものである。

主要経済指標

	12月31日終了年度						
	2014年L	2015年L	2016年L	2017年L	2018年L	2019年P/U	2020年B
国民経済計算および物価:							
実質GDP成長率（前期比）	5.0%	4.9%	5.0%	5.1%	5.2%	5.0%	5.3%
1人当たりGDP（百万ルピア）	42.0	45.1	48.0	51.9	56.0	59.1	N/A
1人当たりGDP（米ドル） ^{（1）}	3,532	3,377	3,605	3,877	3,927	4,175	N/A
平均為替レート （ 1 米ドルあたりのルピア ） ^{（2）}	11,876	13,392	13,305	13,385	14,247	14,139	14,400
インフレ率の変化（CPIの前年比）	8.4%	3.4%	3.0%	3.6%	3.1%	2.7%	3.0%(4)
対外部門:							
経常黒字 /（赤字）（対GDP比％）	(3.1)%	(2.0)%	(1.8)%	(1.6)%	(2.9)%	(2.7) % (3)	N/A
金融収支:							
財政黒字 /（赤字）（対GDP比％）	(2.2)%	(2.6)%	(2.5)%	(2.5)%	(1.8)%	(2.2)%	(1.76)%

中央政府の対外債務（兆ルピア）	1,131.0	1,410.0	1,496.3	1,648.2	1,857.4	1,809.6	N/A
債務返済比率 （政府歳入に対する割合％） ⁽⁴⁾	23.9%	25.4%	32.5%	34.0%	39.1%	42.8%	N/A

出所：インドネシア統計局（*Badan Pusat Statistik*）（以下「BPS」という。）、インドネシア銀行および財務省

L：Laporan Keuangan Pemerintah Pusat（以下「LKPP」という。）（中央政府財務報告書/監査済み）

U：未監査

P：暫定値

B：当初予算。なお、2020年度修正予算により財政黒字/（赤字）は(5.07)％に修正されているが、その他の主要経済指標にかかる修正は公表されていない。詳細は、「（５）財政、（a） 財政政策および租税制度の概要」の「政府予算—2020年度修正予算」を参照されたい。

N/A：入手不可

- 一人当たりGDP（米ドル）はルピアから米ドルに換算されたものであり、米ドルで示される中央政府の対外債務は、以下の1米ドルあたりの換算レートを用いてルピアに換算されている。2014年：1米ドル＝11,868ルピア、2015年：1米ドル＝13,377ルピア、2016年：1米ドル＝13,303ルピア、2017年：1米ドル＝13,384ルピア、2018年：1米ドル＝14,257ルピアおよび2019年：1米ドル＝14,148ルピア。当該換算レートは、該当期間における各月の輸出入取引に適用される月次の加重平均換算レートを参照してBPSが算定したものである。
- インドネシア銀行が年次報告において発表する該当期間の公式な平均為替レート。ただし、2019年の数値のみインドネシア銀行の計算に基づく。
- インドネシア銀行がインドネシアの国際収支報告において公表したデータによる。
- ± 1％の範囲に及ぶ。

地域における成長

ジャワ島は、最も人口密度が高く、消費も多く、産業の基盤である島として、歴史的にインドネシアの経済成長において中心的な貢献をしてきた。2019年12月31日に終了した年度に関する暫定値に基づき、国のGDPに対する寄与率はジャワ島が59.0％、スマトラ島が21.3％、カリマンタン島が8.0％、スラウェシ島が6.3％、バリ島および東ヌサ・トゥンガラ州が3.1％ならびにマルク州およびパプアが2.2％であった。

中央政府と地方政府の間の財務バランスに関する2004年法律第33号の施行に伴い、政府は毎年、国家予算の一部を地方および村への移転資金に割り当てる。地方および村への移転資金は、加速する開発計画のための資金調達手段の一つとなっており、地方政府が行う、国家の優先度の高い目標を達成するための手段でもある。当該割当ては、全ての地方の取り組みを、その質の改善、基本的な公共サービスの均質化、雇用の創出、飢餓の緩和および地域間財務能力の公平性の向上を支持する戦略的役割を果たす。

2014年から2018年まで、地方および村への移転資金の予算は、平均して、毎年7.3％増加した。近年の地方への移転の増加は、その地域の基本的な公共サービスの提供を改善する役割を果たしている。より詳細な情報については、下記「(5)財政 - (c)政府の歳入および歳出」を参照のこと。

(b) GDPおよび国民所得の推移

GDP

本書では、GDPを、名目ベースと実質ベースの両方で示している。名目ベースのGDPでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算定され、一方の実質ベースのGDP（「実質」GDPとも称される。）は、基準年の価格を用いるため、インフレやデフレなどの物価変動の影響を除いた国内の生産額が算定される。

下表は、表示期間における名目ベースおよび実質ベースのそれぞれについて、支出別のインドネシア経済におけるGDPの分布を示したものである（名目ベース）。

支出別GDP （名目ベース）

12月31日終了年度

2014年	％	2015年	％	2016年	％	2017年	％	2018年P	％	2019年P	％
-------	---	-------	---	-------	---	-------	---	--------	---	--------	---

（単位：十億ルピアおよび対GDP比）

GDP	10,569,705	100.0	11,526,333	100.0	12,401,729	100.0	13,589,826	100.0	14,838,312	100.0	15,833,943	100.0
-----	------------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-------

加算：物品・サービスの 輸入	2,580,508	24.4	2,394,879	20.8	2,273,528	18.3	2,606,283	19.2	3,268,839	22.0	2,991,963	18.9
物品・サービスの総供 給量	13,150,213	124.4	13,921,212	120.8	14,675,257	118.3	16,196,109	119.2	18,107,151	122.0	18,825,907	118.9
減算：物品・サービスの 輸出	2,501,425	23.7	2,438,993	21.2	2,367,365	19.1	2,742,061	20.2	3,111,923	21.0	2,914,636	18.4
国内総支出	10,648,788	100.7	11,482,219	99.6	12,307,891	99.2	13,454,048	99.0	14,995,227	101.1	15,911,271	100.5
国内総支出の割当：												
家計消費支出	5,915,194	56.0	6,490,930	56.3	7,027,023	56.7	7,623,056	56.1	8,274,212	55.8	8,965,837	56.6
NPISH消費支出	124,242	1.2	130,951	1.1	144,499	1.2	160,594	1.2	180,815	1.2	206,013	1.3
政府消費支出	996,197	9.4	1,123,750	9.7	1,181,613	9.5	1,239,470	9.1	1,336,613	9.0	1,385,882	8.8
総消費	7,035,634	66.6	7,745,630	67.2	8,353,136	67.4	9,023,120	66.4	9,791,640	66.0	10,557,732	66.7
国内総固定資本形成	3,436,924	32.5	3,782,012	32.8	4,040,202	32.6	4,370,575	32.2	4,789,385	32.3	5,119,491	32.3
在庫変動（残高） ⁽¹⁾	176,231	1.7	(45,423)	(0.4)	(85,446)	(0.7)	60,353	0.4	414,202	2.8	234,049	1.5
国内総支出	10,648,789	100.7	11,482,219	99.6	12,307,891	99.2	13,454,048	99.0	14,995,227	101.1	15,911,271	100.5

出所：BPS

P：暫定値

(1) 統計上の不一致を含む。

支出別GDP (2010年実質ベース)

12月31日終了年度(1)

	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年P	%	2019年P	%
	(単位：十億ルピアおよび対GDP比)											
GDP	8,564,867	100.0	8,982,517	100.0	9,434,613	100.0	9,912,928	100.0	10,425,397	100.0	10,949,244	100.0
加算：物品・サービスの 輸入	1,987,114	23.2	1,862,939	20.7	1,818,133	19.3	1,964,819	19.8	2,198,263	21.1	2,029,280	18.5
物品・サービスの総供 給量	10,551,981	123.2	10,845,456	120.7	11,252,747	119.3	11,877,747	119.8	12,623,661	121.1	12,978,523	118.5
減算：物品・サービスの 輸出	2,047,887	23.9	2,004,467	22.3	1,971,183	20.9	2,146,565	21.7	2,287,090	21.9	2,267,120	20.7
国内総支出	8,504,093	99.3	8,840,989	98.4	9,281,564	98.4	9,731,183	98.2	10,336,571	99.1	10,711,404	97.8
国内総支出の割当：												
家計消費支出	4,651,018	54.3	4,881,631	54.3	5,126,308	54.3	5,379,629	54.3	5,651,454	54.2	5,936,400	54.2
NPISH消費支出	99,420	1.2	98,800	1.1	105,362	1.1	112,664	1.1	122,917	1.2	135,974	1.2
政府消費支出	736,283	8.6	775,398	8.6	774,305	8.2	790,756	8.0	828,683	7.9	855,597	7.8
総消費	5,486,722	64.1	5,755,829	64.1	6,005,975	63.7	6,283,049	63.4	6,603,054	63.3	6,927,970	63.3
国内総固定資本形成	2,772,471	32.4	2,911,356	32.4	3,041,585	32.2	3,228,763	32.6	3,443,242	33.0	3,596,364	32.8
在庫変動（残高） ⁽²⁾	244,901	2.9	173,804	1.9	234,004	2.5	219,370	2.2	290,275	2.8	187,070	1.7
国内総支出	8,504,093	99.3	8,840,989	98.4	9,281,564	98.4	9,731,183	98.2	10,336,571	99.1	10,711,404	97.8

出所：BPS

P：暫定値

(1) 2010年を基準年として計算。

(2) 統計上の不一致を含む。

国民所得

下表は、表示期間末現在の国民所得を示したものである。

国民所得

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：十億ルピア)					
国民所得	7,911,932.2	8,419,584.0	9,429,089.9	10,042,319.5	10,883,418.6	11,468,505.2

出所：BPS

P：暫定値

所得分配

下表は、表示期間末現在の所得分配を示したものである。

所得分配

(国民総所得に対する割合)⁽¹⁾

	3月31日現在					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
低所得者層（全人口の40.0％）	17.1%	17.1%	17.0%	17.1%	17.3%	17.7%
中所得者層（全人口の40.0％）	34.6%	34.7%	36.1%	36.5%	36.6%	36.8%
高所得者層（全人口の20.0％）	48.3%	48.3%	46.9%	46.4%	46.1%	45.5%
ジニ指数	0.41	0.41	0.40	0.39	0.39	0.38

出所：BPS

(1) ジニ指数の計算方法は、個人ベースの手法による。

2019年3月現在のインドネシアのジニ指数は0.38であった。ジニ指数は0.0から1.0の数値で表される所得分配を測る方法であり、その数値が大きければ大きいほど所得分配の不平等さが大きくなる。実務上、最小値が0.2を下回ることではなく、最大値は0.6に達する可能性がある。

インドネシアの貧困線を下回る人々の割合は、1998年のアジア経済危機以降減少傾向にある。BPSは、ベーシック・ニーズ・アプローチを用いて貧困率を計測しており、貧困を、食料および食料以外のベーシック・ニーズを経済的に確保できない状態と定義し、消費および支出別に計測している。この方法に基づくと、1998年には約49.5百万人（人口の24.2％）が貧困線を下回っていたが、2019年9月現在には、約24.8百万人（同9.2％）へと改善した。

(c) 産業構造および主要産業の状況ならびに鉱工業生産指数の推移**経済の主要部門**

インドネシアの主要経済部門は、製造業（石炭および石油・ガスを含む。）、農業・林業および漁業、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理、建設ならびに鉱業および採石業である。

下表は、表示期間における、インドネシアの名目ベースおよび実質ベースでの部門別GDPの内訳をそれぞれ示したものである。

**産業分野別GDP
(名目ベース)**

12月31日終了年度												
	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年P	%	2019年P	%
(単位：十億ルピアおよび対GDP比)												
製造業												
石炭および 石油・ガス 精製	337,201	3.2	320,845	2.8	286,400	2.3	309,373	2.3	332,299	2.2	336,696	2.1
石炭および 石油・ガス 以外	1,890,383	17.9	2,098,047	18.2	2,258,804	18.2	2,430,339	17.9	2,615,152	17.6	2,782,921	17.6
製造業合計	2,227,584	21.1	2,418,892	21.0	2,545,204	20.5	2,739,712	20.2	2,947,451	19.9	3,119,617	19.7
卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理	1,419,239	13.4	1,532,877	13.3	1,635,259	13.2	1,768,865	13.0	1,931,819	13.0	2,060,773	13.0
農業・林業および漁業												
農業・畜産・狩猟および農業サービス	1,089,550	10.3	1,183,969	10.3	1,266,849	10.2	1,347,526	9.9	1,417,499	9.6	1,489,523	9.4
林業および伐採	74,618	0.7	82,322	0.7	87,390	0.7	91,609	0.7	97,397	0.7	104,122	0.7
漁業	245,488	2.3	288,917	2.5	317,092	2.6	348,828	2.6	385,908	2.6	419,982	2.7
農業・林業および漁業の合計	1,409,656	13.3	1,555,207	13.5	1,671,330	13.5	1,787,963	13.2	1,900,804	12.8	2,013,627	12.7
鉱業および採石業												
石油・ガス・地熱鉱業	509,783	4.8	384,516	3.3	364,986	2.9	391,450	2.9	460,170	3.1	439,603	2.8
石炭・褐炭鉱業	259,767	2.5	229,974	2.0	231,698	1.9	323,365	2.4	401,277	2.7	368,891	2.3
金属鉱物	93,615	0.9	74,264	0.6	73,301	0.6	94,322	0.7	111,321	0.8	96,825	0.6
その他の鉱業および採石業	176,258	1.7	192,940	1.7	220,884	1.8	220,418	1.6	226,219	1.5	244,596	1.5
鉱業および採石業合計	1,039,423	9.8	881,694	7.6	890,868	7.2	1,029,555	7.6	1,198,987	8.1	1,149,914	7.3
建設	1,041,950	9.9	1,177,084	10.2	1,287,601	10.4	1,410,514	10.4	1,562,297	10.5	1,701,741	10.7
公共行政および防衛												
強制加入社会保障	404,630	3.8	449,382	3.9	476,491	3.8	499,344	3.7	542,029	3.7	572,457	3.6
情報・通信	369,457	3.5	406,017	3.5	449,189	3.6	513,716	3.8	558,938	3.8	626,425	4.0
輸送および倉庫	466,969	4.4	578,464	5.0	644,994	5.2	735,230	5.4	797,847	5.4	881,663	5.6
金融および保険業	408,439	3.9	464,400	4.0	520,207	4.2	571,204	4.2	616,315	4.2	671,356	4.2
教育	341,818	3.2	387,611	3.4	417,345	3.4	447,138	3.3	481,724	3.2	522,746	3.3
その他(1)	1,177,068	11.1	1,311,578	11.4	1,419,950	11.4	1,563,357	11.5	1,699,171	11.5	1,863,413	11.8
基準価格の粗付加価値	10,306,232	97.5	11,163,206	96.8	11,958,856	96.4	13,066,596	96.1	14,237,382	96.0	15,183,730	95.9
製品の補助金を除いた税金	263,473	2.5	363,127	3.2	442,873	3.6	523,230	3.9	600,930	4.0	650,213	4.1
GDP合計	10,569,705	100.0	11,526,333	100.0	12,401,729	100.0	13,589,826	100.0	14,838,312	100.0	15,833,943	100.0

出所：BPS

P：暫定値

- (1) 電気およびガスの調達、水の調達、ごみ処理、廃棄およびリサイクル、宿泊および食料飲料品供給、不動産、法人サービス、保健・医療サービスおよび社会活動、その他のサービス部門を含む。

産業分野別GDP (2010年実質ベース)

12月31日終了年度												
	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年P	%	2019年P	%

(単位：十億ルピアおよび対GDP比)

製造業												
石炭および 石油・ガス 精製	216,751	2.5	214,312	2.4	220,392	2.3	219,849	2.2	219,832	2.1	217,417	2.0
石炭および 石油・ガス 以外	1,637,506	19.1	1,720,221	19.2	1,796,485	19.0	1,883,617	19.0	1,973,537	18.9	2,059,266	18.8
製造業合計	1,854,257	21.6	1,934,533	21.5	2,016,877	21.4	2,103,466	21.2	2,193,368	21.0	2,276,683	20.8
卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理	1,177,298	13.7	1,207,165	13.4	1,255,761	13.3	1,311,747	13.2	1,376,883	13.2	1,440,523	13.2
農業・林業および漁業												
農業・畜産・狩猟および農業サービス	880,390	10.3	906,806	10.1	936,357	9.9	970,263	9.8	1,005,776	9.6	1,039,255	9.5
林業および伐採	59,574	0.7	60,624	0.7	60,002	0.6	61,280	0.6	62,982	0.6	63,218	0.6
漁業	189,090	2.2	204,017	2.3	214,597	2.3	226,833	2.3	238,616	2.3	252,485	2.3
農業・林業および漁業合計	1,129,053	13.2	1,171,446	13.0	1,210,956	12.8	1,258,376	12.7	1,307,374	12.5	1,354,957	12.4
鉱業および採石業												
石油・ガス・地熱鉱業	307,162	3.6	307,326	3.4	313,744	3.3	302,653	3.1	298,420	2.9	289,980	2.6
石炭・褐炭鉱業	251,074	2.9	232,725	2.6	223,099	2.4	226,479	2.3	235,561	2.3	259,599	2.4
金属鉱物	98,258	1.1	87,703	1.0	89,303	0.9	95,150	1.0	103,719	1.0	88,003	0.8
その他の鉱業および採石業	137,996	1.6	139,573	1.6	148,447	1.6	155,396	1.6	158,804	1.5	168,624	1.5
鉱業および採石業合計	794,490	9.3	767,327	8.5	774,593	8.2	779,678	7.9	796,505	7.6	806,206	7.4
建設	826,616	9.7	879,164	9.8	925,040	9.8	987,925	10.0	1,048,083	10.1	1,108,425	10.1
公共行政および防衛												
強制加入社会保障	296,330	3.5	310,055	3.5	319,965	3.4	326,571	3.3	349,507	3.4	365,678	3.3
情報・通信	384,476	4.5	421,770	4.7	459,208	4.9	503,421	5.1	538,875	5.2	589,435	5.4
輸送および倉庫	326,933	3.8	348,856	3.9	374,843	4.0	406,679	4.1	435,185	4.2	463,255	4.2
金融および保険業	319,826	3.7	347,269	3.9	378,279	4.0	398,959	4.0	415,579	4.0	443,042	4.0
教育	263,685	3.1	283,020	3.2	293,888	3.1	304,762	3.1	321,084	3.1	341,329	3.1
その他(1)	978,408	11.4	1,028,931	11.5	1,088,288	11.5	1,149,792	11.6	1,221,067	11.7	1,310,079	12.0
基準価格の粗付 加価値	8,351,369	97.5	8,699,535	96.8	9,097,698	96.4	9,530,892	96.1	10,003,114	96.0	10,499,612	95.9
製品の補助金を 除いた税金	213,498	2.5	282,982	3.2	336,916	3.6	381,812	3.9	422,203	4.0	449,632	4.1
GDP合計	8,564,867	100.0	8,982,517	100.0	9,434,613	100.0	9,912,704	100.0	10,425,316	100.0	10,949,244	100.0

出所：BPS

P：暫定値

- (1) 電気およびガスの調達、水の調達、ごみ処理、廃棄およびリサイクル、宿泊および食料飲料品供給、不動産、法人サービス、保健・医療サービスおよび社会活動、その他のサービス部門を含む。

製造業

インドネシアの主要な製造業には、食品および飲料品、石炭および精製石油製品、組立金属製品、コンピュータ、電子工学および光学製品ならびに電気機器が含まれ、その他の主要な製造業には、輸送機器ならびに化学品、医薬品および植物製品が含まれる。1980年代以降、製造業は経済成長に最も大きく貢献してきた。製造業部門は、()石炭および石油・ガス精製業ならびに()石炭および石油・ガス以外の製造業のサブセクターで構成される。

2014年において、インドネシアの製造業は、前年の4.4%増に対し4.6%増となった。2014年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである食品飲料品製造部門の9.5%増が主な要因となり、5.6%増となった。2014年の石炭および石油・ガス精製業は、LNG生産および石油精製部門が縮小したことにより、2.1%減となった。かかる減少は、石炭製造部門の増加により一部相殺された。

2015年において、インドネシアの製造業は、前年の4.6%増に対し4.3%増となった。2015年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである金属製品業・コンピュータ・電子機器・光学機器および電気機器の7.8%増が主な要因となり、5.1%増となった。2015年の石炭および石油・ガス精製業は、LNG生産および石油精製部門が縮小したことにより、1.1%減となった。かかる減少は、石炭製造部門の増加により一部相殺された。

2016年において、インドネシアの製造業は、前年と同率の伸びである4.3%増であった。2016年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである食品および飲料品の8.3%増が主な要因となり、4.4%増となった。2016年の石炭および石油・ガス精製業は、市況商品の価格の下落による不況を経た後の産業における需要の回復により、前年と比べ2.8%増となった。

2017年において、インドネシアの製造業は、前年と同率の伸びである4.3%増となった。2017年の石炭および石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである食品および飲料品の9.2%増が主な要因となり、4.9%増となった。2017年の石炭および石油・ガス精製業は、前年と比べ0.3%減となった。

2018年において、インドネシアの製造業は、前年と同率の伸びである4.3%増となった。石炭および石油・ガス以外の製造業は、主にサブセクターである機械・設備業の9.5%増が主な要因となり、4.8%増となった。かかる増加は、石炭および石油・ガス精製業が2018年において0.1%減となったことにより一部相殺された。

2019年において、インドネシアの製造業は、石炭および石油・ガス以外の製造業の4.3%増が主な要因となり、2018年の4.3%増に対し3.8%増となった。かかる増加は、2019年における石炭および石油・ガス精製業の1.1%減により相殺された。

下表は、表示期間の大・中規模製造業の月次生産指数を示したものである。

2010年から2019年までの大・中規模製造業の月次生産指数

(2010年 =100)	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				年平均
	1月	2月	3月	平均	4月	5月	6月	平均	7月	8月	9月	平均	10月	11月	12月	平均	
年																	
2010年	96.59R	97.28R	101.37R	98.41R	101.44R	100.90R	104.72R	102.35R	100.93R	101.12R	92.32R	98.13R	100.77R	101.72R	100.83R	101.11R	100.00
2011年	101.66R	98.06R	105.86R	101.86R	102.19R	105.63R	107.23R	105.02R	109.45R	103.10R	104.12R	105.56R	107.59	101.35	102.89	103.94	104.10R
2012年	102.76	105.63	102.46	103.62	103.38	108.31	109.79	107.16	111.41	100.78	109.61	107.27	118.17	114.13	114.12	115.48	108.38
2013年	113.91	112.31	112.58	112.94	114.12	115.78	113.34	114.41	115.28	113.37	116.36	115.00	118.05	116.20	117.36	117.20	114.89
2014年	117.32	116.60	116.80	116.91	117.25	120.16	120.22	119.21	117.05	120.13	127.74	121.64	124.37	121.73	124.94	123.68	120.36
2015年	123.33	119.67	125.46	122.82	127.11	123.03	126.26	125.47	122.21	127.01	130.31	126.51	132.07	129.77	126.84	129.56	126.09
2016年	126.50	128.50	128.67	127.89	127.28	131.69	136.30	131.76	132.93	134.72	130.37	132.67	132.15	132.42	132.27	132.28	131.15
2017年	130.86	133.35	136.57	133.59	135.43	140.43	134.78	136.88	138.09	141.22	140.43	139.91	140.60	139.00	137.58	139.06	137.36
2018年	142.00	140.75	139.50	140.75	144.21	148.14	125.18	139.18	144.27	146.79	144.81	145.29	148.05	146.26	145.04	146.45	142.92
2019年	148.96	141.55	150.55	147.02	148.88	154.02	129.73	144.21	150.91	152.62	151.30	151.61	158.00	150.98	146.29	151.76	148.65

出所：BPS

R：改訂

国際標準産業分類第4版（ISIC Rev 4）の分類による

卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理

卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門には、卸売業・小売業だけでなく、オートバイを含む自動車関連の修理も含まれる。近年この部門は、製造業、農業・林業および漁業に続く、3番目に大きな経済部門に成長している。

2014年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2013年の4.8%増に対し5.2%増となった。かかる増加は、2014年にサブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業が5.2%増加し、自動車・オートバイの卸売業・小売業および修理部門が5.0%増となったことが要因である。

2015年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2014年の5.2%増に対し2.5%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業の3.1%増が主な要因である。2015年の自動車・オートバイの卸売業・小売業および修理部門は、0.3%増となった。

2016年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2015年の2.5%増に対し4.0%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業ならびにサブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業および修理部門が4.0%増となったことが要因である。

2017年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2016年の4.0%増に対し4.5%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業および修理部門が4.8%増となったことが主な要因である。2017年に、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業は4.4%増となった。

2018年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2017年の4.4%増に対し5.0%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業が5.0%増となったことが主な要因である。2018年に、サブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業および修理部門は4.9%増となった。

2019年において、卸売業・小売業および自動車・オートバイの修理部門は、2018年の5.0%増に対し4.6%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業が4.8%増となったことが主な要因である。2019年に、サブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業および修理部門は、2019年において3.8%増となった。

農業・林業および漁業

農業・林業および漁業部門は、サブセクターの()農業・畜産・狩猟および農業サービス、()林業および伐採、ならびに()漁業で構成される。

2014年において、農業・林業および漁業部門は、2013年と同率の伸びである4.2%増であった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2013年に対し7.3%増となったことが主な要因である。2014年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.8%増および0.6%増となった。

2015年において、農業・林業および漁業部門は、2014年の4.2%増を下回り、3.8%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2014年に対し7.9%増となったことが主な要因である。2015年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.0%増および1.8%増となった。

2016年において、農業・林業および漁業部門は、2015年の3.8%増を下回り、3.4%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2015年に対し5.1%増となったことが主な要因である。2016年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスは3.3%増となったが、林業は1.2%減であった。

2017年において、農業・林業および漁業部門は、2016年の3.4%増に比べ3.9%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2016年に対し5.7%増となったことが主な要因である。2017年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.6%増および2.1%増となった。

2018年において、農業・林業および漁業部門は、2017年と同じ3.9%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2017年に対し5.2%増となったことが主な要因である。2018年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.7%増および2.8%増となった。

2019年において、農業・林業および漁業部門は、2018年の3.9%増に比べ3.6%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2018年に対し5.8%増となったことが主な要因である。2019年に、サブ

セクターである農業・畜産・狩猟および農業サービスならびに林業は、それぞれ3.3%増および0.4%増となった。

下表は、表示期間におけるインドネシアの最重要農産品別の統計を示したものである。

サブセクター別主要農産品の生産高

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P
(別途表示される場合を除き、単位：千トン)						
食用作物						
米 ^{(1) (2)}	70,846	75,398	79,355	81,149	59,201 ⁽²⁾	54,604 ⁽²⁾
キャッサバ	23,436	21,801	20,261	19,054	19,341	N/A
トウモロコシ	19,008	19,612	23,578	28,924	30,056	N/A
サツマイモ	2,383	2,298	2,169	2,029	1,914	N/A
大豆（殻付き）	955	963	860	539	983	N/A
落花生（殻付き）	639	605	570	495	512	N/A
緑豆	245	271	253	241	235	N/A
商品作物						
乾燥ゴム	3,153	3,145	3,358	3,680	3,630	3,449
コーヒー	644	639	664	718	756	761
ココア	728	593	658	591	767	784
茶葉	154	133	139	146	140	138
サトウキビ	2,579	2,498	2,205	2,122	2,172	2,258
タバコ	198	194	127	181	196	197
パーム油	29,278	31,070	31,731	37,965	42,884	45,861
畜産						
肉	2,925	3,057	3,356	4,597	4,777	4,884
卵	1,753	1,896	2,031	5,217	5,239	5,327
ミルク	801	835	913	928	951	996
魚製品						
天然魚	6,484	6,678	6,580	7,071	7,356	N/A
養殖魚	14,359	15,634	16,002	16,115	15,790	N/A
林業⁽³⁾						
木材	31,900	38,854	37,621	43,206	47,966	47,247
挽材	1,527	1,779	1,874	1,912	2,079	2,583
合板	3,588	3,675	3,684	3,761	4,214	4,187

出所：BPS、農業省、海洋・漁業省、環境・林業省

P：暫定値

N/A：入手不可

(1) 2016年および2017年に行われた農業省およびBPS間の調整会議の結果による。

(2) 2018年以降、米の収穫地域のデータの計算は、従来の目測による方法に代わって、エリア・サンプリング・フレームワーク法を用いて行われている。

(3) 単位は全て1,000立方メートル

鉱業および採石業

インドネシアは、天然ガス、石炭、原油、錫、ニッケル、ボーキサイトおよび銅の大量の生産により、世界的な鉱業および採石業産業において重要な役割を担っている。

2014年において、鉱業および採石業部門は、前年の2.5%増に対し0.4%増となった。かかる増加は、サブセクターであるその他の鉱業および採石業部門ならびに石炭・褐炭鉱業部門がそれぞれ4.9%増およ

び1.4%増となったことが主な要因である。かかる増加は、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門ならびに金属鉱物部門がそれぞれ2.0%減および0.4%減となったことにより一部相殺された。

2015年において、鉱業および採石業部門は、前年の0.4%増に対し3.4%減となった。かかる減少は、サブセクターである金属鉱物部門および石炭・褐炭鉱業部門がそれぞれ10.7%減および7.3%減となったことが主な要因である。かかる減少は、サブセクターであるその他の鉱業および採石業部門ならびに石油・ガス・地熱鉱業部門がそれぞれ1.1%増および0.1%増となったことにより一部相殺された。

2016年において、鉱業および採石業部門は、前年の3.4%減に対し0.9%増となった。かかる増加は、サブセクターであるその他の鉱業および採石業部門、石油・ガス・地熱鉱業部門ならびに金属鉱物部門が、それぞれ6.4%増、2.1%増および1.8%増となったことが主な要因である。かかる増加は、2016年に、サブセクターである石炭・褐炭鉱業部門が4.1%減となったことにより一部相殺された。

2017年において、鉱業および採石業部門は、2016年の0.9%増に対し0.7%増となった。かかる増加は、サブセクターである金属鉱物部門、その他の鉱業および採石業部門ならびに石炭・褐炭鉱業部門が、それぞれ6.6%増、4.7%増および1.5%増となったことが主な要因である。かかる増加は、2017年に、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門が3.5%減となったことにより一部相殺された。

2018年において、鉱業および採石業部門は、2017年の0.7%増に対し2.2%増となった。かかる増加は、サブセクターである金属鉱物部門および石炭・褐炭鉱業部門が、それぞれ9.0%増および4.0%増となったことが主な要因である。かかる増加は、2018年に、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門が1.4%減となったことにより一部相殺された。

2019年において、鉱業および採石業部門は、2018年の2.2%増に対し1.2%増となった。かかる増加は、サブセクターである石炭・褐炭鉱業部門ならびにその他の鉱業および採石業部門が、それぞれ10.2%増および6.2%増となったことが主な要因である。かかる増加は、サブセクターである金属鉱物部門および石油・ガス・地熱鉱業部門がそれぞれ15.2%減および2.8%減となったことにより一部相殺された。

鉱業および採石部門の製品は国際流通商品であり、その価格は世界市場で決まる。したがって、このサブセクターの業績は基本的に国際市場価格に左右されることになる。下記「(3)貿易および国際収支 - (b)主要品目別および地域別の輸出および輸入 - 輸出および輸入」を参照のこと。

石油および天然ガス

インドネシアの石油およびガス市場は、石油探査、生産、精製、輸送およびマーケティングを通じた、高度に垂直統合された事業を行う大規模で多角的な企業が存在することを特徴とする。2015年、2016年および2017年において、インドネシアの石油およびガス産業がインドネシアのGDPに占める割合は、国際原油価格の低下により、減少した。石油およびガスの輸出は、2017年、2018年および2019年において、それぞれ輸出金額合計の9.3%、9.5%、7.4%を占めた。石油およびガスの歳入は、2017年、2018年および2019年において、それぞれ政府の国内歳入の7.9%、10.7%、7.9%を構成し、国有企業（以下「SOE」という。）であるプルタミナは、インドネシアにおける石油およびガスの生産において重要な役割を果たしている。

下表は、表示期間における生産形態別の原油生産を示したものである。

生産形態別原油生産⁽¹⁾

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：百万バレル)					
プルタミナ	42	32	30	28	29	30
生産分与契約 ⁽²⁾	247	243	274	264	253	242
合計	289	275	304	292	282	272

出所：エネルギー・鉱業資源省

(1) 原油コンデンセートの生産を含む。

(2) 生産分与契約に定められる生産の大半はプルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油およびガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府および業者は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

下表は、エネルギー・鉱業資源省石油およびガス埋蔵量評価チームが作成した見積もりに基づく表示期間におけるインドネシアの原油確認埋蔵量を示したものである。このチームは、エネルギー・鉱業資源省石油・ガス局、エネルギー・鉱業資源省石油・ガス研究開発センターおよびSKKミガスの代表者で構成されており、かかる見積もりは、SKKミガスが様々な石油およびガス業者から受領した、適切な石油およびガス年間埋蔵量報告書に基づいている。SKKミガスは、石油およびガスの上流事業を監督する政府機関である。原油確認埋蔵量には、SKKミガスの調整の下、各関連業者により計算された名目値または予想先物価格のいずれかにおいて経済的に回収可能な開発済の量および未開発の量が含まれる。原油確認埋蔵量の見積もりは、国際基準を用いて作成された見積もりと比較可能であり、インドネシアの直接的な経済利益を考慮せずに総量を含んでいる。見積もりは、石油技術者協会が後援する石油埋蔵量管理システムに従って作成される。

原油確認埋蔵量

年	原油確認埋蔵量 (単位：百万ストックタンクバレル)
2014	3,624.5
2015	3,602.5
2016	3,306.9
2017	3,170.9
2018	3,154.3
2019	2,483.9

出所：エネルギー・鉱業資源省

下表は、表示期間における生産形態別の原油輸出を示したものである。

原油輸出⁽¹⁾

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：百万バレル)					
生産分与契約 ⁽²⁾	96	123	127	102	73	26
政府および政府指定 ⁽³⁾	14	5	0	1	1	0
合計	110	128	127	103	74	26

出所：エネルギー・鉱業資源省

(1) 原油コンデンセートの生産を含む。

(2) 生産分与契約に定められる生産の大半はプルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油およびガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府および業者は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

(3) プルタミナおよびSKKミガス指定の事業体による輸出は一体で報告されている。

下表は、表示期間における、ICPを用いたインドネシアの原油の平均価格を示したものである。

原油の平均価格

12月31日終了年度					
2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
(単位：1バレル当たり米ドル)					

ICP ⁽¹⁾	97.0	49.2	40.1	51.2	67.5	62.4
--------------------	------	------	------	------	------	------

出所：エネルギー・鉱業資源省石油・ガス局

(1) ICPの記述に関しては、上記「1 発行者が国である場合」の(注4)を参照のこと。

下表は、表示期間における生産形態別の天然ガスの生産量を示したものである。

生産形態別天然ガス生産量⁽¹⁾

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：百万立方フィート)					
ブルタミナ	309	323	299	371	371	349
生産分与契約 ⁽²⁾	2,267	2,195	2,222	2,410	2,463	2,298
合計	2,576	2,518	2,521	2,781	2,834	2,647

出所：エネルギー・鉱業資源省

(1) LPGを含む。

(2) 生産分与契約に定められる生産の大半はブルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油およびガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府および業者は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

下表は、エネルギー・鉱業資源省石油およびガス埋蔵量評価チームが作成した見積もりに基づく表示期間におけるインドネシアの天然ガス確認埋蔵量を示したものである。このチームは、エネルギー・鉱業資源省石油・ガス局、エネルギー・鉱業資源省石油・ガス研究開発センターおよびSKKミガスの代表者で構成されており、かかる見積もりは、SKKミガスが様々な石油およびガス業者から受領した、適切な石油およびガス年間埋蔵量報告書に基づいている。天然ガス確認埋蔵量は、売り上げ収益を生み出す市場性の高い量を表す。天然ガス確認埋蔵量の見積もりは、国際基準を用いて作成された見積もりと比較可能であり、インドネシアの直接的な経済利益を考慮せずに総量を含んでいる。見積もりは、石油技術者協会が後援する石油埋蔵量管理システムに従って作成される。

天然ガス確認埋蔵量

年	天然ガス確認埋蔵量
	(単位：標準状態の気体の体積で1兆立方フィート)
2014	100.3
2015	98.0
2016	101.2
2017	100.4
2018	96.1
2019	49.7

出所：エネルギー・鉱業資源省

鉱物

共和国の主要鉱物製品は、石炭、ニッケル、銅およびボーキサイトであり、共和国は各鉱物についてかなりの資源量を有している。近年、政府は、これらの鉱物資源を用いた付加価値製品の生産および輸出を増加させる政策を進めている。

グラスベルグ鉱山

政府が2009年1月に制定した鉱業法（2009年法律第4号）（以下「鉱業法」という。）に基づき、新たに鉱業許可証（*ijin usaha pertambangan*）および特別鉱業事業許可（*ijin usaha pertambangan khusus*）（以下「IUPK」という。）の2種類の許可が制定された。鉱業法の制定後、政府は、同法に基づき（ ）国内での鉱物の加工および精製を義務づける規制、（ ）採掘活動により影響を受けた地域の再生を要求する規制、（ ）地方のコミュニティの発展および活性化、鉱物資源の最適化および保存ならびに鉱区周辺の地域の地場の採掘事業提供者および地場のコミュニティ向けの雇用機会に関連した規制ならびに（ ）鉱業事業契約の運用を継続するために、生産業務IUPK付与のためのガイドラインを規定する生産業務特別鉱業許可の手続に関する規制を含む、様々な規制を公布した。

鉱業法に従い、PTフリーポート・インドネシア（以下「フリーポート」という。）が締結したのもも含め、旧鉱業法に基づき交付された鉱業事業契約は、それぞれの契約期間終了まで有効となる。それにもかかわらず、現行の規則の下では、フリーポートを含む鉱業事業契約の当事者は、採掘した鉱物製品をインドネシアにおいて精製することが義務付けられ、フリーポートを含む鉱業事業契約の当事者は、精鉱の輸出を継続するために、締結した鉱業事業契約をIUPKに切替える必要がある。

2017年2月20日にフリーポートの親会社であり、パプア州においてグラスベルグ銅鉱山を運営しているフリーポート・マクモラン・インク（以下「FCX」という。）は、フリーポートと政府との間で締結された鉱業事業契約の紛争解決条項に従い、紛争が差し迫っている旨を政府に対して正式に通知したと発表した。

2017年4月4日、政府は、2017年2月から2017年10月まで有効である一時的な特別鉱業許可をフリーポートに付与した。2017年8月、フリーポートは鉱業事業契約をIUPKに切り替えること、また、グラスベルグ鉱山の51.0%の持分をインドネシアに譲渡することに同意した。フリーポートはまた、インドネシアでなされる加工業の雇用創出の支援および業務量の増加を目的として、インドネシアにおいて銅精鉱の加工をするための製錬所を建設することにも同意した。これと引き換えに、政府は、一定の銅製錬所の建設、該当する許可申請書の提出および一定のその他の条件を前提に、2021年満了の最初の5年間の許可をフリーポートに付与すること、また、フリーポートが鉱山を運営する許可を2041年まで追加で2度10年間ずつ延長することに同意した。

2018年9月27日、インドネシアの国有企業であるPT Indonesia Asahan Aluminium (Persero)（以下「Inalum」という。）は、Inalumがフリーポートの株式持分の51.2%および現金対価3.85十億米ドルのグラスベルグ鉱山に関連するその他の権益を取得したことに関連して、FCX、Rio Tintoおよびその他の関係者と様々な契約を締結した。Inalumは、社債発行による正味手取金から買収資金を調達した。

本取引は2018年12月に完了し、それに従い、Inalumは、直接または間接的に、フリーポートの受益権51.2%を所有し（合併事業の経済性を再現するための配当割当メカニズムが適用される。）、FCXの所有割合は48.8%となった。FCXは引き続きフリーポートの業務を管理している。政府は、フリーポートが2041年までグラスベルグ鉱山地区において操業することを可能にする、鉱業事業契約に代わるIUPKをフリーポートに付与した。IUPKの条件に基づき、フリーポートは、取引終了後5年以内に新しい製錬所の建設を完了し、定められた政府に対する財政的義務を履行することを条件として2041年まで鉱業権を延長する権利と共に、2031年までの鉱業権の延長を認められた。

建設

過去5年間にわたり、基礎的な公共サービスインフラの発達他、通信および物流のインフラ、輸送ならびに電化の分野における改良事業が、建設部門の主要な推進力となった。

2014年において、建設部門は2013年の6.1%増と比べ7.0%の増加となった。これは主に、建設用原材料の生産が伸びたことが要因である。

2015年において、建設部門は2014年の7.0%増と比べ6.4%増となった。これは主に、2015年第4四半期に政府の開発プロジェクトが促進されたことが要因である。

2016年において、建設部門は、2015年の6.4%増と比べ5.2%増となった。これは主に、空港や工業地域、橋梁、高速道路など、公共および民間部門が実行した複数のインフラ整備プロジェクトが要因である。

2017年において、建設部門は、2016年の5.2%増と比べ6.8%増となった。これは主に、道路や高速道路、軽量軌道交通、橋梁など、公共および民間部門が行った複数のインフラ整備プロジェクトが要因である。

2018年において、建設部門は、2017年の6.8%増と比べ6.1%増となった。これは主に、軽量軌道交通および高速道路などのインフラ整備プロジェクトに係る建設活動の増加が要因である。

2019年において、建設部門は、2018年の6.1%増と比べ5.8%増となった。これは主に、軽量軌道交通および高速道路などのインフラ整備プロジェクトに係る建設活動の増加が要因である。

輸送および倉庫

輸送および倉庫部門は、サブセクターの()鉄道輸送、()陸上輸送、()海上輸送、()川、湖およびフェリー輸送、()航空輸送ならびに()輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達で構成される。

2014年において、輸送および倉庫部門は、2013年の7.0%増と比べ7.4%増となった。2014年に、サブセクターである鉄道輸送は、過去最高の増加となり、前年と比べ20.8%増となった。

2015年において、輸送および倉庫部門は、2014年の7.4%増と比べ6.7%増となった。2015年に、サブセクターである航空輸送は、過去最高の増加となり、前年と比べ10.4%増となった。

2016年において、輸送および倉庫部門は、2015年の6.7%増と比べ7.4%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、航空輸送の13.2%増、それに続く輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達の7.5%増ならびに陸上輸送の7.1%増であった。

2017年において、輸送および倉庫部門は、2016年の7.4%増と比べ8.5%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、鉄道輸送の19.0%増、それに続く航空輸送の11.9%増ならびに輸送のための倉庫保管および支援活動、すなわち、郵送および配達の8.5%増であった。

2018年において、輸送および倉庫部門は、2017年の8.5%増と比べ7.1%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、鉄道輸送の10.7%増、それに続く輸送のための倉庫保管および支援活動、郵送および配達の7.9%増ならびに陸上輸送および海上輸送の7.2%増であった。

2019年において、輸送および倉庫部門は、2018年の8.4%増と比べ6.4%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、海上輸送の10.6%増、それに続く輸送のための倉庫保管および支援活動、郵送および配達の10.3%増であった。これは、航空輸送のサブセクターにおける減少(9.8%減)により一部相殺された。

その他の部門

2019年において、情報・通信部門は、2018年の7.0%増と比べ9.4%増となった。かかる増加は、新設会社の数、オンラインゲーム会社の数およびベーストランシーバー基地局の建設が増加したことが主な要因である。

上記の表において、表示期間に名目ベースまたは実質ベースのいずれにおいてもGDPの5.0%を超えたその他の部門はなかった。

国営企業に関する最近の動向

国有の保険会社であるPT Asuransi Jiwasrayaは、現在、その貯蓄および投資プランの運用における金融法違反および詐欺に関する調査を受けている。国営企業省は、現在、同社を支援するための選択肢を検討中である。

国有企業の民営化

民間投資家に対するSOEの株式の政府による売却は、政府が、民間投資の促進を図り、かつ、SOEの効率性、透明性、公的説明責任およびコーポレート・ガバナンスを向上させるにあたり重要な手段となっている。

2019年12月31日現在、14の上場SOE、84の非上場SOEおよび14の特別目的事業体の計112のSOEが存在した。さらに、政府が少数株を所有する28の事業体も存在した。大多数のSOEは、製造業(26社)、倉庫および輸送業(25社)ならびに保険および金融業(19社)のものであった。

下表は、2011年以降(関連する場合はそれ以前の期間を含む。)に行われた重要な完全民営化および一部民営化の事例を示したものである。

国有企業の民営化

SOE	募集年	募集後の 政府持株比率	政府受取金	SOE受取金
		(%)	(単位：十億ルピア)	
PT Bank Tabungan Negara (Persero) Tbk	2009	72.9	-	1,819
	2012 ⁽³⁾	60.0	135.9	1,870
PT Garuda Indonesia (Persero) Tbk	2011	69.1	-	3,187
	2014 ⁽³⁾	60.5	11.2	1,449
PT Kertas Basuki Rachmat Tbk ⁽¹⁾	2011	-	2.6 ⁽²⁾	-
PT Atmindo Tbk ⁽¹⁾	2011	-	9.0 ⁽²⁾	-
PT Jakarta International Hotel Development, Tbk ⁽¹⁾	2011	-	18.5 ⁽²⁾	-
PT Waskita Karya (Persero) Tbk	2012	68.0	-	1,171
PT Semen Baturaja (Persero) Tbk	2013	76.2	-	1,309
PT Sarana Karya (Persero) ⁽⁴⁾	2013	-	48.2	-
PT Kertas Padalarang (Persero) ⁽⁵⁾	2013	-	12.1	-
PT Waskita Karya (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2015	68.0	-	5,289
PT Aneka Tambang (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2015	65.0	-	5,381
PT Adhi Karya (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2015	51.0	-	2,727
PT Wijaya Karya (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	65.0	-	6,149
PT Krakatau Steel (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	80.0	-	1,875
PT Pembangunan Perumahan (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	51.0	-	4,412
PT Jasa Marga (Persero) Tbk ⁽⁶⁾	2016	70.0	-	1,786

出所：国営企業省

- (1) 政府による少数株主持分
- (2) 2007年から未売却であった株式の売却
- (3) 新株の発行を通じた株主割当増資
- (4) 2013年政令第91号に基づき、共和国が保有するPT Sarana Karya (Persero)株式のPT Wijaya Karya (Persero)への売却は戦略的な売却方法を用いて行われ、2013年12月31日の受取金総額は50十億ルピアであった。
- (5) 2013年政令第35号および第36号に基づき、共和国が保有するPT Kertas Padalarang (Persero)株式のPerum Peruriへの売却は戦略的な売却方法を用いて行われ、2013年12月18日の受取金総額は13十億ルピアであった。
- (6) 政府からの国家資本投資基金の増額分を用いた、新株引受権の行使を通じて行われた株主割当増資

国有企業の概要

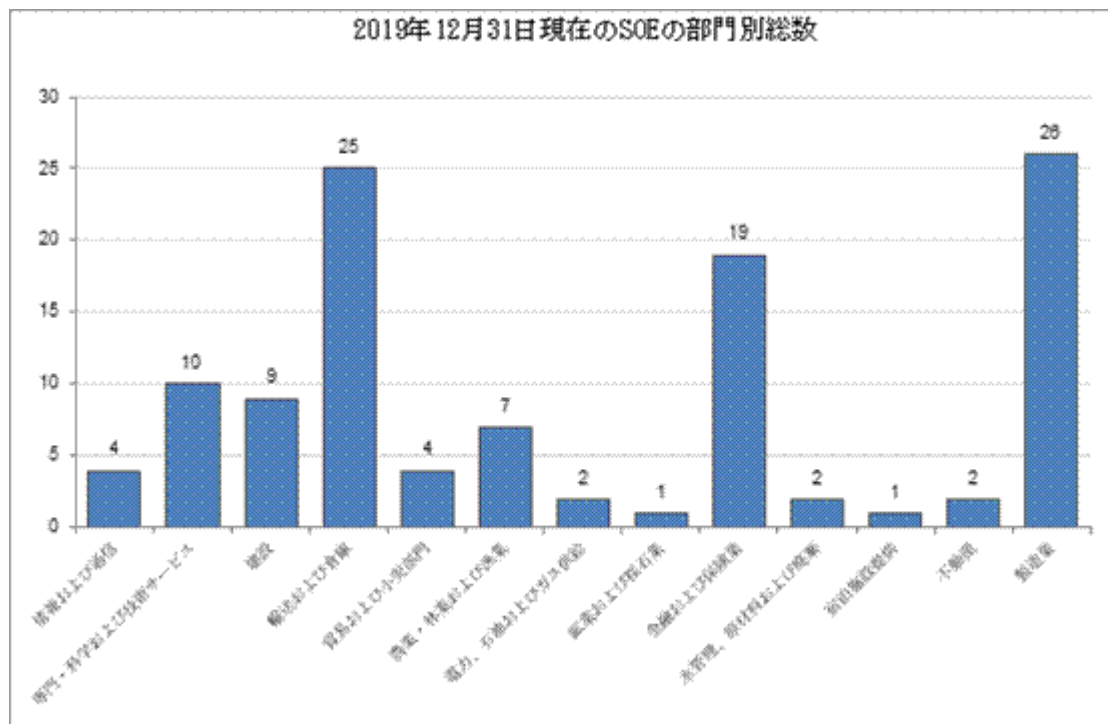
様々な産業セクターにわたるSOEのポートフォリオにより、統合された発展を促進し、また国家の戦略プロジェクトの発展を早めるための相乗効果を生じる機会がもたらされている。

SOEの数

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
上場 / 公開SOE	20	20	20	17	16	14
非上場SOE	85	84	84	84	84	84
特別目的事業体(Perum)	14	14	14	14	14	14
SOEの総数	119	118	118	115	114	112
少数党政府所有の企業	24	24	24	27	28	30

出所：国営企業省

インドネシアのPT Pertamina株式への資本参加の増加に関する2018年2月28日付2018年政令第6号の公布により、PT Perusahaan Gas Negara Tbkが現在はPT Pertamina (Persero)の子会社となったことで、2018年12月のSOEの数は、1社減少した。



インフラ開発

政府の重要課題は、（特に地方における）経済成長を促進し、さらなる産業発展および観光業を支え、都市交通を整備し、かつ、失業および貧困の減少によるインドネシア国民の生活および経済厚生を改善するための手段としてのインフラ開発を推し進めることである。

政府は、インフラ開発を推し進めることを目的とした、部門固有の多くの改革（関連する所轄省庁に対する、当該各所轄省庁の担当分野に係る長期インフラ開発基本計画の作成の要求を含む。）を導入している。

国家戦略プロジェクトの実施の加速に関する大統領規則2016年第3号（大統領規則2018年第56号により最終改正）によると、政府は、国家戦略プロジェクトと称するプロジェクトのリストを選択した。かかるプロジェクトは、15の部門（道路、鉄道、海港、空港、特区、住居、国境、水、ダム、灌漑、技術、製錬所、エネルギー、農業／漁業および防波堤を含む。）および3つのプログラム（電力、航空機産業および経済的平等プログラムを含む。）にまたがる223のプロジェクトで構成されている。政府は、国家戦略プロジェクトに基づいて行われるインフラに係るプロジェクトの経費合計が約4,796.2兆ルピア（333.07十億米ドル相当（2020年度予算為替レート仮定の1米ドル当たり14,400ルピアを使用））になると予想している。インドネシアのインフラ投資に係る必要資金は、利用可能な公的資金額を超過している。その結果、政府は、当該必要資金のうち約41.0%を公的資金（国家予算、SOEおよび地域のSOE）だけでなく、民間部門の投資を利用して支払うことを予定している。当該公的資金は、都市交通に加え、主にインフラに係る基本プロジェクト、食料安全保障（灌漑、ダムなど）および輸送、物流ならびに接続性に係るプロジェクトを支援するために使われる予定である。

既存のインフラの維持および改善に加え、政府は、重要インフラ整備の加速に関する経済担当調整大臣令2015年第12号（経済担当調整大臣令2017年第5号により改正）においてインフラに係る多くの重点プロジェクトを指定している。重要インフラ整備促進委員会（Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas）（以下「KPPIP」という。）は、道路および橋、水および衛生、精製所、電力、港、公共輸送、鉄道ならびに情報技術の8つの主要部門に関する37の重点プロジェクトを指定し

た。重点プロジェクトに係る費用は2,490.0兆ルピアになると見積もられており、かかるプロジェクトは、KPPIPから直接、一定の管理サポートを受けることができる。

新たに公表された2020—2024年国家中期開発計画の一環として、政府は、戦略的重要プロジェクトと称する重要プロジェクトのリストを選択した。かかるプロジェクトは、とりわけ、規則および政策の平準化、観光、工業地域、農業および漁業、再生可能エネルギー、港、地域開発、災害復旧、技能向上および教育、道路および橋、鉄道、公共輸送、精製所、電力、情報技術、水および衛生ならびに住居を中心分野とする41の主要なプロジェクトにより構成されている。政府は、国家戦略プロジェクトに基づいて行われるインフラに係るプロジェクトの経費合計が約6,394兆ルピア（444.028十億米ドル相当（2020年度予算為替レート仮定の1米ドル当たり14,400ルピアを使用））になると予想している。

政府は、インフラに係る重点プロジェクトの経費残額を、より多くの民間部門の参画、特に政府と民間部門との間のパートナーシップ（すなわち、官民連携（以下「PPP」という。））を通じて、ならびに政府およびSOEによる借入金の増加により調達する予定である。

政府は、インフラ開発プロジェクトにおいてPPPが果たす役割の重要性を認識しており、また、PPPに係る法的および規制上の枠組み（PPPに係る事業認可の取得から政府支援および政府保証の提供に至るまでの内容のもの）を定める規制を採択している。当該保証に関する議論については、下記「（6）公債 - （b）公債の残高 - 政府保証による偶発債務」を参照のこと。

重点プロジェクトに関する竣工スケジュール

下表は、2015-2019年国家中期計画に基づく重点プロジェクトに関する建設開始年および2019年12月31日現在の予定操業年を示している。

重点プロジェクト		建設開始年	予定操業年
道路および橋	バリクパバン - サマリダ間有料道路	2017年	完了
	セラシ - パナンバン間有料道路	2017年	2020年
	マナド - ビツン間有料道路	2016年	完了
	スマトラ 8 区間の有料道路:		
	メダン - ビンジャイ	2015年	2020年
	バレンバン - インドラヤ	2015年	完了
	バカウエニ - テルバンギ・ブサール	2015年	完了
	ブカンバル - ドゥマイ	2016年	2020年
	テルバンギ・ブサール - プマタン・パガン	2017年	完了
	プマタン・パガン - カユ・アグン	2017年	完了
	バレンバン - タンジュン・アビ・アビ	2019年	2024年
	キサラン - トゥピン・ティンギ	2019年	2021年
	ジョグジャカルタ - パウエン間有料道路	2019年	2021年
	プロボリング - バニウワンギ間有料道路	2017年	2020年
水および衛生	ジャカルタ下水処理システム（JSS）	2019年	2022年
	給水システム（SPAM）西スマラン	2019年	2021年
	全国首都統合沿岸開発（NCICD）フェーズA	2016年	2022年
	給水システム（SPAM）ウムブラン	2018年	2022年
	給水システム（SPAM）ランブン	2018年	2021年
精製所	ボンタンにおける石油精製所	2021年	2027年
	トゥバンにおける石油精製所	2021年	2026年
	精製所開発マスタープラン（RDMP）	2019年	2021年
電力	PLTUムレット・タンバン	2018年	2020年
	500kV スマトラ島 送電	2016年	完了
	中央 - ジャワ島西部間 送電線	2018年	2020年

	PLTUインドラマユ	2022年	2026年
	PLTUバタン	2016年	2020年
港	ビツン国際ハブ港	2017年	2022年
	クアラ・タンジュン国際ハブ港	2015年	2024年
	パティンバン港	2018年	2022年
	内陸水路 / チカラン-プカシ-ジャワ海 (CBL)	2019年	2021年
公共輸送	MRTジャカルタ (南北輸送ルート)	2013年	2024年
	軽量軌道交通 (LRT) 南スマトラ島	2015年	完了
	軽量軌道交通 (LRT) ジャカルタ、ボゴール、デボック、プカシ	2015年	2021年
鉄道	スカルノ・ハッタ国際空港 (SHIA) 高速鉄道	2015年	完了
	マカッサル-パレパレ間鉄道	2015年	2021年
	カリマンタン中央鉄道 (ブルクカフ - パンクアントレース間)	2018年	2023年
	ジャワ南線複線鉄道化	2017年	2024年
	ジャバデタベック線複線鉄道化および電化 (マンガラ - ジャティヌガラ - プカシ - チカラン間)	2015年	2021年
	アディスマルモ国際空港鉄道アクセス	2017年	完了
情報技術	バラバ・リング・ブロードバンド	2016年	完了

外国投資

インドネシアは、低賃金労働力に主な関心が集まることのない高付加価値産業経済への移行を進めている。政府は、経済により大きな価値を付加する下流の産業部門への投資を惹きつける能力をはじめ、いくつかの課題に取り組んでいる。インフラの未整備など、一定の問題はなお存在するが、政府は、投資家がより投資を行い易くする規制改革など、事業環境の総合的な改革に続けて取り組んでいく。

2007年4月に2007年新投資法第25号が、1967年外国投資法（1970年法律第11号により改正済み）および1968年内国投資法（1970年法律第12号により改正済み）を改善するため、両法に代わって制定された。新投資法および関連する規制により外国投資に対するインドネシアの法的枠組みが一本化され、2016年に発行された投資禁止分野リスト（Negative Investment List）に示されるとおり、外国からの投資が制限される一定の経済分野が定められている。2017年および2018年において、政府は、より多くのセクターが外国資本による十分な資金提供を受けられるようにするために、政府の経済政策パッケージを通じて、投資禁止分野リストの修正を発行した。

新投資法は、所得税控除、資本財および原材料の購入に課せられる輸入関税および付加価値税（以下「VAT」という。）の減免など、税制面での一定の優遇措置を定めている。これら税制面の優遇措置は、現行税法および規則に従って認められる。一定金額および一定期間の法人税の減免は、パイオニア的な産業、すなわち、付加価値を与え、新しいテクノロジーを推進し、インドネシア経済にとって戦略的価値をもたらす幅広い波及効果を生み出す産業への新たな投資に関してのみ認められる。

その他にも政府は、政府の経済政策パッケージにおける措置をはじめ、より多くの外国直接投資を惹きつける措置を講じている。

インドネシアに対する外国投資

インドネシアに対する外国投資は、「直接投資」、「ポートフォリオ投資」および「その他の投資」に区分される。それぞれの種類の投資についての情報は、インドネシア銀行が公表する「インドネシアの国際収支に関する報告書」において説明されている。投資に関する統計を編集するにあたり、それぞれに異なる概念および方法が採用されることから、インドネシア銀行が公表する外国直接投資統計データとインドネシア投資調整庁（*Badan Koordinasi Penanaman Modal*）が「直接投資実現」に基づき公表する「政府」の外国直接投資統計データは比較することができない。

下表は、非居住者によるインドネシアに対する外国投資の額を示したものである。

インドネシアに対する外国投資

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：百万米ドル)					
直接投資						
出資資本	21,895	18,822	4,684	18,839	19,993	24,662
負債性金融商品	3,225	957	(142)	1,671	(1,083)	(219)
直接投資合計 ⁽¹⁾	25,121	19,779	4,542	20,510	18,910	24,440
ポートフォリオ投資						
資本性証券	3,259	(1,547)	1,319	(2,538)	(3,668)	(397)
負債性証券	20,221	18,998	15,459	26,953	18,151	21,505
ポートフォリオ投資合計	23,480	17,451	16,777	24,415	14,483	21,108
デリバティブ金融商品	(597)	(647)	(618)	(569)	(584)	(833)
その他の投資	7,699	1,748	(7,316)	2,740	11,499	6,092
外国投資合計	55,702	38,332	13,386	47,096	44,308	50,808

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 国際収支および国際投資ポジション・マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）に従った直接投資を示す。

インドネシアに対する国別外国直接投資(1)

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：百万米ドル)					
北米	(1,129)	706	(370)	(2,546)	(3,997)	1,796
アメリカ合衆国	(1,098)	603	(335)	(2,458)	(3,936)	816
カナダ	106	81	(3)	(27)	(25)	895
その他の北米地域 ⁽²⁾	(138)	22	(32)	(61)	(37)	85
中南米	94	395	302	36	798	520
アルゼンチン	0	1	0	1	(0)	(0)
ブラジル	(1)	23	17	15	17	10
メキシコ	1	0	1	1	1	1
ケイマン諸島	53	34	5	(141)	84	232
その他の中南米地域	42	337	279	160	696	277
ヨーロッパ	272	(66)	2,158	5,932	1,097	3,039
欧州連合	345	(2)	1,554	5,349	540	2,644
オーストリア	44	(6)	52	45	99	132
ベルギー	(46)	84	23	(18)	(13)	29
デンマーク	17	13	8	8	3	81
フィンランド	2	7	1	136	54	(159)
フランス	(158)	59	(106)	(340)	63	529
ドイツ	(354)	(479)	109	561	565	420
ギリシャ	-	0	8	(5)	(0)	1
アイルランド	6	2	4	151	181	127
イタリア	18	14	10	13	(335)	(825)
ルクセンブルグ	572	518	143	114	47	57
オランダ	(555)	(57)	(574)	4,059	522	268
ポルトガル	-	-	0	0	(0)	0
スペイン	0	0	2	106	1	5
スウェーデン	36	(13)	11	36	(305)	23
英国	764	(148)	1,858	469	(333)	1,956

その他の欧州連合地域	0	5	5	14	(10)	1
ロシア	0	0	0	1	1	0
トルコ	12	8	4	2	20	41
その他のヨーロッパ地域	(86)	(72)	600	580	536	354
アジア	21,218	15,047	14,643	16,862	22,303	17,615
日本	5,793	4,010	2,499	3,913	5,679	8,263
中華人民共和国	1,068	324	355	1,994	3,398	741
韓国	953	228	199	16	109	1,039
インド	3	37	54	40	85	58
香港特別行政区	290	1,239	1,564	548	1,161	498
台湾	87	21	24	(1)	31	121
サウジアラビア	0	0	0	1	1	1
ASEAN	13,084	9,229	9,907	10,190	11,157	6,758
ブルネイ・ダルサラーム	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
カンボジア	-	-	-	0	1	0
ラオス	-	-	-	-	-	-
マレーシア	755	330	869	976	621	(674)
ミャンマー	-	0	0	1	1	(0)
フィリピン	1	2	10	14	17	13
シンガポール	12,090	8,847	8,407	9,413	10,334	6,309
タイ	231	47	613	(232)	164	1,089
ベトナム	9	6	11	20	21	23
その他のアジア地域	(60)	(40)	41	163	682	135
オーストラリアおよびオセアニア	211	(61)	(3)	156	15	143
オーストラリア	188	(64)	(6)	175	13	136
ニュージーランド	19	7	0	(20)	2	1
その他のオーストラリア・オセアニア地域	4	(4)	3	1	1	6
アフリカ	857	584	(13,148)	64	49	43
南アフリカ	11	7	(1)	1	3	4
その他のアフリカ地域	847	578	(13,147)	63	46	39
その他	288	36	339	76	299	272
合計	21,811	16,641	3,921	20,579	20,563	23,429

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 国際収支および国際投資ポジション・マニュアル第5版（以下「BPM5」という。）が規定する方向性の原則に従った外国直接投資を示す。
- (2) バミューダ、グリーンランドならびにサンピエール島およびミクロン島を含む。

外国直接投資

下表は、非居住者によるインドネシアに対する外国直接投資の額を示したものである。

外国直接投資

12月31日終了年度

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
(単位：百万米ドル)						
出資資本 ⁽¹⁾ ：	21,895	18,822	4,684	18,839	19,993	24,662
負債性金融商品						
流入	80,051	75,588	50,638	49,415	48,458	47,407
流出	(76,826)	(74,631)	(50,780)	(47,744)	(49,540)	(47,629)

負債性金融商品合計	3,225	957	(142)	1,671	(1,083)	(222)
直接投資合計	25,121	19,779	4,542	20,510	18,910	24,440
覚書(2)						
インドネシアへの直接投資	21,811	16,641	3,921	20,579	20,563	23,429

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 民営化および銀行再編を含む。
- (2) BPM5が規定する方向性の原則に従ったインドネシアに対する直接投資を示す。

2014年、インドネシア経済の見通しを投資家が好感し、外国直接投資は堅調に推移した。2014年に純外国直接投資は25.1十億米ドルとなった。石油およびガスを除く部門への外国直接投資の増加は、特にムティアラ銀行の買収、ある上場企業に関する実質的なデット・エクィティ・スワップ取引および海外の特別目的事業体（以下「SPV」という。）によるグローバル債券の発行によるグループ会社間貸付の解消が大きく影響した。製造業、農業および鉱業部門が、2014年の純外国直接投資に大きく貢献した。この期間の、外国直接投資の大半は、シンガポール、日本および中国からのものであった。

2015年もインドネシア経済の見通しに対する投資家の信頼は変わることなく、外国投資家は引き続きインドネシアへの投資を行い、結果、純外国直接投資は19.8十億米ドルとなった。しかし、インドネシアの国内景気の減速を背景に2015年の純外国直接投資は前年の外国直接投資の25.1十億米ドルを下回った。2015年の直接投資流入の大半は、ASEAN諸国に続き、日本およびその他のアジアの発展途上国（中国を含む。）からのものであった。一方で、2015年に外国直接投資に最も貢献した部門は、2014年と同じく、農業、製造業および鉱業部門であった。

2016年、世界経済が厳しい局面を迎えている中にもかかわらず、純外国直接投資は、2015年の19.8十億米ドルに対し4.5十億米ドルとなった。かかる減少は、銀行部門の売却（2016年第4四半期に外国SPVが行った、インドネシア最大の民間銀行のうちの1つの持分の国内企業への売却を含む。）が主な要因となった。製造業、貿易および農業部門が、2016年の純外国直接投資に大きく貢献した。外国直接投資の大半は、ASEAN諸国に続き、その他のアジアの発展途上国（中国を含む。）および日本からのものであった。

2017年において、純外国直接投資は、2016年の4.5十億米ドルに対し20.5十億米ドルとなった。かかる増加は、主に国内経済の有望な見通しおよびより波及効果のある投資環境によるものであり、そのことは、インドネシアの新興企業への株式投資など、外国投資家がインドネシアにおける長期投資を行うことを促進している。製造業、貿易および農業部門が、2017年の純外国直接投資に大きく貢献した。外国直接投資の大半は、ASEAN諸国、それに続く日本およびヨーロッパからのものであった。

2018年において、純外国直接投資は、2017年の20.5十億米ドルに対し18.9十億米ドルとなった。かかる減少は、国内企業による鉱業部門の複数の外国直接投資企業の取得に関する多額の流出およびグループ会社間の債務返済の増加が主な要因となったが、複数のインドネシアの新興企業への資本投資からの外国直接投資流入により一部相殺された。製造業、貿易および農業部門が、引き続き2018年の純外国直接投資に大きく貢献した。ASEAN諸国は外国直接投資流入に大きく貢献し、日本、中国および香港がそれに続いた。

2019年において、純外国直接投資は、2018年の18.9十億米ドルに対し24.4十億米ドルとなった。かかる増加は、複数のインドネシアの会社（特に銀行）への資本投資ならびに外国投資家による複数の国内の製造会社および金融仲介機関の買収が主な要因となった。また、外国直接投資流入は、鉱業、製造業、不動産およびエネルギー部門の会社によるグローバル債券の発行によっても支えられた。製造業および貿易部門は、2019年においても引き続き純外国直接投資に大きく貢献した。外国直接投資の大部分は日本からであり、ASEAN諸国がそれに続いた。

外国ポートフォリオ投資

下表は、非居住者によるインドネシアに対する外国ポートフォリオ投資の額を示したものである。

外国ポートフォリオ投資

12月31日終了年度

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
-------	-------	-------	-------	--------	--------

(単位：百万米ドル)

資本性証券：

流入	51,200	44,763	21,727	18,526	25,052	48,065
(流出)	(47,940)	(46,310)	(20,408)	(21,064)	(28,720)	(48,462)
資本性証券-純額	3,259	(1,547)	1,319	(2,538)	(3,668)	(397)
負債性証券（純額）	20,221	18,998	15,459	26,952	18,151	21,505
ポートフォリオ投資合計	23,480	17,451	16,778	24,415	14,483	21,108

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

2014年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、23.5十億米ドルとなった。2014年を通して、ルピア建てのポートフォリオ商品は、ポートフォリオ投資流入が増加した主な要因であった。純額ベースのルピア建て国債への非居住者流入は、11.6十億米ドルとなった。

2015年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、17.5十億米ドルとなり、前年の23.5十億米ドルから大幅に減少した。かかる減少は、主に非居住者による国内株式の純売却高および海外の低い国債純購入額によるものであった。

2016年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、16.8十億米ドルとなり、前年の17.5十億米ドルから減少した。かかる減少は、米国フェデラル・ファンド・レートの上昇の予想と相まった、米国大統領選挙の結果を受けた世界的に蔓延する不確実性によるものであった。これにより、とりわけ2016年第4四半期において、インドネシアからの純外国資本流出が促進された。さらに、かかる減少は、グローバルでの社債およびソブリン債の発行の減少も要因となった。

2017年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、24.4十億米ドルとなり、2016年の16.8十億米ドルから増加した。かかる増加は、より低い金利を利用するために発行された、拡大およびリファイナンス目的のより高いグローバル企業債券の発行によるものである。また、かかる増加は、長期の公的部門のルピア建てデット商品に対する高い外国資本流入によるものである。これらの発展は、継続するインドネシアの経済成長および国内経済の見通しへの投資家の信頼を背景としていた。

2018年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、14.5十億米ドルとなり、2017年の24.4十億米ドルから減少した。世界の金融市場の不確実性により、株式市場および国債市場における外資の募集が制限され、その結果、インドネシアへの純外国資本流入は減少した。また、かかる減少は、政府グローバル債券の償還に係る支払による外国資本流出の増加も原因となった。

2019年において、ポートフォリオ投資の形での外国資本流入は、21.1十億米ドルとなり、2018年の14.5十億米ドルから増加した。これは主に、国内経済の見通しが明るいことにより、債券市場における外資の募集が純増し、株式市場からの純流出が減少したことによるものであった。

その他の外国投資

下表は、非居住者によるインドネシアに対するその他の投資（ポートフォリオまたは外国直接投資以外）の額を示したものであり、主に融資の実行および返済で構成されている。

その他の外国投資

12月31日終了年度

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
-------	-------	-------	-------	--------	--------

(単位：百万米ドル)

融資

銀行部門：

融資実行	8,436	8,663	4,741	3,541	7,837	3,121
債務返済	(5,885)	(7,402)	(5,307)	(4,568)	(3,546)	(4,424)
銀行部門合計	2,551	1,261	(566)	(1,027)	4,291	(1,303)

法人部門：

融資実行	29,058	21,710	15,659	19,711	28,746	29,881
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

債務返済	(22,824)	(22,088)	(20,376)	(16,619)	(22,733)	(22,884)
法人部門合計	6,234	(378)	(4,717)	3,092	6,013	6,997
その他（純額） ⁽¹⁾	(1,086)	865	(2,034)	675	1,196	398
その他の投資合計	7,699	1,748	(7,316)	2,740	11,499	6,092

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 公的部門および貿易金融に関する融資、現金および預金、その他の民間および公的部門の債務で構成される。

2014年において、その他の外国投資は、7.7十億米ドルの純流入を記録した。インドネシアにおけるより高いその他の投資実績は、主に民間部門から生じたものであった。民間部門へのその他の外国投資の黒字は、非関連外部融資の実施および国内銀行の非居住者の預金の増加によるものであった。民間部門へのその他の外国投資は、2014年に4.2十億米ドルの国外貸付の純返済額を記録した。これらの発展は、外国融資からの資金調達源を削減するという政府政策を背景としていた。

2015年において、その他の外国投資は、2014年の7.7十億米ドルの黒字から、1.7十億米ドルの黒字に減少した。かかる黒字の減少は主に、国内経済成長の減速に伴う法人国外貸付の純返済額によるものであった。

2016年において、その他の外国投資は、2015年の1.7十億米ドルの黒字から、7.3十億米ドルの赤字に減少した。かかる赤字は主に、共和国および民間部門の両方による国外貸付の純支払額によるものであった。

2017年において、その他の外国投資は、2016年の7.3十億米ドルの赤字から、2.7十億米ドルの黒字に増加した。かかる黒字は主に、民間部門による国外貸付の純引き出し額および輸入品の増加に伴う取引信用の流入の増加によるものであった。

2018年において、その他の外国投資は、2017年の2.7十億米ドルの黒字から、11.5十億米ドルの黒字に増加した。かかる黒字の増加は主に、銀行および法人部門による国外貸付の引き出し額の増加が債務返済より高かったこと、また、取引信用の流入が増加したことによるものであった。

2019年において、その他の外国投資は、2018年の11.5十億米ドルの黒字から、6.1十億米ドルの黒字に減少した。かかる黒字の減少は主に、貸付の返済額の増加ならびに政府および銀行の借入れの実施の減少によるものであった。

(d) 物価の動向

インフレーション

政府は定期的にインフレ目標を定め、2019年は3.5%（±1.0%）、2020年は3.1%（±1.0%）を目標に掲げた。インドネシア銀行が、政府と協調してインフレ目標を達成するための政策を策定し実行する。

さらに、インフレ管理モニタリング・チーム（*Tim Pemantauan dan Pengendalian Inflasi*）（以下「TPI」という。）が、インフレの原因を識別し分析し、中長期的に、安定した低インフレ率を維持するための政策提言を行う責任を負っている。国家レベルのTPIは、インドネシア銀行、財務省、運輸省、貿易省、農業省、エネルギー・鉱業資源省、経済調整省など数多くの省庁で構成される。また、TPIは2010年から様々な地域にも創設され、地域のインフレ率のモニタリングおよび管理を中心に政策調整を強めている。

下表は、表示期間末現在の消費者物価指数（以下「CPI」という。）およびその推移（前年比）を示したものである。

CPIの推移

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
CPI ⁽¹⁾	119.0	123.0	126.7	131.3	135.4	139.1
前年比	8.4%	3.4%	3.0%	3.6%	3.1%	2.7%

出所：BPS

(1) 2012年のCPIを100として計算

下表は、表示期間の一定の商品のCPIの前年比毎の割合の推移を示したものである。

商品別CPI前年比

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
食品	10.6%	4.9%	5.7%	1.3%	3.4%	4.3%
加工食品、飲料品およびタバコ	8.1%	6.4%	5.4%	4.1%	3.9%	4.0%
住宅	7.4%	3.3%	1.9%	5.1%	2.4%	1.8%
衣料	3.1%	3.4%	3.1%	3.9%	3.6%	4.9%
保健・医療	5.7%	5.3%	3.9%	3.0%	3.1%	3.5%
教育、娯楽およびスポーツ	4.4%	4.0%	2.7%	3.3%	3.2%	3.3%
輸送、通信および金融サービス	12.1%	(1.5)%	(0.7)%	4.2%	3.2%	0.2%

出所：BPS

(1) 前年比の年間割合

インドネシアは、CPIの前年比の年間インフレ率の推移を測定する。

2014年において、年間インフレ率は、8.4%となり、2013年の年間インフレ率と一致した。輸送および通信の価格の上昇が、年間インフレ率の増加に大きく貢献し、2014年の輸送および通信の価格は平均的に12.1%高くなった。2014年において、食品の価格は10.6%、加工食品、飲料品およびタバコの価格は8.1%、ならびに住宅の価格は7.4%増加した。

2015年において、年間インフレ率は、3.4%となり、2014年の年間インフレ率である8.4%から低下した。かかる低下は、輸送、通信および金融サービスの価格が1.5%低下した一方で、食品および住宅の価格は、それぞれ4.9%および3.3%とわずかにしか増加しなかったことが主な要因となった。

2016年において、年間インフレ率は、3.0%となり、2015年の年間インフレ率である3.4%から低下した。かかる低下は、住宅、保健・医療ならびに教育、娯楽およびスポーツの価格が、それぞれ1.9%、3.9%および2.7%とわずかにしか増加しなかったことが主な要因となった。

2017年において、年間インフレ率は、3.6%となり、2016年の年間インフレ率である3.0%から増加した。かかる増加は住宅、輸送、通信および金融サービス、衣料ならびに教育、娯楽およびスポーツの価格が、それぞれ5.1%、4.2%、3.9%および3.3%増加し、高い価格となったことが主な要因となった。

2018年において、年間インフレ率は、3.1%となり、2017年の年間インフレ率である3.6%から低下した。これは住宅、輸送、通信および金融サービス、衣料ならびに加工食品、飲料品およびタバコの価格が、それぞれ2.4%、3.2%、3.6%および3.9%の少ない増加となったことが主な要因となった。

2019年において、年間インフレ率は、2.7%となり、2018年の年間インフレ率である3.1%から低下した。これは、住宅ならびに輸送、通信および金融サービスが、それぞれ1.8%および0.2%の少ない増加となったことが主な要因となった。

2020年2月3日、BPSは、2020年1月のインフレに関する情報を公表した。2020年1月のCPIは、104.3であり、インフレ率は、0.39%であった。

2020年3月2日、BPSは、2020年2月のインフレに関する情報を公表した。2020年2月のCPIは、104.6であり、インフレ率は、0.28%であった。

2020年4月1日、BPSは、2020年3月のインフレに関する情報を公表した。2020年3月のCPIは、104.7であり、インフレ率は0.10%であった。

[次へ](#)

(e) 労働情勢
労働および雇用

労働

下表は、表示期間における経済の部門別の雇用労働力の割合を示したものである。

(百万人(パーセンテージを除く。))

部門	8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在	
	2014年 ⁽¹⁾		2015年 ⁽¹⁾		2015年 ⁽¹⁾		2016年 ⁽¹⁾		2016年 ⁽¹⁾		2017年 ⁽¹⁾		2017年 ⁽¹⁾		2018年 ⁽¹⁾		2018年 ⁽¹⁾		2019年 ⁽¹⁾		2019年 ⁽¹⁾	
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
農業・林業および漁業	39.0	34.0	40.1	33.2	37.8	32.9	38.3	31.7	37.8	31.9	39.7	31.9	35.9	29.7	38.7	30.5	35.7	28.8	38.1	29.5	34.6	27.3
鉱業および採石業	1.4	1.3	1.4	1.2	1.3	1.1	1.3	1.1	1.5	1.2	1.4	1.1	1.4	1.1	1.4	1.1	1.5	1.2	1.4	1.1	1.4	1.1
製造業	15.6	13.6	16.8	13.9	15.5	13.5	16.5	13.6	15.9	13.4	17.1	13.7	17.6	14.5	17.9	14.1	18.3	14.7	18.2	14.1	18.9	15.0
電力、ガス、蒸気および 空調供給	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.4	0.3
上下水道、廃棄物処理 および浄化活動	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4
建設	7.3	6.4	7.7	6.4	8.2	7.1	7.7	6.4	8.0	6.7	7.2	5.8	8.1	6.7	7.1	5.6	8.3	6.7	7.6	5.9	8.5	6.7
卸売業・小売業および 自動車・オートバイの 修理	20.9	18.3	22.6	18.7	21.3	18.6	24.1	20.0	21.6	18.2	23.2	18.7	22.5	18.6	23.5	18.5	23.1	18.6	24.5	18.9	23.8	18.8
輸送および倉庫	4.6	4.0	4.6	3.8	4.6	4.0	4.7	3.9	5.0	4.2	4.9	4.0	5.1	4.2	5.1	4.0	5.4	4.4	5.2	4.0	5.6	4.4
宿泊施設および 食品サービス業	4.8	4.2	5.1	4.2	5.2	4.6	5.6	4.7	6.3	5.3	7.1	5.7	6.9	5.7	8.1	6.4	7.7	6.2	8.8	6.8	8.5	6.7
情報および通信	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.6	0.8	0.7	0.8	0.7	1.0	0.8	0.9	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7
金融および保険業	1.5	1.3	1.8	1.5	1.7	1.5	1.7	1.4	1.7	1.5	1.8	1.4	1.7	1.4	1.7	1.3	1.8	1.4	1.8	1.4	1.8	1.4
不動産業	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
専門、科学および技術 サービス業、管理サポート サービス業	1.3	1.1	1.6	1.3	1.4	1.2	1.4	1.1	1.4	1.2	1.4	1.2	1.7	1.4	1.6	1.2	1.7	1.3	1.7	1.3	1.9	1.5
公共行政および防衛、 強制加入社会保障	3.7	3.2	4.0	3.3	4.0	3.5	4.4	3.6	5.0	4.2	5.0	4.0	4.6	3.8	5.3	4.2	4.7	3.8	5.1	4.0	4.9	3.8
教育	5.4	4.7	5.9	4.9	5.6	4.9	5.7	4.8	6.1	5.1	6.4	5.1	6.0	4.9	6.3	5.0	6.1	4.9	6.6	5.1	6.3	5.0
人の健康および福祉業	1.3	1.2	1.6	1.3	1.5	1.3	1.6	1.4	1.8	1.5	1.8	1.5	1.8	1.5	2.0	1.6	1.8	1.5	2.0	1.5	2.0	1.5

その他サービス業	6.5	5.7	6.3	5.2	5.4	4.7	5.9	4.9	5.0	4.2	5.6	4.5	6.0	5.0	6.3	4.9	6.0	4.8	6.3	4.9	6.3	5.0
合計	114.6	100.0	120.8	100.0	114.8	100.0	120.6	100.0	118.4	100.0	124.5	100.0	121.0	100.0	127.1	100.0	124.0	100.0	129.4	100.0	126.5	100.0

出所：BPS

(1) 人口予測を加味したバックキャスティングの結果を用いて推計。

インドネシアの男女別の雇用労働力

下表は、表示期間におけるインドネシアの男女別の雇用労働力の割合を示したものである。

(百万人(パーセンテージ(1)を除く。))

	2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在	
	2014年		2014年		2015年		2015年		2016年		2016年		2017年		2017年		2018年		2018年		2019年		2019年	
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
男性	72.5	61.4	71.5	62.3	73.4	60.8	72.2	62.8	73.7	61.1	72.9	61.6	74.8	60.0	74.7	61.8	76.0	59.8	76.1	61.4	77.3	59.8	77.8	61.5
女性	45.6	38.6	43.2	37.7	47.4	39.2	42.7	37.2	46.9	38.9	45.5	38.4	49.8	40.0	46.3	38.2	51.1	40.2	47.9	38.6	52.0	40.2	48.8	38.5
合計	118.2	100.0	114.6	100.0	120.8	100.0	114.8	100.0	120.6	100.0	118.4	100.0	124.5	100.0	121.0	100.0	127.1	100.0	124.0	100.0	129.4	100.0	126.5	100.0

出所：BPS

(1) 割合は、雇用労働力に対する比率で計算されている。

インドネシアの就職率・失業率(1)

下表は、表示期間におけるインドネシアの労働力人口に対する雇用・失業率を示したものである。

(百万人(パーセンテージを除く。))

	2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在		2月現在		8月現在	
	2014年		2014年		2015年		2015年		2016年		2016年		2017年		2017年		2018年		2018年		2019年		2019年	
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
雇用	118.2	94.3	114.6	94.1	120.8	94.2	114.8	93.8	120.6	94.5	118.4	94.4	124.5	94.7	121.0	94.5	127.1	94.9	124.0	94.7	129.4	95.0	126.5	94.7

失業 ⁽²⁾	7.1	5.7	7.2	5.9	7.5	5.8	7.6	6.2	7.0	5.5	7.0	5.6	7.0	5.3	7.0	5.5	6.9	5.1	7.0	5.3	6.8	5.0	7.1	5.3
合計	125.3	100.0	121.9	100.0	128.3	100.0	122.4	100.0	127.7	100.0	125.4	100.0	131.5	100.0	128.1	100.0	133.9	100.0	131.0	100.0	136.2	100.0	133.6	100.0

出所：BPS

- (1) 労働年齢人口とは、インドネシアにおける15歳以上の全ての者を言い、学生や専業主婦など、一定の非労働力人口を含む。
- (2) 政府は、失業率について、15歳以上で仕事がなく（ ）求職中の者、（ ）新規事業を立ち上げた者、（ ）仕事が見つからないとの予想から求職していない者、および（ ）失業率測定日後の日に仕事を開始するよう調整した者全員を含めて定義している。

[次へ](#)

近年、失業率は改善しているものの、仮に経済成長と雇用創出が人口増加のペースに追いつかない場合、失業率はインドネシアにとって引き続き問題になると予測される。若年層（15歳から24歳）の失業率は、引き続きインドネシア特有の問題として残っているが、近年改善してきている。政府は、労使関係や起業プログラムを通じて新たな仕事の領域を創出し、既存の仕事の領域を発展拡大させる政策をはじめ、数多くの政策や規制により雇用問題に対処しようとしている。政府は、起業プログラムやテクノロジーの利用、自発的な活動の奨励などを通じて、生産性が高く持続可能な仕事の機会を作り出す一方、雇用主に、雇用創出を促す様々な形態の支援（税金の免除やインフラ整備を含む。）を提供している。2017年8月現在、インドネシアは、過去10年で最も低い失業率を記録した。この改善は、労働者の技能と有効求人において求められる技能の差が縮まったことも一つの理由である。

地方政府は、賃金に関する三者間委員会を通じて最低賃金要件を定める権限を有しており、各暦年の期首現在で最低賃金要件を決める。下表は、各年度の国の月額最低賃金および国全体の平均最低賃金の上昇率を示したものである。

年度	国内平均最低賃金	平均最低賃金の上昇率
2014年	1,584,391.3ルピア	14.8%
2015年	1,790,342.0ルピア	12.8%
2016年	1,967,572.0ルピア	9.9%
2017年	2,074,151.1ルピア	8.9%
2018年	2,268,874.2ルピア	9.4%
2019年	2,455,662.2ルピア	8.2%
2020年	2,672,370.8ルピア	8.9%

出所：Kemnaker（労働省）

(f) 社会保障制度

年金および健康基金

インドネシアの年金制度は、強制加入年金基金と任意加入年金基金とで構成される。強制加入年金制度としては、PT Askes (Persero)が管理運営する公務員向け健康保険（SOEの従業員は含まない。）、PT Taspen (Persero)が管理運営する公務員向け年金制度（SOEの従業員は含まない。）、PT Asabriが管理運営する警察官および軍人向け老齢貯蓄型年金、PT Jamsostek (Persero) が管理運営する民間およびSOE（関係する法律に規定される最低限の要件を満たす企業）の従業員向け老齢年金が挙げられる。

非公務員向けの年金基金の設立は、2種類の年金基金の設立について定めている、年金基金に関する1992年法律第11号に規定される。そのうちのひとつが事業者年金基金で、民間企業の雇用主がその従業員に提供する。もうひとつが金融機関年金基金で、これは、年金基金に加入したい従業員または自営業者のための年金基金の運用を企図する銀行または保険会社によって設立される。さらに、同法律および複数の政令に、当該年金基金が取得できる資産の種類ならびに資産および資産クラスへの容認される投資配分の基準が定められている。

2011年11月、政府は社会保障機関（*Badan Penyelenggara Jaminan Sosial*）（以下「BPJS」という。）の創設に関する法律、すなわち社会保障機関に関する2011年法律第24号を制定した。BPJSは、（ ）全ての国民に医療制度を提供する、健康保険に関するBPJS（以下「BPJS Kesehatan」という。）および（ ）民間部門および非正規労働者向けの社会保障給付を提供する、労働者社会保障給付に関するBPJS（以下「BPJS Ketenagakerjaan」という。）で構成される。BPJS Kesehatan とBPJS Ketenagakerjaanは2014年1月1日、政府の他の社会保障機関、具体的にはPT Jamsostek (Persero) とPT Askes (Persero)の機能を全て承継した。

BPJSを実施するため、PT Asabri (Persero)およびPT Taspen (Persero)は、（ ）警察官および軍人向け医療給付および年金の提供の管理運営をPT Asabri (Persero)に割り当て、（ ）年金および退職給付の提供の管理運営をPT Taspen (Persero)およびBPJS Ketenagakerjaanに割り当てる予定である。割り当ては、2029年までに完了する予定である。

(g) 経済計画

2005年 - 2025年国家長期開発計画

2005年からの20年間にわたる開発計画である国家長期開発計画（以下「国家長期開発計画」という。）は、憲法に規定された国家の開発目標の達成を目的としている。国家長期開発計画は、インドネシアにおける開発計画の初期段階を継続および更新するものとして策定されており、制度改革を伴う。国家長期開発計画は、国家中期開発計画（以下「国家中期開発計画」という。）と称する4つの中期計画（2005—2009年、2010—2014年、2015—2019年および2020-2024年）に分けられる。

国家長期開発計画とは、憲法の前文に以下の形式にて述べられた、国家の目標を達成するにあたり節目となる中期ビジョンを記載したものである。

- ・ ビジョン
- ・ 使命
- ・ 国家開発の方向性

ビジョン：自立し、先進的で、公正な、繁栄するインドネシア

使命：

1. パンチャシラ（Pancasila）を基盤とした高度な道德、倫理観、文化および文明生活を有する社会の実現
2. 競争力のある国家の実現
3. 法の支配に基づく民主社会の実現
4. 安全、平和かつ統一されたインドネシアの実現
5. 公平かつ公正な発展の実現
6. バランスの取れた持続可能なインドネシアの実現
7. 自立し、先進的で、強靱な、国益に基づく群島国家としてのインドネシアの実現
8. 国際的なコミュニティにおいて重要な役割を担うインドネシアの実現

国家長期開発計画の開発段階

2005—2009年国家中期開発計画：インドネシアをより安全、平和、公平かつ民主的な国にし、国民の福祉を向上させることを目的としてあらゆる面において再編および開発を行う。

2010—2014年国家中期開発計画：経済競争力を改善するとともに、科学およびテクノロジーの分野における能力を含めた人的資源の質を向上させる取り組みに重点を置くことにより、あらゆる側面においてインドネシアの再編を安定化する。

2015—2019年国家中期開発計画：科学力および技術力を絶えず向上させるとともに、天然資源および質の高い人的資源を活用した経済競争力の達成に重点を置くことにより、数々の側面において全体的な開発を安定化する。

2020—2024年国家中期開発計画：数々の側面において、質および競争力の高い人的資源に支えられた競争有利性に基づく堅固な経済構造の発展に重点を置くことにより、開発の促進を通じてインドネシアの人々を独立かつ発展した、公正で豊かな国民とする。

2015—2019年国家中期開発計画（国家中期開発計画）

開発目標

- ・ 社会と人を築く
- ・ 福祉、繁栄および生産性に向けた取り組みを改善することが不平等の拡大を生み出すことになってはならない：柔軟性を阻害、抑制、縮小および減少させることなく、成長の原動力となる中低所得者の生産性を向上させることが特に重要視されている
- ・ 開発活動が環境保全能力や生態系バランスを害するまたは損なうものであってはならない

開発の3つの特性

1. 人材開発：教育、健康、住居および精神／人格
2. 第1次産業開発：食料主権、エネルギー主権および電力、海洋および船舶ならびに観光および産業
3. 格差均等化と地域開発：所得グループ間および地域間：(1)村、(2)国境地帯、(3)非ジャワ、(4)東部地域

必要条件

- ・ 確実性および法執行
- ・ 治安および秩序
- ・ 政治および民主主義
- ・ 統治および改革

ビジョンおよび使命

ビジョン：相互協調(*Gotong-Royong*)の思想に基づく、主権国家である、自立した、確固たるアイデンティティを有する国家であるインドネシアの実現

7つの使命

1. 領土権を維持し、海洋資源を保護することにより経済的自立を支援し、群島国家としてのインドネシアのアイデンティティを反映することを可能とする国家安全保障の実現
2. 先進的で、バランスの取れた、民主的、かつ、法の支配に基づく社会の実現
3. 自由かつ活発な外交政策およびインドネシアの海洋国家としてのアイデンティティを強化する外交政策の実現
4. 先進的かつ豊かなインドネシア国民の生活の実現
5. 競争力のある国家の実現
6. インドネシアが自立し、先進的で、強靱な、国益に基づく海洋国家となることの実現
7. 確固たるアイデンティティおよび文化を有する社会の実現

9つの優先事項

1. 国民を守り、全ての市民に安全を提供する国づくりを行うこと
2. 公平、効果的、民主的および信頼できる良好なガバナンスを構築すること
3. 統一国家として、地域および村を強化することにより、国境からインドネシアを発展させること
4. 汚職のない、威厳を持った、信頼できる法執行制度改革を実現することにより、脆弱な国家を拒否すること
5. 人口および家族に関する計画、「スマートなインドネシア」(Indonesia Pintar)、「健康なインドネシア」(Indonesia Sehat)および「働くインドネシア」(Indonesia Kerja)に関する政策を策定することにより、インドネシア国民の生活の質を向上させること
6. 国際市場におけるインドネシア国民の生産性および競争力を改善すること
7. 国内経済戦略分野を促進することにより経済的な自立を実現すること
8. 国家的な特性の改革を行うこと
9. 結束力を強固にし、社会的な回復を強化すること

2015 - 2019年経済政策パッケージ

2014年の選挙でジョコ・ウィドド大統領が誕生した後、政府は、事業拡大および発展に対してより高い波及効果のある環境の創出を通じて国内の経済成長を促すための、16の景気刺激政策パッケージを公表した。政策パッケージは、このような目標を達成することを目指した様々なイニシアチブおよび政策を含んでおり、2015年から2019年にわたって実施された。かかる経済政策パッケージに基づく一部の政策およびイニシアチブの実施は、現時点でまだ継続中である。

2020 - 2024年国家中期開発計画

2019年10月、ジョコ・ウィドド大統領は、大統領のビジョン、すなわち、独立し、相互協力を支える先進国のためのビジョンを公表した。かかるビジョンは、以下のとおりウィドド大統領の使命に列挙されていた。

- ・ インドネシアの労働力の質の向上
- ・ 生産性があり、自立し、かつ、競争力の高い経済構造の実現
- ・ 公平かつ豊かな国家の発展の達成
- ・ 持続可能な環境気候の実現
- ・ 国家の特性を反映した文化的な発展の促進
- ・ 威厳を持った、信頼できる、汚職のない法制度の開発
- ・ 全国民の保護および全てのインドネシア市民への安全の提供
- ・ 良好で、効果的で、かつ信頼できるガバナンスの達成
- ・ 政府の枠組みと地方政府との相乗効果の実現

また、2019年10月、ジョコ・ウィドド大統領は、政府の2020 - 2024年国家中期開発計画（以下「2020 - 2024年国家中期開発計画」という。）を導入した。これには、ウィドド大統領の5つの主な優先事項、すなわち、人的資源の開発の向上、インフラ開発の向上、規制および官僚制度の簡素化ならびに経済改革が含まれている。かかる優先事項は、2020 - 2024年国家中期開発計画の開発アジェンダにおいて以下のとおり引き継がれた。

- ・ 優れた経済成長を実現するための経済的回復力の強化
- ・ 経済格差を減らし、平等を改善するためのより遠く離れた地域の開発
- ・ 労働力の質および競争力の向上
- ・ 精神的な革命および文化的な発展への関与
- ・ 経済開発を支援し、基本的なサービスを改善するためのインフラの強化
- ・ 環境保全、気候変動の財政的援助および災害回復力の向上
- ・ 政治上、法律上、防衛上の安定性の向上ならびに公共事業の変革

2020 - 2024年国家中期開発計画の開発アジェンダを実現するため、2019年10月、ウィドド大統領は、3つの総括的議案、すなわち、雇用創出に関する総括的議案、金融部門の開発および強化に関する総括的議案ならびに納税引当金に関する総括的議案を準備することにより、かかる目的に一致したイニシアチブを重視することによって規制改革を実行するという政権の計画を公表した。

経済平準化政策

2017年4月、政府は、中所得国の罫を乗り越え、インドネシアが先進国の仲間入りを果たせるようにするための経済転換に係る国家政策を具体化する経済平準化政策（以下「EEP」という。）を公表した。EEPは、統合的な改革政策であり、（ ）土地、（ ）機会、および（ ）人的資本の3つの項目から構成される。

土地

- ・ 社会林業

- ・ 環境・林業省は、134の許可と共に48,911世帯に211,522ヘクタールの面積に及ぶ社会森林管理へのアクセスを分配する。当初は、9,411世帯の15.576ヘクタールの総面積を有する11の村に重点を置く。
- ・ 農地改革および転用地の認可
 - ・ 国家農地運用プロジェクトに基づく220,000ヘクタールおよび3,800ヘクタールの土地の転用は、合計4.5百万ヘクタールから認可される準備ができており、一方で、23,000ヘクタールの退去地および707,000ヘクタールの森林処分もまた、合計4.5百万ヘクタールから再分配される準備ができています。
 - ・ 農地改革は、バンテン州、西ジャワ州、中部ジャワ州、リアウ州、西カリマンタン州、西スマトラ州、北スマトラ州およびマルク州を含む複数の州に拡大される。
- ・ 都市部の貧困層向け低価格住宅
 - ・ 中央政府は、都市部の貧困層のために、活動中心地、経済資源および公共交通機関へのアクセスが良い市街地における住宅開発に取り組んでいる。住宅政策の中核には、低価格の住宅用地の提供（土地利用）、安価な住宅の建設のための住宅制度および住宅金融制度の実行が含まれている。

機会

- ・ 主要部門の発展目標
 - ・ EEPIは、税制度、製造業およびIT産業の発展ならびに小売部門に関連する問題に取り組むことに重点を置いた主要部門の発展目標を設定することを目指している。かかる発展目標を通じて、政府は小売部門の競争力を改善し、伝統的および近代的な小売の間のシナジー効果を強化したいと考えている。

人的資本

- ・ 職業訓練および労働市場
 - ・ 職業および労働政策は、特に業界のニーズに合わせ、政府の優先プログラムを支援するため、人的資本の能力を構築するために策定される。
 - ・ 事業分野および事業状況の再分類および優先順位付けを通じた職業教育および訓練のためのロードマップを編成および改善するために、政府による政策措置も取られる。
 - ・ 産業のための職業プログラムの強化に重点を置くジョブ・マッチング・プログラムが実行される。
 - ・ 自動車、観光および輸送部門のための職業制度が実施される。

(h) インフラ改革

政府は、インフラの提供を加速するためにインフラ改革を実施した。この改革は、財政改革、機構改革および規制改革から成る。

財政改革

- ・ 実行可能性ギャップファンディング
 - ・ 建設費の最大49%を拠出することによりプロジェクトの財政面からの実現可能性を高めることを目的として、財務大臣規定223/PMK.011/2012（財務大臣規定170/PMK.08/2018により改正）を公布した。
- ・ 借入れ可能とするための年金支払い
 - ・ 民間部門による運営が可能となった後の操業期間中にプロジェクトが借入れを受けられるようにするため、（中央政府については財務大臣規定260/PMK.08/2016、地方政府については2016年内務大臣規定96号による）政府による年金支払いスキームの規制枠組みを公布した。
- ・ 土地取得のための回転基金
 - ・ 土地取得を促進するために国家予算から支出される回転資金を定める財務大臣規定220/PMK.05/2010を公布した。
- ・ リスク共有ガイドライン
 - ・ インドネシアインフラ保証基金（以下「IIGF」という。）はPPPのためのリスクの分配と軽減に関するガイドラインを公布した。

機構改革

- KPPIP
 - KPPIPは、重要インフラプロジェクトの供給の加速に活発に関与している。
- PT. Sarana Multi Infrastruktur（以下「PT SMI」という。）
 - PT SMIは政府投資センターと統合し、インフラ基金会社となった。
- IIGF
 - IIGFは、非PPPプロジェクトに保証を提供する能力を有している。
- 官民連携部門（以下「PPP部門」という。）
 - PPP部門は、施設を提供することにより政府の契約機関がPPPプロジェクトを準備するのを援助する。
- 国家資産管理機関
 - 国家資金管理機関は、国家戦略プロジェクトが適時に土地の取得プロセスを確定できるよう土地取得資金を提供することが使命とされている。

規制改革

- 直接貸付
 - インフラプロジェクトのための資金調達の完了を加速させるため、国営企業に対する直接貸付への保証を認める大統領規則2015年第82号を公布した。
- 土地取得
 - 2012年法律2号に基づく土地の取得を加速させることを規定するため、大統領規則2012年第71号の第4次改正である大統領規則2015年第148号を公布した。
- 経済パッケージ
 - インフラの供給を妨げる問題について規制緩和を実施し、経済パッケージの効果的な実行を確かなものにするため経済担当調整大臣の下でのタスクフォースを設置した。

(3) 【貿易及び国際収支】

(a) 貿易および国際収支の概要

国際的および地域的な自由貿易協定への加盟

政府は、複数の国際的および地域の貿易機関に加盟することによって、国際的な貿易および投資の自由化を支援している。インドネシアはGATT（1947年）の署名国であり、また世界貿易機関の創設合意書に関する1994年法律第7号を批准し、世界貿易機関（WTO）の創設国にもなっている。2017年、政府は、世界貿易機関の創設に関するマラケシュ合意書を修正するプロトコルの批准に関する2017年法律第17号により、WTO貿易円滑化協定を批准した。

ASEANは、数多くの地域協定の交渉の場を提供し、2015年にASEAN加盟国首脳は、ASEAN加盟国の戦略的経済統合のロードマップとなるASEAN経済共同体ブループリント2025を採択した。2009年、ASEAN加盟国は、経済統合を達成するためにASEANにおいて自由かつ開放された体制を築くことを目的として、ASEAN包括的投資協定を締結した。ASEAN加盟国は、6つの自由貿易協定を締結している。すなわち、ASEAN物品貿易協定（以下「ATIGA」という。）、中国ASEAN自由貿易協定（以下「ACFTA」という。）、ASEAN-韓国自由貿易協定（以下「AKFTA」という。）、日・ASEAN包括的経済連携（以下「AJCEP」という。）、ASEANインド自由貿易協定（以下「AIFTA」という。）、ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（以下「AANZFTA」という。）である。さらに、インドネシアは2つの二国間貿易協定および1つの地域貿易協定、すなわち、日インドネシア経済連携協定（以下「IJ-EPA」という。）、インドネシア・パキスタン特惠貿易協定（以下「IP-PTA」という。）および共和国の大統領の承認待ちであるASEAN・香港自由貿易協定（以下「AHKFTA」という。）を締結した。これらの自由貿易協定は3つの核となる分野、具体的には、物品貿易、サービス貿易および投資を対象とする。

インドネシアが当事者となる、多くの地域間および二国間自由貿易協定（すなわち、インドネシア-欧州連合包括的経済連携協定、インドネシア-オーストラリア包括的経済連携協定およびインドネシア欧州自由貿易連合包括的経済連携協定）も現在、様々な交渉段階にある。

関税改革

輸入関税率を設定する権限は、財務大臣に授権されている。共和国は、国際市場におけるインドネシア製品の競争力を向上させ、自由貿易の確立を支援するために価格の歪みを解消する目的において、関税率を使用した政策を維持している。共和国は、ATIGA、ACFTA、AKFTA、AIFTA、AANZFTA、IJ-EPAおよびIP-PTAに基づく特惠関税を実施している。2018年3月1日現在、AJCEPに基づく特惠関税が、財務大臣規定18/PMK.010/2018に基づき、実施された。AHKFTAに基づく特惠関税は、共和国がAHKFTAを批准した後に実施される予定である。

国際収支

国際収支の数値は、経常収支および資本移転等収支および金融収支に表示されるある国の財貨、サービスおよび資本の相対的な流入を測定するものである。経常収支は、その国の財貨およびサービスの取引ならびに所得および経常移転取引を内訳項目としている。資本移転等収支および金融収支は、資本の移転、非生産的、非金融資産ならびに金融資産および金融負債の取得または処分に係る全ての取引を対象としている。国際収支の黒字は外貨の純流入を示し、一方国際収支の赤字は外貨の純流出を示す。なお、特に断りのない限り、「国際収支」とは、下記「(d) 国際収支」の国際収支の表における「全体の残高」を意味する。

(b) 主要品目別および地域別の輸出および輸入

輸出および輸入

2012年から、共和国は輸出および輸入データの作成に改良した手法を用い始めた。かかる改良手法は、国際的なベストプラクティスを遵守し、インドネシア銀行による他の刊行物との一貫性を高めるために実施された。かかる変更によって一部の輸出入品の区分が変更された。区分変更による修正は2005年以降に公表されたデータについて実施されている。2014年3月1日以降、輸出者は、輸出活動における運賃と保険のデータの有効性と正確性を高めるため、輸出貨物の運賃保険料込価額の申告を義務付けられている。しかしながら、2014年に導入されたこの新しい規則も輸出取引の業務プロセスを変えるに至っておらず、依然として輸出者と輸入者の間で合意された実際の取引価額が輸出額として使用されている。

下表は、インドネシア銀行が公表した、表示期間におけるインドネシアの輸出および輸入を示したものである。

輸出および輸入

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：百万米ドル)					
輸出：						
石油・ガス輸出(f.o.b.)	28,752	17,184	12,916	15,573	17,614	11,986
石油・ガス以外の輸出(f.o.b.)	146,541	131,941	131,554	153,310	163,111	156,474
輸出合計(f.o.b.)	175,293	149,124	144,470	168,883	180,725	168,460
輸入合計(c.i.f.)	(177,813)	(142,379)	(135,867)	(157,683)	(190,317)	(173,491)
貿易収支	(2,520)	6,746	8,603	11,199	(9,592)	(5,031)

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

2014年において、インドネシアは2.5十億米ドルの貿易赤字を計上した。かかる赤字幅は、輸入の縮小幅が4.5%となったことが要因である。輸入の減少は、国内需要の減速と整合する。輸出の縮小は、予想よりも緩慢な世界経済の回復および世界的な物価の継続的下落に大きく起因する。

2015年において、前年の2.5十億米ドルの貿易赤字に対し、6.7十億米ドルの黒字を計上した。これは、輸出の14.9%の減少幅を輸入の19.9%の減少幅が上回ったことが要因である。限定的な国内需要に沿って輸入が急落する一方で、長引く物価の低迷ならびに米国、中国およびシンガポールなどの貿易相手国の成長の鈍化が輸出の減少をもたらした。

2016年において、インドネシアは8.6十億米ドルの貿易黒字を計上し、2015年に計上した6.7十億米ドルの貿易黒字を上回った。黒字幅の拡大は、輸出の3.1%（前年比）の減少幅を、輸入の4.6%（前年比）の減少幅が上回ったことが要因である。輸出は、特に2016年下期を中心に、石炭やパーム油などの物価が改善し、それらの輸出増を背景に2015年と比べるとその減少幅は縮小した。

2017年において、インドネシアは11.2十億米ドルの貿易黒字を計上し、2016年に計上した8.6十億米ドルの黒字を上回った。貿易黒字の増加は、輸出が16.9%増の168.9十億米ドルとなり、輸入の16.0%の増加を上回ったことが要因である。かかる輸出の増加は、主に、2017年中の物価の上昇および世界的な需要の改善によるものであったが、輸入の増加は、2017年の国内経済活動の増加と一致していた。

2018年において、インドネシアは9.6十億米ドルの貿易赤字を計上し、2017年に計上した11.2十億米ドルの黒字から一転赤字となった。かかる貿易赤字は、輸入が20.7%増となり、輸出の7.0%の増加を上回ったことが要因である。公共インフラ・プロジェクトのための輸入を含む、原材料および資本商品の輸入の増加が主な要因となった、より堅調な国内需要の結果、輸入の増加幅は増加した。輸入の増加には、世界的石油価格の高騰も寄与していた。世界的な貿易量の減少および国際的な商品価格の下落と相まって輸出の増加率は2017年を下回った。

2019年において、インドネシアは5.0十億米ドルの貿易赤字となり、2018年の9.6十億米ドルの赤字を下回った。かかる貿易赤字の減少は、輸入が8.8%減となり、輸出の6.8%の減少を上回ったことが要因である。世界的な貿易量の減少および国際的な商品価格の下落は実際に輸出入の縮小を引き起こしたが、これと相まって2019年の輸出および輸入も減少した。輸入は、政府の輸入管理政策（B-20プログラムを含む。）とも相まって減少した。

インドネシア統計局の輸出入データ

インドネシア銀行が公表した輸出入に関するデータに加えて、BPSも、国連が発表する国際商品貿易統計マニュアルに基づき集計された輸出入に関するデータを公表している。輸出入の統計の集計方法およ

び集計時期の違いにより、BPSが公表する輸出入データは、インドネシア銀行が公表する輸出入データとは異なっている。

下表は、BPSが公表した、表示期間におけるインドネシアの輸出および輸入を示したものである。

12月31日終了年度						
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年R	2019年P
	(単位：百万米ドル)					
輸出：						
石油・ガス以外の輸出	145,961.2	131,791.9	132,028.5	153,083.8	162,841.0	154,989.0
石油・ガスの輸出	30,018.9	18,574.4	13,105.5	15,744.4	17,171.7	12,536.0
輸出合計	175,980.1	150,366.3	145,134.0	168,828.2	180,012.7	167,525.0
輸入：						
石油・ガス以外の輸入	134,718.9	118,081.6	116,913.0	132,669.3	158,842.5	148,836.6
石油・ガスの輸入	43,459.9	24,613.2	18,739.8	24,316.2	29,868.8	21,885.3
輸入合計	178,178.8	142,694.8	135,652.8	156,985.5	188,711.3	170,721.9
出所：BPS						
P：暫定値						
R：改訂						

下表は、表示期間における主要品目別のインドネシアの輸出を示したものである。

品目別輸出						
12月31日終了年度						
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：千米ドル)					
商品	173,759,963	147,724,654	143,104,609	167,001,721	178,702,737	164,915,577
農産品						
コーヒー豆	1,030,826	1,210,617	1,000,542	1,175,625	807,357	872,089
茶葉	108,843	89,969	85,057	88,171	78,624	63,791
香辛料	577,627	780,981	698,006	568,048	543,032	560,463
タバコ	82,397	58,878	49,440	55,547	67,005	59,737
カカオ豆	201,407	118,047	85,498	55,522	74,284	82,215
小エビおよびエビ	1,786,335	1,331,640	1,441,142	1,543,894	1,471,051	1,391,141
その他の農産品・水産品	2,139,877	2,174,509	2,135,090	2,447,373	2,781,591	2,805,987
農産品合計	5,927,312	5,764,642	5,494,777	5,934,180	5,822,944	5,835,423
工業製品						
繊維および繊維製品	12,847,055	12,338,750	11,883,661	12,580,222	13,272,404	12,916,809
加工木材製品	3,906,760	3,813,415	3,691,540	3,756,483	4,123,971	3,554,922
パーム油	17,461,545	15,402,551	14,357,677	18,512,908	16,528,433	14,720,420
化学品	3,851,429	2,805,673	3,236,867	4,611,231	4,702,931	4,349,491
卑金属製品	9,085,294	7,580,115	7,436,783	9,493,976	12,377,082	13,363,675
電気器具、計器その他	10,108,187	8,777,604	8,386,801	8,851,781	9,318,094	9,412,842
セメント	37,365	62,539	82,332	128,604	237,185	281,951
紙および紙製品	3,779,966	3,599,154	3,442,980	3,877,961	4,524,415	4,408,263
加工ゴム	7,022,184	5,843,690	5,538,628	7,235,893	6,149,674	5,741,597
石油製品 ⁽¹⁾	3,165,942	1,401,627	672,387	1,439,359	1,550,453	1,646,807
液化石油ガス ⁽¹⁾	4,538	12,231	44,880	75,797	56,405	9,734
その他工業製品	47,338,146	44,550,999	47,886,360	51,567,588	53,976,851	52,600,287

工業製品合計	118,608,410	106,188,347	106,660,895	122,131,803	126,817,901	123,006,798
鉱業生産物						
銅鉱石	1,673,548	3,277,196	3,481,608	3,439,732	4,186,888	1,280,055
ニッケル鉱石	85,913	0	0	155,189	628,027	1,097,556
石炭	20,818,030	16,004,035	14,563,340	20,473,795	23,967,604	21,687,266
ボーキサイト	47,742	744	431	66,433	265,013	467,585
原油 ⁽¹⁾	8,839,625	5,641,245	4,941,219	5,267,880	5,086,551	1,720,014
天然ガス ⁽¹⁾	14,941,959	9,338,774	6,604,093	7,994,558	9,719,229	7,510,502
うち、LNG	10,293,714	6,894,365	4,841,406	5,566,051	6,665,555	4,914,363
その他の鉱業生産物	213,410	182,769	161,123	180,884	265,312	400,215
鉱業生産物合計	46,620,227	33,444,764	29,751,815	37,578,472	44,118,624	34,163,193
その他の商品 ⁽²⁾	2,604,014	1,326,902	1,197,123	1,357,266	1,943,268	1,910,164
その他の物品 ⁽³⁾	1,532,832	1,399,827	1,365,177	1,880,792	2,022,247	3,544,376
輸出合計	175,292,795	149,124,482	144,469,786	168,882,513	180,724,984	168,459,953
備考 ⁽⁴⁾ ：						
石油・ガスを除く輸出	146,540,725	131,940,836	131,553,644	153,309,550	163,110,799	156,473,937
石油・ガス輸出	28,752,069	17,183,646	12,916,143	15,572,963	17,614,185	11,986,016

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 石油・ガス輸出の構成要素
- (2) 美術品、他に特定がない物品、事業者の港湾調達財貨で構成される。
- (3) 非貨幣性金および商用品で構成される。
- (4) 二つの主要な商品群（（ ）石油・ガス、（ ）石油・ガスを除く）に基づく輸出の分類を示している。

下表は、表示期間における仕向地別のインドネシアの輸出を示したものである。

仕向地別輸出

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：千米ドル)					
アメリカ						
北米						
アメリカ合衆国	16,502,799	15,977,225	16,068,802	17,761,095	18,454,928	17,814,460
カナダ	754,367	724,445	733,241	820,451	912,897	856,090
その他の北米地域	1,174	1,238	1,533	1,487	1,735	1,178
北米合計	17,258,340	16,702,908	16,803,575	18,583,033	19,369,561	18,671,728
中南米						
アルゼンチン	237,167	238,132	219,225	266,407	238,057	202,416
ブラジル	1,517,378	1,181,702	1,099,466	1,229,571	1,145,641	1,003,214
メキシコ	814,494	802,893	795,730	969,911	902,494	933,401
その他の中南米地域	1,165,225	1,044,492	1,090,693	1,096,573	1,304,236	1,185,127
中南米合計	3,734,264	3,267,219	3,205,114	3,562,461	3,590,428	3,324,157
アメリカ合計	20,992,604	19,970,127	20,008,689	22,145,494	22,959,989	21,995,885
ヨーロッパ						
欧州連合						
オランダ	3,981,353	3,432,577	3,244,318	4,038,134	3,892,838	3,107,324
ベルギー	1,217,227	1,108,544	1,123,078	1,240,474	1,261,226	1,075,660
英国	1,659,576	1,521,994	1,582,654	1,405,751	1,463,845	1,347,574
イタリア	2,288,020	1,871,943	1,570,726	1,935,497	1,919,750	1,748,679
ドイツ	2,820,475	2,654,242	2,632,296	2,660,084	2,699,327	2,400,449

フランス	1,018,400	971,332	886,124	976,592	1,001,618	1,008,851
スペイン	1,938,255	1,476,585	1,578,057	2,009,431	2,264,238	1,606,738
その他の欧州連合地域	1,996,538	1,763,808	1,816,541	2,060,831	2,572,118	2,213,190
欧州連合合計	16,919,845	14,801,026	14,433,792	16,326,794	17,074,960	14,508,466
ロシア	1,056,775	993,581	1,273,965	1,225,509	1,000,426	862,376
トルコ	1,447,167	1,159,227	1,022,876	1,166,983	1,179,583	1,147,700
その他のヨーロッパ地域	693,214	1,552,167	2,692,988	1,725,671	1,163,159	1,427,068
ヨーロッパ合計	20,117,001	18,506,001	19,423,621	20,444,958	20,418,128	17,945,610
アジアおよび中東						
ASEAN						
ブルネイ・ダルサラーム	98,873	85,589	85,377	64,393	61,402	102,853
フィリピン	3,887,862	3,920,827	5,260,823	6,596,663	6,825,281	6,767,838
カンボジア	416,644	429,207	424,465	509,699	524,127	609,618
ラオス	6,212	7,135	5,863	4,199	7,293	6,811
マレーシア	9,454,669	7,489,169	6,860,484	8,289,391	9,007,479	8,697,014
ミャンマー	587,710	612,315	606,350	827,078	897,486	874,498
シンガポール	15,648,800	11,770,922	11,141,463	12,751,079	13,831,319	12,929,812
タイ	5,762,720	5,414,929	5,380,611	6,346,267	6,697,297	6,167,367
ベトナム	2,443,990	2,716,595	3,016,614	3,560,980	4,534,581	5,134,378
ASEAN合計	38,307,481	32,446,688	32,782,050	38,949,750	42,386,265	41,290,190
香港特別行政区	2,760,064	2,048,572	2,127,953	2,393,397	2,557,530	2,492,626
インド	12,242,603	11,635,073	10,076,131	13,997,145	13,712,737	11,797,304
イラク	70,480	94,987	91,069	126,070	135,567	168,850
日本	20,802,334	17,455,820	15,265,069	17,026,602	18,763,677	15,130,594
韓国	10,079,871	7,334,452	6,390,236	7,371,175	9,047,961	7,017,231
パキスタン	2,048,086	1,988,062	2,017,977	2,396,857	2,411,831	1,917,150
中華人民共和国	17,301,903	14,611,015	17,037,050	23,238,232	26,946,250	27,955,678
サウジアラビア	2,155,351	2,060,074	1,327,878	1,380,757	1,221,072	1,503,450
台湾	7,924,755	5,573,652	4,225,363	4,835,246	4,748,062	4,404,027
その他のアジア・中東地域	7,186,956	6,159,489	5,574,123	6,351,102	6,246,418	6,297,156
アジア・中東合計	120,879,884	101,407,884	96,914,899	118,066,334	128,177,369	119,974,257
オーストラリアおよびオセアニア						
オーストラリア	5,000,046	3,652,251	3,197,126	2,527,490	2,733,511	2,321,841
ニュージーランド	481,487	446,040	378,687	426,694	489,885	444,705
その他のオーストラリア・オセアニア地域	367,443	345,654	346,007	360,945	347,332	372,666
オーストラリア・オセアニア合計	5,848,975	4,416,946	3,921,820	3,315,129	3,570,728	3,139,212
アフリカ						
南アフリカ	1,378,907	665,661	727,757	685,637	645,333	585,479
その他のアフリカ地域	3,479,381	2,838,590	2,294,232	2,876,878	3,016,491	2,915,213
アフリカ合計	4,858,288	3,504,251	3,021,989	3,562,515	3,661,823	3,500,692
未分類輸出(1)	2,596,043	1,319,272	1,178,768	1,348,083	1,936,947	1,904,298
合計 (f.o.b.)	175,292,795	149,124,482	144,469,786	168,882,513	180,724,984	168,459,953

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 事業者の港湾調達財貨および商用品で構成される。

下表は、表示期間における主要品目別のインドネシアの輸入を示したものである。

品目別輸入⁽¹⁾

12月31日終了年度					
2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P

(単位：千米ドル)						
商品	177,787,488	141,672,713	135,035,916	156,657,285	188,187,080	171,723,000
消費財						
主に家庭用第１次食品および飲料品	1,541,254	1,320,173	1,729,432	2,256,256	2,304,817	2,461,143
主に家庭向けに加工された食品および飲料品	2,750,512	2,332,869	3,008,370	2,892,394	4,182,556	3,427,209
乗用車	784,431	583,152	594,978	571,655	530,492	563,382
輸送機器、産業用以外	268,909	243,873	142,456	184,479	288,635	237,743
耐久消費財	1,415,739	1,073,667	1,208,820	1,557,133	1,985,222	2,069,189
半耐久消費財	1,952,560	1,965,991	2,221,224	2,841,290	3,592,082	3,802,341
非耐久消費財	2,158,041	2,023,181	2,154,671	2,516,428	3,095,309	2,816,772
燃料および潤滑油、加工石油製品 ⁽²⁾	14,504,300	8,181,422	5,146,414	7,156,986	9,346,912	7,531,780
それ以外の特定されていない消費財	531,831	737,074	824,708	777,941	668,994	663,501
消費財合計	25,907,577	18,461,404	17,031,073	20,754,563	25,995,020	23,573,060
原材料および付属品						
主に業務用の第１次食品および飲料品	4,934,923	4,100,987	4,423,376	5,172,249	5,316,619	5,528,661
主に業務用に加工された食品および飲料品	3,247,084	2,726,501	3,459,829	3,561,421	3,402,989	3,233,934
業務用供給品、第１次	5,967,884	4,616,310	3,986,892	5,018,999	6,103,771	5,650,464
業務用供給品、加工	56,247,051	49,421,677	47,299,348	53,844,245	63,771,434	59,354,977
資本財のパーツおよび付属品	15,552,758	14,628,024	15,529,878	17,287,162	20,597,484	19,124,730
輸送機器のパーツおよび付属品	7,128,761	6,139,368	6,384,650	7,528,898	9,048,335	8,241,401
燃料および潤滑油、第１次	12,896,531	8,011,548	7,197,942	7,920,735	10,527,350	7,106,269
うち、原油 ⁽²⁾	12,600,220	7,725,385	6,874,010	7,279,080	9,627,278	6,054,275
燃料および潤滑油、加工	15,702,783	8,292,444	6,833,802	9,970,888	11,956,794	10,179,672
うち、石油製品 ⁽²⁾	12,442,784	6,057,936	4,721,414	6,884,186	8,385,774	6,881,369
うち、液化石油ガス ⁽²⁾	3,039,246	2,061,615	1,841,452	2,754,544	3,142,809	2,876,647
原材料および付属品合計	121,677,775	97,936,858	95,115,716	110,304,596	130,724,776	118,420,107
資本財						
資本財（輸送機器を除く）	25,570,739	22,424,297	19,855,824	21,229,079	25,955,366	25,811,572
乗用車	784,431	583,152	594,978	571,655	530,492	563,382
その他の輸送機器、業務用	3,093,174	1,847,542	1,966,437	3,223,416	4,245,633	2,676,473
資本財合計	29,448,344	24,854,992	22,417,238	25,024,150	30,731,490	29,051,426
その他の商品⁽³⁾	753,791	419,459	471,889	573,977	735,794	678,406
その他の物品⁽⁴⁾	25,620	706,213	830,884	1,025,757	2,129,700	1,768,419
合計	177,813,107	142,378,926	135,866,800	157,683,042	190,316,780	173,491,419

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 運賃保険料込ベースのデータ
- (2) 石油・ガス輸入の構成要素として
- (3) 事業者の港湾調達財貨で構成される。
- (4) 非貨幣性金で構成される。

下表は、表示期間における相手国別のインドネシアの輸入を示したものである。

相手国別輸入⁽¹⁾

12月31日終了年度					
2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
(単位：千米ドル)					

アメリカ

北米						
アメリカ合衆国	8,139,708	7,608,621	7,419,480	8,156,624	10,133,329	9,292,376
カナダ	1,908,631	1,621,298	1,382,005	1,539,436	1,849,810	1,827,252
その他の北米地域	111,336	1,756	2,008	24	195	3
北米合計	10,159,676	9,231,676	8,803,494	9,696,084	11,983,334	11,119,630
中南米						
アルゼンチン	1,465,715	1,298,541	1,373,780	1,150,507	1,438,057	1,810,225
ブラジル	2,548,178	2,425,680	2,347,422	1,784,443	1,687,381	1,846,832
メキシコ	186,888	197,406	177,236	184,127	269,351	252,495
その他の中南米地域	540,815	392,383	449,709	567,051	516,954	517,974
中南米合計	4,741,596	4,314,010	4,348,148	3,686,128	3,911,743	4,427,526
アメリカ合計	14,901,271	13,545,685	13,151,641	13,382,212	15,895,077	15,547,156
ヨーロッパ						
欧州連合						
オランダ	912,737	794,586	710,662	1,035,945	1,225,689	859,506
ベルギー	583,997	560,461	492,260	631,535	611,069	640,921
英国	899,185	816,947	892,660	1,047,837	1,138,205	1,060,357
イタリア	1,720,992	1,417,856	1,388,461	1,550,224	1,801,754	1,743,423
ドイツ	4,104,817	3,453,948	3,152,972	3,502,246	3,909,355	3,421,230
フランス	1,334,831	1,337,879	1,380,662	1,630,294	1,692,548	1,463,555
スペイン	555,106	473,990	484,441	482,722	668,137	603,465
その他の欧州連合地域	2,646,741	2,484,948	2,222,940	2,600,335	2,986,296	2,636,266
欧州連合合計	12,758,406	11,340,613	10,725,058	12,481,136	14,033,053	12,428,724
ロシア	1,583,207	983,680	846,317	1,270,371	1,508,902	1,089,622
トルコ	1,035,394	249,109	308,327	576,238	607,201	341,337
その他のヨーロッパ地域	1,408,827	1,335,978	1,857,943	2,100,603	2,267,195	2,250,665
ヨーロッパ合計	16,785,834	13,909,380	13,737,645	16,428,348	18,416,351	16,110,347
アジアおよび中東						
ASEAN						
ブルネイ・ダルサラーム	610,286	126,168	88,029	38,021	14,289	29,155
フィリピン	694,808	684,289	816,532	823,612	904,048	791,066
カンボジア	18,722	21,133	25,197	27,942	32,593	40,583
ラオス	51,265	1,027	4,196	11,897	25,426	31,233
マレーシア	10,714,357	8,464,345	7,247,345	8,750,587	8,767,438	7,832,298
ミャンマー	122,243	159,685	112,955	145,240	151,124	182,505
シンガポール	24,699,196	17,784,006	14,501,421	18,217,827	23,957,617	20,168,401
タイ	9,770,883	8,074,329	8,647,191	9,037,149	10,557,703	9,079,021
ベトナム	3,399,903	3,146,337	3,228,483	3,163,823	3,658,058	3,653,771
ASEAN合計	50,081,662	38,461,319	34,671,348	40,216,098	48,068,296	41,808,034
香港特别行政区	1,892,903	1,806,733	1,814,777	3,054,928	4,306,538	5,136,340
インド	3,937,401	2,742,320	2,858,593	3,975,918	4,648,384	4,065,942
イラク	342	243	106	168	95	161
日本	16,866,526	13,255,694	12,981,644	15,363,524	18,304,503	16,084,462
韓国	11,732,612	8,424,260	6,657,910	8,354,646	9,350,079	8,707,588
パキスタン	158,655	173,600	156,774	239,310	642,791	379,989
中華人民共和国	30,631,469	29,381,441	30,677,815	34,292,172	43,678,116	43,165,693
サウジアラビア	6,343,400	3,332,183	2,720,977	2,770,951	4,714,594	3,582,502
台湾	3,748,062	3,145,310	2,877,222	3,268,451	3,555,643	3,721,549
その他のアジア・中東地域	8,180,995	4,617,161	3,661,887	4,900,394	5,424,837	4,721,963
アジアおよび中東合計	133,574,026	105,340,264	99,079,053	116,436,560	142,693,876	131,373,221
オーストラリアおよびオセアニア						
オーストラリア	5,637,313	4,811,041	5,241,353	5,915,819	5,651,408	5,460,386
ニュージーランド	837,703	637,396	660,958	732,917	772,749	755,917
その他のオーストラリアおよびオセアニア地域	42,249	29,367	37,469	173,445	234,079	213,786

オーストラリアおよびオセアニア合計	6,517,265	5,477,803	5,939,779	6,822,182	6,658,236	6,430,089
アフリカ						
南アフリカ	477,411	231,880	288,464	366,530	584,671	181,345
その他のアフリカ地域	4,803,509	3,454,454	3,198,328	3,673,232	5,332,776	3,169,854
アフリカ合計	5,280,920	3,686,335	3,486,792	4,039,762	5,917,447	3,351,199
未分類輸入(2)	753,791	419,459	471,889	573,977	735,794	678,406
合計	177,813,107	142,378,926	135,866,800	157,683,042	190,316,780	173,491,419

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 運賃保険料込ベースのデータ
(2) 事業者の港湾調達財貨で構成される。

(c) 日本との貿易

インドネシア・日本間の貿易額合計

期間	輸出			輸入			貿易収支
	石油・ガス以外	石油・ガス	輸出額合計	石油・ガス以外	石油・ガス	輸入額合計	
	(単位：十億米ドル)						
2013年	16.03	10.65	26.68	18.93	0.25	19.19	7.49
2014年	14.64	6.17	20.80	16.81	0.06	16.87	3.94
2015年	12.99	4.47	17.46	13.23	0.03	13.26	4.20
2016年	13.15	2.12	15.27	12.92	0.06	12.98	2.28
2017年	14.64	2.38	17.02	15.33	0.03	15.36	1.66
2018年	16.26	2.50	18.76	18.27	0.03	18.30	0.46
2019年 ^P	13.77	1.36	15.13	16.05	0.03	16.08	(0.95)

出所：インドネシア銀行—インドネシア財務統計

P：暫定値

インドネシア・日本間の貿易構成比

期間	輸出		輸入	
	石油・ガス以外	石油・ガス	石油・ガス以外	石油・ガス
	(単位：％)			
2013年	60.07	39.93	98.68	1.32
2014年	70.36	29.64	99.64	0.36
2015年	74.42	25.58	99.77	0.23
2016年	86.14	13.86	99.55	0.45
2017年	86.03	13.97	99.79	0.21
2018年	86.68	13.32	99.82	0.18
2019年 ^P	91.01	8.99	99.77	0.23

出所：インドネシア銀行—インドネシア財務統計

P：暫定値

インドネシア・日本間の貿易収支

期間	輸出	輸入	貿易収支	貿易額合計
	(単位：十億米ドル)			
2013年	26.68	19.19	7.49	45.87
2014年	20.80	16.87	3.94	37.67

2015年	17.46	13.26	4.20	30.71
2016年	15.27	12.98	2.28	28.25
2017年	17.02	15.36	1.66	32.38
2018年	18.76	18.30	0.46	37.06
2019年 ^P	15.13	16.08	(0.95)	31.21

出所：インドネシア銀行—インドネシア財務統計

P：暫定値

上記に加え、上記「(b)主要品目別および地域別の輸出および輸入 - 仕向地別輸出」および「相手国別輸入」を参照のこと。

(d) 国際収支

2014年8月、共和国は、BPM6を用いて、国際収支のデータを編集する方法を変更した。この改定された方法は、国際的なベストプラクティスに従うために導入された。BPM6は漸次、インドネシアの国際収支の統計に導入される。2014年第2四半期に始められた導入の第1段階は、現在入手できるデータ・ソースを用いて、BPM6に従って、既存データの構成要素を分類し直し、当該方法を改善することである。

新しい方法への移行は、下記のデータに影響を与えている。

- 貿易収支において、次の変更が組み込まれた。(a)サービス収支の「加工用財貨」を「他者の所有物に対する物理的加工に関する製造サービス」として、「商品の修理」を「維持・修理サービス」として再分類、および(b)「事業者の港湾調達財貨」および「国際収支ベースでの商品」のみを組み入れる。
- サービス収支において、次の変更が組み込まれた。(a)「情報・コンピューター・サービス」および「コミュニケーション・サービス（郵便・運輸を除く）」を「通信、コンピュータ・情報サービス」にまとめる。(b)「郵便・運輸サービス」を「輸送サービス」に再分類する。(c)「金融仲介サービス」セクションを「間接的に測定された評価」（以下「FISIM」という。）に組み入れる。
- 所得収支および経常移転収支は、2008年国民経済計算体系で使用される用語に従うためそれぞれ第1次所得収支および第2次所得収支に改名し、FISIMの導入後にかかる収支への調整が行われた。
- 金融収支では、次の変更が組み込まれた。(a)直接投資データの公表形式。以前は、資産・負債の原則（「直接投資 - 資産」および「直接投資 - 負債」）に基づいた投資の方向性の原則（外国での直接投資および外国人によるインドネシアへの直接投資）をベースとしていた。かかる変更にもかかわらず、BPM6に従った直接投資の純額は、国際収支・国際投資ポジション・マニュアル第5版の純額と同じである。(b)金融派生商品のデータを独立の構成要素として含める。このデータはインドネシアの国際投資プログラム統計が表示する情報と一致する。
- 経常収支では、次の変更が組み込まれた。(a)経常収支に関連する指数の計算。(b)「加工用商品」を物品からサービスに分類し直す。(c)粗生産額ではなく純額を記録する。この変更は、物品・サービスの輸入および経常収支の受領の値を小さくし、準備金の妥当性指数および債務返済比率の値を大きくすることになるが、経常収支のレベルでは、以前の方法と変わらない。

新しい方法への移行は、経常収支および金融収支における「純誤差脱漏」、「総合収支」および「準備金および関連項目」の値に影響しない。

下表は、表示期間における共和国の国際収支を示している。

国際収支⁽¹⁾

	12月31日終了年度					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年P	2019年P
	(単位：百万米ドル)					
経常収支	(27,510)	(17,519)	(16,952)	(16,196)	(30,633)	(30,415)

貿易収支 ⁽²⁾	6,983	14,049	15,318	18,814	(228)	3,513
輸出合計 (f.o.b.)	175,293	149,124	144,470	168,883	180,725	168,460
石油・ガス以外	146,541	131,941	131,554	153,310	163,111	156,474
石油・ガス	28,752	17,184	12,916	15,573	17,614	11,986
輸入合計 (f.o.b.)	(168,310)	(135,076)	(129,152)	(150,069)	(180,953)	(164,947)
石油・ガス以外	(127,729)	(112,189)	(111,464)	(127,146)	(151,935)	(142,647)
石油・ガス	(40,582)	(22,887)	(17,688)	(22,922)	(29,019)	(22,300)
サービス収支	(10,010)	(8,697)	(7,084)	(7,379)	(6,485)	(7,784)
第1次所得収支	(29,703)	(28,379)	(29,647)	(32,131)	(30,815)	(33,773)
第2次所得収支	5,220	5,508	4,460	4,500	6,895	7,629
資本移転等収支	27	17	41	46	97	32
金融収支	44,916	16,843	29,306	28,686	25,122	36,339
() 公的部門	14,136	17,588	15,992	20,515	8,748	12,548
ポートフォリオ投資	18,345	17,778	18,629	21,868	9,732	15,108
資産	2,965	392	1,795	(9)	228	258
負債	15,380	17,386	16,835	21,877	9,504	14,850
その他投資	(4,209)	(190)	(2,637)	(1,353)	(983)	(2,560)
資産	-	-	(269)	-	-	-
負債	(4,209)	(190)	(2,369)	(1,353)	(983)	(2,560)
借入	(1,243)	202	(574)	(1,362)	(755)	(2,302)
実行	4,035	5,139	4,619	3,645	4,588	3,773
返済	(5,278)	(4,937)	(5,193)	(5,007)	(5,344)	(6,075)
その他負債	(2,965)	(392)	(1,795)	9	(228)	(258)
() 民間部門	30,780	(745)	13,314	8,171	16,374	23,791
直接投資	14,733	10,704	16,136	18,502	12,511	20,049
資産	(10,388)	(9,075)	11,594	(2,008)	(6,399)	(4,395)
負債	25,121	19,779	4,542	20,510	18,910	24,443
ポートフォリオ投資	7,722	(1,595)	366	(809)	(420)	6,441
資産	(379)	(1,660)	423	(3,346)	(5,399)	183
負債	8,100	65	(57)	2,537	4,980	6,258
金融デリバティブ	(156)	20	(9)	(128)	34	179
その他投資	8,480	(9,874)	(3,179)	(9,395)	4,249	(2,878)
資産	(3,427)	(11,812)	1,768	(13,487)	(8,233)	(11,531)
負債	11,907	1,938	(4,947)	4,093	12,482	8,653
誤差脱漏	(2,184)	(439)	(305)	(950)	(1,717)	(1,280)
全体の残高	15,249	(1,098)	12,089	11,586	(7,131)	4,676
準備金および関連項目	(15,249)	1,098	(12,089)	(11,586)	7,131	(4,676)
覚書⁽³⁾						
外貨準備高	111,862	105,931	116,362	130,196	120,654	129,183

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) インドネシア銀行は、BPM5に従って、同銀行が公表するデータにおいてプラス記号およびマイナス記号を使用している。なお、プラス記号は流入、マイナス記号は流出を意味する。金融収支においてプラス記号は負債の増加または資産の減少、マイナス記号は資産の増加または負債の減少を示す。上表は、本書の形式に一致するよう調整されている。
- (2) 国際収支に含まれる輸出および輸入の数値はインドネシア銀行により作成されており、BPSにより作成された輸入/輸出・貿易に関するデータとは範囲および時期において異なっている。
- (3) 期末現在の外貨準備高を示している。報告期間中の全体の国際収支の黒字/赤字は、当該期間末現在の外貨準備高を増減させる。
- (4) 金融収支には準備金および関連項目を含まない。特に断りのない限り、以下同様。

2014年において、経常収支の赤字が27.5十億米ドル（2014年のGDPの3.1%）に減少、改善した。この改善は主に、インドネシア銀行が政府との密接な協力により策定した新たな政策によるものであった。経常収支の改善は、貿易収支、サービス収支および第2次所得収支の実績の改善により支えられた。貿易収支の改善は主に、消費財、原材料および資本商品の輸入の減少に反映されるように、内国市場の需要の減速を受けて石油・ガス以外の輸入が減少したことによる、石油・ガス以外の貿易黒字の増加によるものであった。一方、国際的需要（特に中国）の減速、および国際的な商品価格の下落の継続により、石油・ガス以外の輸出は名目上減少した。それにもかかわらず、貿易収支の改善は、石油・ガス貿易赤字の拡大の継続により抑えられた。石油・ガス貿易収支の悪化は、石油輸出が減少する中で石油・ガスの輸入を増加させる国内の高いエネルギーのニーズを要因としており、石油の減産および世界的石油価格と一致していた。

サービス収支の赤字の減少は、物品の輸入の減少に伴う輸送サービスの支払の減少、インドネシアを訪れる外国人旅行者の数の増加に伴う旅行サービスの受領金の増加、および海外のインドネシア人就労者からの送金の受領の増加を要因とする。一方、第1次所得収支の赤字は、主に政府の負債証券の利息支払の増加によるインドネシアの外国負債ポジションの増額とともに増加した。

インドネシアにおける経済的基盤の改善は、2014年外国直接投資の増加をもたらした。資本移転等収支および金融収支は、主にポートフォリオ投資の形で高い外国資本流入を記録した。2014年の外国資本流入は23.5十億米ドルに達した。ルピア建てポートフォリオ商品の海外購入の純額の増加に加えて、外国ポートフォリオ投資の流入の増加は、資金調達手段として外貨建て債券を発行する政府の措置により支えられた。

2014年の資本移転等収支および金融収支の黒字は外国直接投資流入の増加の恩恵も受けており、資本移転等収支および金融収支は44.9十億米ドルの黒字を記録した。経常収支赤字の減少ならびに資本移転等収支および金融収支の黒字の拡大により、2014年の国際収支は、15.2十億米ドルの黒字となった。この黒字は外貨準備高を増額させ、2014年12月31日現在において、111.9十億米ドルとなった。

2015年、経常収支は引き続き改善し、赤字は2014年の27.5十億米ドル（GDPの3.1%）から2015年の17.5十億米ドル（GDPの2.0%）に減少した。経常収支のかかる改善は、主に、世界的な原油価格の下落および政府の補助金改革による石油燃料の消費の低下による石油輸入量の減少に起因した、石油・ガスの貿易赤字の縮小が要因となった。一方、石油・ガス以外の輸入の減少は、国内需要の減少に伴うものであった。サービス収支の赤字幅の減少は、物品輸入の減少に伴い、輸送サービス（貨物）が減少したためである。

世界金融市場において不確実性が高まる中、2015年の資本移転等収支および金融収支は、16.8十億米ドルの黒字を記録したが、2014年の44.9十億米ドルの黒字よりも減少した。この減少は主に、直接投資流入の減少と、国内景気の減速に伴い、企業の外貨借り入れによる資金調達ニーズが低下したためである。さらに、世界の金融市場の不確実性が高まったために、外国ポートフォリオ流入額は大幅に減少した。かかる不確実性は2015年第4四半期に緩和した。一方、その他投資は、国内経済が縮小しているという投資家の認識のために、民間部門が外国銀行への預金を増加させたため、9.9十億米ドルの赤字を計上した。2015年のインドネシア全体の国際収支は、1.1十億米ドルの赤字を計上した。この結果、外貨準備高は2014年12月31日現在の111.9十億米ドルから2015年12月31日現在の105.9十億米ドルに減少した。

2016年、経常収支の赤字は、2015年の17.5十億米ドルの赤字（GDPの2.0%）から17.0十億米ドル（GDPの1.8%）となり、2015年に比べて減少した。経常収支の赤字の減少は、主に、第1次所得の赤字の増加および第2次所得の黒字の減少によって一部相殺された石油・ガス以外の貿易黒字の増加（2015年比）ならびに石油・ガスの貿易収支および輸送サービスの赤字の減少によるサービス収支の赤字の減少（2015年比）によるものであった。石油・ガスの貿易赤字の減少は、世界的な原油価格の下落および政府の補助金改革による石油燃料の消費の低下による石油輸入量の減少によるものであった。

世界の金融市場の不確実性が高まる中、2016年の資本移転等収支および金融収支は、2015年の16.8十億米ドルの黒字を上回る29.3十億米ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、国内経済への見通しに対するプラスの景況感およびグローバル・リスクの緩和によるものであった。2016年の直接投資純額は、2015年の10.7十億米ドルから16.1十億米ドルに増加した。ポートフォリオ投資収支も、租税特赦法の確実な実行に関するプラスの景況感により黒字を計上した。その他の投資赤字は、民間部門の海外預金の引き出し純額について縮小した。

インドネシアの2016年の全体の国際収支は、2015年の1.1十億米ドルの赤字に対し、12.1十億米ドルの黒字を記録した。かかる黒字の結果、外貨準備高は2015年12月31日現在の105.9十億米ドルから2016年12月31日現在で116.4十億米ドルまで増加した。

2017年、経常収支の赤字は16.2十億米ドルに減少し、GDPに対する比率は、2016年のGDPの1.8%に対しGDPの1.6%に改善した。赤字の減少は、主に、サービス収支および第1次所得収支の大幅な減少を相殺した、貿易収支の黒字の増加によるものであった。

国内経済の見通しに対する投資家の認識の向上により、2017年の資本移転等収支および金融収支の黒字は増加し、28.7十億米ドルとなった。しかし、民間部門の海外銀行預金の増加により、その他の投資の純赤字が増加し、2017年の資本移転等収支および金融収支は2016年に比べて減少した。

インドネシアの2017年の全体の国際収支は、2016年の12.1十億米ドルから微減の11.6十億米ドルの黒字を記録した。黒字は、2016年12月31日現在の116.4十億米ドルの外貨準備高から2017年12月31日現在の130.2十億米ドルに増加した。

2018年、経常収支の赤字は、2017年の16.2十億米ドルの赤字（GDPの1.6％）に対し、30.6十億米ドルに増加し、GDPの2.9％であった。赤字の増加は、国内の好調な経済活動を反映した石油・ガス以外の輸入、特に原材料および資本商品の輸入の増加ならびに石油・ガス商品以外の輸出の減少が主な要因となった。また、かかる赤字幅の増加は、世界の平均石油価格の上昇および国内の燃料消費量の増加に伴って石油輸入が増加したことも要因となっている。

世界金融市場の不確実性が高まる中、2018年の資本移転等収支および金融収支は、外国直接投資による長期資本流入を主な要因として、25.2十億米ドルの大幅な黒字を記録した。

このような動きを受け、インドネシアの2018年の全体の国際収支は、7.1十億米ドルの赤字を記録した。これにより、外貨準備高が、2017年12月31日現在の130.2十億米ドルから2018年12月31日現在の120.7十億米ドルに減少した。

2019年、経常収支の赤字は、2018年の30.6十億米ドルの赤字に対し、緩やかに減少して30.4十億米ドルとなった。経常収支の赤字の減少は、主に、貿易収支の黒字および第2次所得収支の黒字の増加によるものであった。2019年の貿易黒字は、石油・ガス以外の貿易黒字の増加および石油・ガスの赤字の減少の影響を受け、前年の赤字を上回った。一方で、第2次所得の黒字の増加は、主に、補助金の受領額の増加および外国人労働者による送金支払額の現金化の減少によるものであった。

2019年、資本移転等収支および金融収支の黒字は、主に、外国直接投資およびポートフォリオ投資における大量の資金流入により、2018年の25.2十億米ドルの赤字に対し、36.4十億米ドルに増加した。

インドネシアの2019年の全体の国際収支は、資本移転等収支および金融収支の黒字と相まって4.7十億米ドルの黒字となった。その結果、外貨準備資産は2019年12月31日時点で129.2十億米ドルとなり、2018年12月31日時点の120.7十億米ドルから増加した。

(e) 外貨準備および外国為替相場の推移

外貨準備

下表は、表示期間の最終日における共和国の公的外貨準備の総額を、()米ドル相当額ならびに()輸入および政府の対外債務返済の月数で表したものである。これらの準備高は外国為替、金、SDRおよびIMFリザーブ・ポジションから構成されている。インドネシアは外貨準備・外国為替通貨流動性に関するIMFの特別データ公表基準要件に準拠している。

共和国の公的外貨準備高

	12月31日現在					3月31日現在	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
(単位：月数を除き、百万米ドル)							
金	3,027	2,661	2,876	3,346	3,230	3,844	4,083
SDRs	2,551	2,442	1,499	1,588	1,553	1,542	1,528
IMFリザーブ・ポジション	211	202	1,056	1,119	1,096	1,090	1,080
外国為替 (1) およびその他	106,073	100,626	110,931	124,143	114,776	122,707	114,277
合計	111,862	105,931	116,362	130,196	120,654	129,183	120,969
上記合計額に相当する輸入および政府の 対外債務返済の月数	6.5	7.4	8.4	8.3	6.5	7.3	7.0

出所：インドネシア銀行

(1) 表示日それぞれのBI仲値により米ドルに換算されている。

外貨準備高合計は、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年および2019年の12月31日現在、それぞれ111.9十億米ドル、105.9十億米ドル、116.4十億米ドル130.2十億米ドル、120.7十億米ドル、129.2十億米ドルとなった。

2020年3月31日現在の外貨準備高は、121.0十億米ドルとなった。これは、輸入カバレッジおよび政府の対外債務返済要件の7.0か月分に相当する。また、カバレッジ比率は、輸入カバレッジの3か月分の推奨国際比率を上回っている。

為替レート

1978年から1997年まで、インドネシアは、ルピアを通貨バスケット（外貨の構成比率をインドネシアの主要貿易相手国との貿易比率に基づかせたもの）に連動させた管理変動為替相場制を維持していた。その後、インドネシアは1997年8月以降、市場の実勢によりルピアの為替レートが決定される自由変動為替相場制を採用した。下記「(4)通貨・金融制度 - (a)通貨・金融制度および資本市場の概要 - 通貨政策」を参照のこと。

下表は、表示期間における米ドルに対するルピアの為替レートを記載したものである。

為替レート

	1米ドル当たりのルピアの金額	
	期末時点	平均
2014年	12,385	11,876
2015年	13,785	13,392
2016年	13,473	13,305
2017年	13,568	13,385
2018年	14,380	14,246
2019年	13,883	14,139
2020年4月	15,450	14,538 ⁽¹⁾

出所：インドネシア銀行

(1) 2020年1月から4月22日の平均値

2014年末までに、ルピアは1米ドル当たり12,385ルピアまで下落した。平均では、ルピアは1米ドル当たり11,876ルピアまで下落した。ルピアの下落は、国内経済成長の鈍化および国内政治の状況が引き金となった。外部的には、ルピアへの圧力は、主に米国連邦準備銀行の正常化政策の影響に対する懸念、世界経済の鈍化およびロシア・ウクライナ国境における地政学的緊張の拡大に起因するものであった。2014年のルピアの下落は、他の地域通貨の下落に概ね沿ったものであり、また米ドル指標（外貨バスケットに対する米ドルの価値を測定するもの）の上昇に沿ったものであった。

2015年末までに、ルピアは2014年末の1米ドル当たり12,385ルピアから1米ドル当たり13,785ルピアとなり、12.8%下落した。平均では、ルピアは2014年の1米ドル当たり11,876ルピアから2015年は1米ドル当たり13,392ルピアとなり、11.3%下落した。米国金融政策の段階的な正常化の一環として行われるフェデラル・ファンド・レートの引き上げのタイミングを取り巻く不確実性、ギリシャ債務の危機および世界的金融政策の乖離が、ルピアに影響を与えた主な外的要因であった。また、人民元の通貨切下げに対する市場の反応を受け、ルピアを含むほとんど全ての国際通貨は値下がり圧力を受けた。国内的には、国内経済の鈍化からの圧力があつた。

2016年末までに、ルピアは2015年末の1米ドル当たり13,785ルピアから1米ドル当たり13,473ルピアとなり、2.3%値上がりした。平均では、ルピアは2015年の1米ドル当たり13,392ルピアから1米ドル当たり13,305ルピアとなり、0.6%値上がりした。米国フェデラル・ファンド・レートの引上げのタイミング、英国国民投票の結果、米ドル指標の値上がりおよび2016年11月の米国選挙に対する国際市場の反応から生じる外部的圧力にもかかわらず、特に低いインフレ、経常収支赤字の改善および景気回復の持続により、国内的要素が引き続きルピアの安定に貢献した。また、租税特赦プログラムの成功がさらに投資家の信頼を支えた。

2017年末までに、ルピアは、2016年12月31日現在の1米ドル当たり13,473ルピアから2017年12月31日現在は1米ドル当たり13,568ルピアとなり、0.7%下落した。平均で、ルピアは、2016年の1米ドル当たり13,305ルピアから2017年に1米ドル当たり13,385ルピアとなり、0.6%下落した。この下落は、米国

フェデラル・ファンド・レートの上昇および米国の税改革への期待感により、米ドルに対するその他ほとんどの国際通貨の実際の動向と一致していた。2017年のルピアの為替レートは、2017年度第4四半期の外的要因による圧力にもかかわらず、インドネシア経済の基盤の改善に支えられ、安定していた。

2018年末までに、ルピアは、2017年12月29日現在の1米ドル当たり13,568ルピアから2018年12月31日現在は1米ドル当たり14,380ルピアとなり、6.0%下落した。平均では、ルピアは2017年の1米ドル当たり13,385ルピアから2018年に1米ドル当たり14,246ルピアとなり、6.4%下落した。この下落は、米ドルに対するその他ほとんどの国際通貨の実際の動向と一致していた。米ドルは、米国連邦準備銀行による、その通貨政策、米国フェデラル・ファンド・レートの上昇に係る増幅した期待感、米国経済の堅調な経済成長、増加したインフレ圧力および米国の税改革のための計画を徐々に正常化するという意図を受けて、世界的に高騰した。

2019年末までに、ルピアは、2018年12月31日現在の1米ドル当たり14,380ルピアから2019年12月31日現在に1米ドル当たり13,883ルピアとなり、3.6%値上がりした。平均では、ルピアは2018年の1米ドル当たり14,246ルピアから2019年に1米ドル当たり14,139ルピアとなり、0.8%値上がりした。ルピアの値上がりは、輸出による外国通貨の供給増加および国内経済に対する良好な見通し、魅力的な国内金融市場ならびにグローバル経済市場における不確実性の減少による外国資本流入の増加に支えられた。さらに、外国為替市場の値動きが改善を示したが、これは貿易量の増加およびより効率的な見積りプロセスならびに国内ノンデリバブル・フォーワード（以下「DNDF」という。）市場の更なる開拓によって特徴付けられ、その全てが外国為替市場の効率性の改善に寄与した。

コロナウイルスの感染拡大後、国内の金融市場への外国資本の流入にリバランスが生じたことによって、2020年2月中旬以降、ルピアの為替レートに対する圧力が増大した。2020年4月22日現在において、ルピアは、他の新興市場における弱い通貨とともに、2019年の年末現在に記録されたレベルと比較して、15,450ルピアまで約10.15%下落した。

(f) 外国為替管理の概要

外国為替およびルピアに対する健全性政策

1999年法律第24号外国為替活動および為替レート制度（Foreign Exchange Activities and Exchange Rate System）に基づき、居住者は全員、外国通貨を自由に所有し、使用することができる。規則により国内取引の多くで外国通貨の使用が禁じられているが、外国通貨は一般にインドネシア国内においておよびインドネシアから国外に自由に移転可能である。インドネシア銀行は、外国為替活動に関する情報およびデータを請求する権限を有し、かつ健全性原則に基づき、外国為替活動に関する規定を実施する権限を有する。

ルピアの安定性を維持し、外国当事者による投機的目的のためのルピアの使用を防止するため、ルピアは国際化されていない。とりわけ、銀行が以下の取引を行うことは、規則により禁止される。()外国当事者に対するルピアまたは外国通貨建ての貸付または貸越の提供。()取引による裏付けのない1.0百万米ドルを超えるルピアの外国当事者または海外銀行への送金。および、()外国当事者が発行したルピア建て有価証券の購入。

インドネシア銀行は、金融市場を安定化させるため、ルピアに関する外国為替取引についてのいくつかの規則を定めている。安定性の高い外国為替市場は、経済的安定性を維持するための十分な流動性、取引の便宜性、公平な価格および最小限のリスクにより特徴付けられる。インドネシア銀行は、外国為替取引に関する規則の改正を通じ、流動的で、効率的で、安全な国内外外国為替市場の形成に努めている。

2015年1月1日、ノンバンク法人による外部借入に関するリスクを軽減するためのインドネシア銀行規則が施行された。これらの規則に基づき、負債の法人発行者は、限定された一定の例外のもと以下を行わなければならない。

- ・ 外国為替のオープン・ポジション（翌3か月から6か月の間に期限が到来する外国為替負債が外国通貨資産を超える場合の超過分）の25.0%以上をヘッジする。
- ・ 四半期末から3か月以内に満期を迎える外国為替負債に対する外国通貨資産割合として、70.0%の最低流動性比率を維持する。
- ・ インドネシア銀行が認める格付機関によるBB-の最低信用格付（発行体および／または銘柄）を維持する。

(4) 【通貨・金融制度】

(a) 通貨・金融制度および資本市場の概要

通貨政策

インドネシア銀行は、2つの原則に基づき通貨政策を実施する。第一に、通貨政策を支えるものとして、インフレーション目標の枠組み（以下「ITF」という。）が受諾された。第二に、変動為替相場制が導入された。同制度に基づき、インドネシア銀行は外国為替市場に介入することができるが、インドネシア銀行による介入の目的は特定の為替レートの水準を達成することではなく、過度なボラティリティを避けることである。

インドネシア銀行は、2005年7月にITFを受諾した。これは、ベースマネーを通貨政策の対象として使用していた既存の通貨政策を代替した。運用レベルでは、通貨政策に対する姿勢は政策金利（以下「BIレート」という。）の設定に反映されており、これが市場金利に反映され、その後に銀行システムにおける預金金利および貸付金利に反映されることが期待される。これらのレートの変更は、最終的にインフレに影響を与える。インドネシア銀行は通常、他の経済的要素も考慮して、設置されたインフレ目標を将来のインフレが超えることが予想される場合に、BIレートを上げる。これに対し、将来のインフレがインフレ目標を下回ると予測される場合、インドネシア銀行はBIレートを下げる。

インドネシア銀行は、通貨政策の枠組みを強化するため、2016年8月19日から、BIレートに取って代わる新たな標準金利、すなわち、インドネシア銀行7日物リバース・レポ金利（以下「BIレポ金利」という。）を導入した。BIレポ金利は、政策金利の期間を360日（BIレートにおいて使用された。）から市場金利の7日に変更する。この変更は、市場金利および銀行利率（貸付および資金調達金利の双方）に影響を与える通貨政策の実効性を改善することを目的とする。この改善は、翌日物銀行間取引金利に反映される通貨政策運用目標を達成するためのツールとしての政策金利設定の実効性を強化することを目的とする。

BIレポ金利の実施は、貸付ファシリティ（以下「LF」という。）および預金ファシリティ（以下「DF」という。）がBIレポ金利から75ベース・ポイントのスプレッドで対称的に位置付けられる、金利コリドーの正常化によっても補完された。

金融およびマクロ経済の安定性を確保するため、インドネシア銀行は、（ ）インフレ予測を固定するための政策金利、これを補足する（ ）経常収支に対する圧力を弱めるための為替レートの柔軟性、（ ）為替レートの短期の過度なボラティリティを抑えるための資本フロー管理、（ ）適切なマクロ・ブルーデンス措置、および（ ）市民との良好なコミュニケーションの確保から構成される、一連の政策手法（ポリシーミックス手法）を展開する。インドネシア銀行はまた、ルピア為替レートの安定性を支え、通貨政策の伝達の効率性を強化するため、金融市場を深化するよう努力している。

2018年1月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%に維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%に維持した。この方針は、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致しており、国内経済の回復気運も作っている。また、インドネシア銀行は、金融政策の運営枠組みの改革のフォローアップとして、平均最低準備率の実施を加速することを決定した。銀行の仲介および流動性管理を促進するため、インドネシア銀行は、資金調達額に対する貸出額の比率、預金額に対する資金調達額の比率、およびマクロ・ブルーデンシャル流動性バッファに係る規則を実行することにより、マクロ・ブルーデンス政策を改良した。金融政策の緩和は、銀行が預金および貸付金利を引き続き下げたことから、金利チャネルを通じて成功裏に伝達されたが、信用チャネルを通じた伝達は、効果が低かったため、2017年11月の貸付の伸びは7.50%に低下した。

2018年2月から4月の間、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.25%に維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ3.50%および5.00%に維持した。この方針は、国内経済の回復を支援しつつ、マクロ経済および金融システムの安定性を維持するための取り組みと一致している。インドネシア銀行は、経済の回復気運を支えるという点に関しては、金融政策の緩和のために行われた過去の取り組みは適切であったと考えている。金融およびマクロ・ブルーデンシャル緩和政策は、銀行による預金および貸付金利を下げていくことによって裏付けられているように、金利チャネルを通じて伝達された。しかし、信用チャネルを通じた伝達は、選別融資と組み合わせられた新規ローンに対する需要の軟化により、比較的限定的なままであった。2017年の貸付の伸び率は、2016年の7.9%に対し、8.2%に上昇し、その後2018年1月時点で前年比7.4%に低下した。貸付の伸び率の低下にかかわらず、IPO、ライツ・イシュー、社債およびMTNを含むキャピタル・マーケットを通じた資金調達は、共和国の金融市場の深化の努力に沿って、2018年1月時点において前年比99.8%増加した。

2018年5月16日および17日、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.50%まで25ベース・ポイント引き上げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ3.75%および5.25%まで25ベース・ポイント引き上げた。これは、国際金融資本市場におけるリスクの高まりや世界的な流動性の低迷を背景に、インドネシア銀行

が経済の安定を維持しようとした取組みの一環である。また、インドネシア銀行は、マーケットメカニズムを維持する一方で、経済のファンダメンタルズに沿ったルピア為替レート安定化策を引き続き実施した。これらの政策は、外国為替および短期金融市場における十分な流動性の維持を目的とする金融オペレーションによって支えられている。さらに、金融システムの安定性の維持および銀行仲介機能の向上を図るため、カウンターシクリカルな資本バッファを0.0%に維持することを含むマクロ・ブルーデンス政策も実施している。インドネシア銀行は、その政策対応が、対外セクターの弾力性を効果的に管理しつつ、2018年および2019年の目標インフレ率を3.5%（±1.0%）の範囲内で抑制する努力と一致していると考えている。

2018年5月30日、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.75%までさらに25ベース・ポイント引き上げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ4.00%および5.50%まで25ベース・ポイント引き上げた。インドネシア銀行は、フェデラル・ファンド・レートの予想を上回る上昇および国際金融市場におけるリスクの増大に対する安定性（特に為替レートの安定性）を強化するため、先制、前倒しおよび先行して措置を講じた。

2018年6月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.25%まで50ベース・ポイント引き上げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ4.50%および6.00%まで50ベース・ポイント引き上げた。政策金利引き上げの決定は、他国の金融政策の変化および世界的な不確実性の増大に対抗して、国内金融市場の競争力を維持するためにインドネシア銀行が先制、前倒しおよび先行して講じた措置であった。こうした金利上昇は、インドネシア銀行の外国為替市場および国債市場への二重介入政策の他、特にルピア短期金融市場および銀行間スワップ市場における十分な流動性を維持するための金融オペレーション戦略によって支えられた。

2018年7月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.25%で維持し、DF金利およびLF金利もそれぞれ4.50%および6.00%で維持した。これは、国際金融市場における不確実性の広がりを受けて、一般的には安定性を維持するため、また具体的にはルピア為替レートの安定性を維持するために国内金融市場の魅力を維持しようとするインドネシア銀行の努力と一致している。

2018年8月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.50%まで25ベース・ポイント引き上げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ4.75%および6.25%まで25ベース・ポイント引き上げた。これは、インドネシア銀行が国内金融市場の魅力を維持し、経常収支赤字を許容限度内で管理するという同時進行で行われた取組みと一致していた。また、インドネシア銀行は、金融市場の深化を加速するための施策を引き続き実施している。短期金融市場では、インドネシア銀行はスワップ基準レートとしてインドネシア・オーバーナイト・インデックス平均（以下「IndONIA」という。）を導入しており、これには、より効率的な市場金利体系を確保するため、オーバーナイト・インデックス・スワップ（以下「OIS」という。）や金利スワップ（以下「IRS」という。）商品の開発が付随する。また、為替相場においても、インドネシア銀行は、金融オペレーションまたはヘッジのための為替スワップ商品の実効性を向上させた。こうした政策は、市場の流動性管理を容易にし、ルピアの為替レートの安定を支援するための様々な代替手段を提供する。

2018年9月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.75%まで25ベース・ポイント引き上げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ5.00%および6.50%まで25ベース・ポイント引き上げた。これは、世界的な不確実性の増大にもかかわらず、インドネシアの対外的な弾力性を強化するとの観点から、国内金融市場の魅力を維持しつつ、経常収支赤字を管理可能な水準に抑えるというインドネシア銀行の同時進行で行われた取組みと一致していた。さらにルピアの安定性を高めるため、銀行および会社に代わりのヘッジ手段を提供しつつ、為替市場の深化を加速させるためのDNDF取引を実施する政策によっても政策金利の引き上げは支援されている。DNDF取引は、ルピアを利用した国内の外国為替市場におけるネットティング決済が可能なフォワード取引である。参照レートは、IDRに対するUSDについてはJISDOR、IDRに対する非USDについてはインドネシア銀行のFXトランザクション・ミッドレートである。DNDF取引は、外国為替リスクをヘッジするために、銀行が顧客および外国当事者を行うことのできる取引であり、商品およびサービスの取引、投資ならびに外貨建て銀行借入の形の原因取引によって裏付けされなければならない。インドネシア銀行は、経済の安定を維持し、対外的な弾力性を強化するため、引き続き、政府および他の関連当局との連携を強化する。

2018年10月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.75%で維持し、DF金利およびLF金利をそれぞれ5.00%および6.50%で維持した。これは、国内金融市場の魅力を維持しつつ、経常収支赤字を管理可能な水準まで削減するという同時進行で行われた取組みと一致していた。

2018年11月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を6.00%まで25ベース・ポイント引き上げ、DF金利およびLF金利もそれぞれ5.25%および6.75%まで25ベース・ポイント引き上げた。この決断は、今後数か月間の世界的な政策金利の上昇を見据え、経常収支赤字を管理可能な水準に削減し、国内金融市場の魅力を高めるためのインドネシア銀行の継続的な取組みを反映している。また、銀行業界の柔軟性および流動性配分を維持するため、インドネシア銀行は、以下それぞれを第三者のファンドの利率とし

て、平均預金準備率（従来型およびシャリーア）は2%から3%に、インドネシア銀行に買い戻すことのできるマクロ・ブルーデンシャル流動性バッファ（従来型およびシャリーア）（以下「MLB」という。）は2.0%から4.0%に引き上げた。マクロ・ブルーデンシャル政策の分野では、インドネシア銀行は、カウンターシクリカル資本バッファ比率を0.0%、マクロ・ブルーデンス仲介比率（以下「MIR」という。）を80.0から92.0%のレンジで維持した。また、ルピア短期金融市場を中心に金融市場の深化をさらに支援するため、インドネシア銀行は、ルピア金利デリバティブ（すなわち、IRSおよびOIS）の規制も導入した。これらの商品は、国内の金利変動に対する代替的なヘッジ手段を提供することが期待される。

2018年8月以降のIndONIAの公表およびジャカルタ銀行間オファー・レート（以下「JIBOR」という。）の信頼性強化と合わせて、この新たな規制は、短期金融市場および債券市場におけるより透明性の高いイールドカーブの創出を支援することが期待されるとともに、金融政策の伝達を強化し、国債市場および社債市場を深化させることも期待される。

2018年12月から2019年6月の間、インドネシア銀行は、BIレポ金利を6.00%に維持しつつ、DF金利およびLF金利をそれぞれ5.25%および6.75%に維持した。銀行業界における十分な流動性を確保し、経済活動に資金を供給するため、2019年6月、インドネシア銀行は、平均預金準備金を3.0%に維持しつつ、従来の銀行およびイスラム銀行へのルピア預金準備金要件を50ベース・ポイント引き下げ、それぞれ6.0%および4.5%とし、2019年7月1日から効力が発生した。この決定は、経常収支赤字を管理可能な水準まで削減し、国内金融資産の魅力を持続するというインドネシア銀行の継続的な取り組みと一致する。また、インドネシア銀行は、通貨および金融システムの安定性を維持するため、ルピアの短期金融市場および外国為替市場における十分な流動性を維持するための金融オペレーション戦略を実施している。銀行システムにおいて十分な流動性があることを確保するため、インドネシア銀行は、カウンターシクリカルな資本バッファを0.0%、変動制レポ4%でのマクロ・ブルーデンシャル流動性バッファを4%およびマクロ・ブルーデンス仲介比率を84から94%のレンジで維持し、緩和的なマクロ・ブルーデンス政策を開始した。

2019年7月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を25ベース・ポイント引き下げて5.75%とし、DF金利を25ベース・ポイント引き下げて5.00%とし、LF金利を25ベース・ポイント引き下げて6.50%とした。

2019年8月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を25ベース・ポイント引き下げて5.50%とし、DF金利を25ベース・ポイント引き下げて4.75%とし、LF金利を25ベース・ポイント引き下げて6.25%とした。この決定は、目標コリドーの中間点以下と予測された低インフレ、対外的安定性を維持する国内金融投資資産の魅力的なリターン、また、世界的な経済減速の影響から将来の経済成長の勢いを守るための予防的措置と一致している。インドネシア銀行の金融オペレーション戦略は、十分な流動性を確保し、短期金融市場の効率性を上げることにより、緩和的な金融政策の伝達を強化することを目指し続けている。

2019年9月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を25ベース・ポイント引き下げて5.25%とし、DF金利を25ベース・ポイント引き下げて4.50%までとし、LF金利を25ベース・ポイント引き下げて6.00%までとした。この決定は、目標コリドーの中間点以下と予測された低インフレ、国内金融投資資産の魅力的なリターン、また、世界的な経済減速の背景に対し国内の経済成長の勢いを活性化するための予防的措置と一致している。経済成長の勢いをつける観点からポリシーミックスを強化するために、インドネシア銀行は、銀行融資能力を高め、新規ローンに対する需要を促進するために、マクロ・ブルーデンス政策を緩和した。また、インドネシア銀行は、マクロ・ブルーデンス仲介比率（MIR）/シャリーアMIRを計算する際に銀行が資金源として受領したローン/資金調達コンポーネントを拡大することにより、MIR/シャリーアMIRを改善した。インドネシア銀行は、（ ）不動産ローンの借入比率（LTV）および不動産金融の資金調達比率（FTV）の緩和、（ ）グリーン不動産ローンの借入比率（LTV）およびグリーン不動産金融の資金調達比率（FTV）につき追加インセンティブの提供、（ ）自動車ローンまたは資金調達の頭金規制の緩和、ならびに（ ）グリーン自動車ローンの頭金につき追加インセンティブの提供を行うことにより、2019年12月2日より、不動産分野および自動車分野におけるマクロ・ブルーデンス政策を調整した。

2019年10月、インドネシア銀行は引き続きBIレポ金利を25ベース・ポイント引き下げて5.00%とし、DF金利を25ベース・ポイント引き下げて4.25%とし、LF金利を25ベース・ポイント引き下げて5.75%とした。この方針は、コントロールされたインフレの見通しおよび国内金融投資資産の魅力的なリターン、また、世界的な経済減速の背景に対し国内の経済成長の勢いを活性化するための予防的措置と一致している。さらに、当該方針は、十分な流動性を維持し、緩和的なポリシーミックスの効果的な伝達を円滑にするために最適化された金融オペレーション戦略に裏付けられている。インドネシア銀行は、銀行融資を活性化し、経済の資金調達を拡大するために、緩和的なマクロ・ブルーデンス政策姿勢

を維持している。決済システム政策および金融市場の深化もまた、経済成長を促進するために強化される。

2019年11月に、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.00%で維持し、DF金利およびLF金利についてもそれぞれ4.25%および5.75%で維持した。金融政策は引き続き緩和的であり、これは目標コリドーにおけるコントロールされたインフレの見通し、維持された対外的安定性、また、世界的な経済減速の背景に対し国内の経済成長の勢いを維持する努力と一致している。2020年1月2日より、インドネシア銀行は、平均準備金要件を3.0%に保ちつつ、従来の商業銀行およびイスラム銀行/イスラム事業ユニットの最低ルピア建て預金準備率を、50ベース・ポイント引き下げ、それぞれ5.5%および4.0%とした。かかる措置は、資金調達を増やし、経済成長を支えるために銀行システムにおける十分な流動性を確保するために講じられた。現在の金融オペレーション戦略は、十分な流動性を維持し、緩和的なポリシーミックスの効果的な伝達を円滑するために、さらに強化された。

2019年12月に、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.00%で維持しつつ、DF金利およびLF金利もそれぞれ4.25%および5.75%で維持した。インドネシア銀行は、特に期末が近づく際に十分な流動性を維持すること、また、緩和的なポリシーミックスの効果的な伝達を支えることを重視する金融オペレーションを継続することを目標としている。一方、インドネシア銀行は、ブルーデンス政策を十分考慮しつつ、最適な状態ではない金融サイクルを踏まえた経済的資金調達を活性化する緩和的なマクロ・ブルーデンス政策を維持することを目標としている。決済システム政策および金融市場の深化は、経済成長を強化し、これを支えることを目標としている。現在の政策対応もまた、世界的なリスクを軽減するために、経済の安定性を維持し、インドネシアにおける経済成長の勢いを増進することを目標としている。

2020年1月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を5.00%で維持しつつ、DF金利およびLF金利もそれぞれ4.25%および5.75%で維持した。金融政策は緩和的なままであり、目標コリドーにおけるコントロールされたインフレ、維持された対外的安定性、また、国内経済成長の勢いを維持する努力と一致している。インドネシア銀行は、十分な流動性を維持すること、また、緩和的なポリシーミックスの伝達を支えることを重視する金融オペレーションを継続することを目標としている。一方、インドネシア銀行は、保守主義を十分考慮しつつ、最適な状態ではない金融サイクルを踏まえた経済的資金調達を活性化する緩和的なマクロ・ブルーデンス政策を維持することを目標としている。決済システム政策および金融市場の深化は、経済成長を支えるためにさらに強化されることを目標としている。今後、インドネシア銀行は、コントロールされたインフレおよび対外的安定性の維持、また、経済成長の勢いを支えるために、緩和的なポリシーミックスを実施することを目標に国内および世界の経済発展を監視する。さらに、インドネシア銀行は、輸出および観光を後押しし、外国直接投資を含む外国資本の流入を引き付けつつ、経済の安定を維持し、国内の需要を増進させるため、引き続き、政府および他の関連当局との連携を強化する。

2020年2月、インドネシア銀行はBIレポ金利を25ベース・ポイント引き下げて4.75%とし、DF金利を25ベース・ポイント引き下げて4.00%とし、LF金利を25ベース・ポイント引き下げて5.50%とした。

2020年3月2日、インドネシア銀行は、以下のとおり、通貨および金融市場の安定性を維持するため、また、コロナウイルスに関するリスクを軽減するために、以下の政策措置を導入した。

- ・ ルピアの為替レートが通貨の基本的価値および市場メカニズムに一致して変動することを確保するため、三重介入政策（DNDF市場、スポット市場および国債（以下「SBN」という。）市場への介入政策）を実施すること。このために、インドネシア銀行は、ルピア為替レートのボラティリティリスクを最小化するためにDNDF市場、スポット市場およびSBN市場における自らの介入戦略を最大限活用する。
- ・ 2020年3月16日から商業銀行の外国為替準備金要件を8.0%から4.0%に引き下げる。これにより、銀行業界における外国為替流動性が約3.2十億米ドル増加し、同時に外国為替市場圧力が緩和される。
- ・ 取引費用を下げて輸出入活動を促進するため、政府と連携して輸出入取引の融資を行う銀行につき2020年4月1日から9か月間、ルピア建て預金準備率を50ベース・ポイント引き下げる。
- ・ ルピア保有に対する代替りのヘッジ手段を提供するために、外国投資家が利用可能な原因となる取引の範囲を広げる。
- ・ インドネシアへの投資活動には国内外の保管銀行を利用できると世界中の投資家を安心させること。

2020年3月、インドネシア銀行はBIレポ金利を25ベース・ポイント引き下げて4.50%とし、DF金利を25ベース・ポイント引き下げて3.75%とし、LF金利を25ベース・ポイント引き下げて5.25%とし

た。金融政策は緩和的なままであり、国内経済成長の勢いを維持するための予防的措置として機能する一方で、目標コリドーにおけるコントロールされたインフレと一致している。

さらに、2020年2月18、19日および2020年3月2日に開催された理事会の月例会議において公表された景気刺激策に続いて、インドネシア銀行は、以下の政策措置を通じて、短期金融市場および金融制度の安定性を維持し、経済成長の勢いを促進しつつ、コロナウイルスの感染拡大のリスクを軽減するために、ポリシーミックスの強化を行った。

- ・ ルピアの為替レートの安定性が通貨の基本的価値および市場メカニズムに一致する状態を維持するために、スポット市場およびDNDF市場への介入および流通市場におけるSBNの購入を含む、三重介入政策を強化すること。
- ・ 2020年3月20日から、SBNレポの満期を12か月間に延長し、銀行業界におけるルピアの流動性を緩和するために、日次競争売買を行うこと。
- ・ 十分な流動性を確保するために、2020年3月19日から、満期が1か月、3か月、6か月および12か月のFXスワップの競争売買の頻度を週に3回から毎日増加させること。
- ・ 国内的な目的のためにインドネシア銀行によって引き下げられた外貨預金準備率を活用することを銀行に奨励しつつ、国内市場における外貨の流動性の管理を強化するために、外貨定期預金商品を強化すること。
- ・ DNDFの原金融取引として外国投資家向けの国内のルピア建てのポストロ口座の強制を促進し、これによって、効力発生日が従前の2020年4月1日から2020年3月23日に前倒しされた、インドネシアにおけるルピアの保有量に対する代替ヘッジを増加させること。
- ・ 2020年4月1日から、1日あたりのルピア建て預金準備率を50ベース・ポイントとする、輸出入金融業に従事する銀行を対象とした優遇措置の対象範囲を拡大し、零細企業・中小企業およびその他の優先分野への金融を行う銀行を含むこと。
- ・ 以下の手段により、コロナウイルスの影響を軽減するための努力を支援するために、支払制度に関する政策を強化すること。

流通に適した清潔な通貨、代替的な現金およびバックアップサービスを提供し、国民に対して非現金払による取引を優先的に行うよう強く要請すること。

2020年4月1日から2020年12月31日までの間、銀行業界からインドネシア銀行に対して支払われる国家決済システムの手数料を600ルピアから1ルピアに引き下げ、顧客から銀行業界に対して支払われる国家決済システムの手数料の上限額を3,500ルピアから2,900ルピアに引き下げることで、現金以外の支払手段の利用を奨励すること。

ファミリー・ホープ・プログラムならびに現金によらない食料支援プログラム、就業前カードおよび大学生向けスマート・インドネシア・カード等の政府プログラムのための非現金払いを支援すること。

2020年4月、インドネシア銀行は、BIレポ金利を4.50%で維持しつつ、DF金利およびLF金利もそれぞれ3.75%および5.25%で維持した。この決定は、インドネシア銀行が穏やかなインフレ圧力および経済成長を刺激する緊急の必要性により政策金利を引き下げるための十分な余地を残しつつ、世界的な金融市場の不確実性が高まる中で、以下の政策措置を通じて対外的安定性を維持する必要性を考慮したものである。

- ・ ルピアの為替レートを安定、強化するため、インドネシア銀行は、スポット市場およびDNDF市場への介入および流通市場におけるSBNの購入を通じて三重介入政策を強化した。
- ・ コロナウイルスの悪影響からの国家経済の回復の取組みを支援するため、インドネシア銀行は、以下のような量的緩和を通じて金融緩和を拡大する。

銀行および企業に対し、満期1年以下の取引を基準とする政府発行証券/政府発行イスラム証券のタームレポメカニズムを提供することによる、金融オペレーションの拡大。

2020年5月1日から、ルピア準備率を、伝統的な商業銀行については200ベース・ポイント、イスラム銀行/イスラム事業体については50ベース・ポイント引き下げ。

2020年5月1日から1年間、伝統的な商業銀行およびイスラム銀行/イスラム事業体がMIRを満たすことができるよう追加の預入義務を緩和。

- ・ 銀行業における流動性管理を強化するため、かつルピア需要の低下に関連して、インドネシア銀行は、2020年5月1日からのMLBを、伝統的な商業銀行については200ベース・ポイント、イスラム銀行/イスラム事業体については50ベース・ポイント引き上げることとした。銀行業に属する企業は、政府発行証券/政府発行イスラム証券を発行市場で購入することにより、追加のMLBを満たす必要がある。
- ・ コロナウイルスの影響緩和を目的として非現金支払手段の利用を増やすため、インドネシア銀行は、以下のような様々な支払いシステムの政策手法を増やしている。

ファミリー・ホープ・プログラム、現金によらない食料支援プログラム、就業前カードおよびスマート・インドネシア・カードを含む、関連する社会的プログラムの電子化を促進することにより、支払システムのサービスプロバイダーと連動した公衆への現金によらない社会的援助プログラム（*bansos*）の支払いを加速させる政府プログラムの支援。

支払システムのサービスプロバイダーと連携した公共の社会的活動を増やし、デジタルバンキング、電子マネーおよびインドネシア基準QRコードの幅広い受け入れを通じて、非現金支払手段の利用を促進。

クレジットカードの利息上限、最少支払要件、および支払遅延に対する違約金を引き下げることにより、クレジットカード政策を緩和し、一方で利用者の支払期日を延長するクレジットカード発行者の方針を支援。

インドネシア銀行のポリシーミックスは、政府と緊密に連携するとともに、金融システム安定化委員会やその他の関連当局を通じてマクロ経済と金融システムの安定性を維持しつつ、コロナウイルスからの国家経済の回復に努める政策シナジーの一環として行われている。インドネシア銀行は、マクロ経済と金融システムの安定性を維持するために政府および金融システム安定化委員会より求められる連携したフォローアップ政策を実施するとともに、国家経済の回復を支援しながら、経済と世界の金融市場の動きおよびコロナウイルスの感染拡大とインドネシアへのその経済的影響について引き続き注視していく。

経済成長の勢いを維持しつつ、コロナウイルスの影響を軽減し、マクロ経済および金融制度の安定性を維持するために、インドネシア銀行によって、政府およびインドネシア金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan）（以下「OJK」という。）と緊密に連携した上で、上記に要約された様々な政策措置が講じられている。金融政策は緩和的なままであり、目標コリドーにおけるコントロールされたインフレの見通し、維持された対外的安定性、また、最近のコロナウイルスの発生により抑制される可能性のある世界経済の回復に直面した国内経済成長の勢いを維持するための予防的措置の実施と一致している。インドネシア銀行は、保守主義も遵守しつつ、十分な流動性を維持し、最適な状態ではない金融サイクルの最中に資金調達を活性化する緩和的なポリシーミックスおよびマクロ・ブルーデンス政策を維持し続ける見込みである。その目標に向けて、インドネシア銀行は、国内経済の発展をさらに支えるため、外国銀行の支店の資金調達および融資範囲を広げることにより、マクロ・ブルーデンス仲介比率を調整する。また、インドネシア銀行は、構造改革およびコロナウイルスの影響を軽減する努力を支援しつつ、引き続き国外および国内の経済発展を監視し、経済の安定性および国内需要を維持するために政府および他の政府当局との連携を強化する。

金融政策に加えて、2020年2月25日、政府は、世帯年収で下位40%に含まれる人々の購買力を維持し、観光分野の活動を奨励することに焦点を当てた最初の景気刺激策を公表した。この刺激策は、a) 就労前カードの促進、b) 食料品カードへの追加優遇、c) 住宅購買刺激策、d) 海外旅行、国内旅行のインセンティブ付与、e) 10の観光目的地への特定予算の再割当て、f) ホテルとレストランへの税制優遇措置、およびインドネシア銀行による金融緩和策の形による非財政的な刺激策で構成されている。

しかし、インドネシアでのコロナウイルスの急速な拡大を受け、政府は2020年3月13日、製造業などの生産部門の活動を奨励することに焦点を当てた第2の景気刺激策を直ちに発行した。第2の景気刺激策も、支出と購買力を支援するための税制緩和に焦点を当てた財政的な刺激策と、食料を確保するための取引と政策を支援する非財政的な刺激策の双方で構成されている。現時点においては、これらの景気刺激策の一部が実施されている。さらに、OJKは、銀行業界および銀行以外の金融機関ならびに資本市場の人員の健康を維持するための施策も導入した。関連当局は、コロナウイルス感染拡大の動向およびこれがインドネシアに及ぼす経時的な影響（マクロ経済的評価および予算への影響を含む。）を慎重に監視することにより、引き続き連携を強化していく。

コロナウイルスへの対応を加速させるための財務省の政策

- ・ 国民の基本的な生活必需品の輸出の禁止

- ・ コロナウイルスの迅速な検査に向けた予算の支援
- ・ 医薬品および医療機器（特に医療従事者向けの防護用品）に関する予算の支援
- ・ 国内における医療機器の生産状況に応じた医療機器およびその原材料の輸入
- ・ 特に国内の需要を満たすことを目的とした医療機器の輸出禁止
- ・ 資産の活用による協力（ウスマ・アトレットを隔離措置導入の中心地として据えることおよびガララン島における病院の建設を含む。）を通じた病床数の増加
- ・ BPJS Kesehatanによるコロナウイルス罹患者のケアおよび治療
- ・ 公共の場で利用する輸入品および社会全体への無償提供品（barang Hibah）に関連するサービスの加速
- ・ エチルアルコールに関する関税手数料の免除（これにより、コロナウイルスの予防に必要な手指消毒剤の生産コストを削減することができる。）

金融制度

インドネシアのセーフティ・ネットおよび危機管理

2016年4月、危機管理のための調整枠組みおよびインドネシア金融セーフティ・ネット参加者（以下「KSSK」という。）間の決定を刷新し、監督者としての立場の強化、銀行の流動性および再発防止策の強化に重点を置くことへの改善も含めた金融システム危機の予防および対応に関する法律2016年第9号が可決された。これらの調整済み政策の対応は、KSSKによる潜在的な混乱の特定を可能にする制度化された早期警告システムおよび危機管理プロトコルを可能にし、効果的な政策対応および解決手段を決定する。

財務省は、金融セーフティ・ネット参加者として、金融システムの安定性の保護にも貢献している。突然の資本流出などの混乱事由が生じた場合、市場の信認および安定性を維持するために必要な政策対応を決定するために危機管理プロトコルが実施される。政策対応には、特に、ソブリン債市場の安定性を維持することを目的として複数のSOEとの間で買戻しを実施する仕組みを提供する債券安定化枠組みおよび、より長期の証券の発行によって資金をより長期の満期を有する証券に切り替え、負債の満期を延ばし、リファイナンスに伴うリスクを減少させるために債務を入れ替えることが含まれる。

インドネシア預金保険公社および流動性サポート

2005年9月以降、インドネシア預金保険公社（以下「IDIC」という。）は顧客預金を保証し、金融システムの安定性の維持に積極的に関係するようになった。インドネシアで業務を行う全ての銀行は、IDICに参加することが義務付けられている。現在のIDICの保証範囲は、1銀行について1預金者当たり2.0十億ルピアが上限である。IDICは、参加銀行の免許がOJKにより取り消された場合、手続に従い、預金保険請求の支払を行う。付保預金の上限金額は、特に、潜在的に銀行制度に対する公共の信頼を低下させる、または金融システムの安定性に影響を与えうる危機が生じた場合に調整される可能性がある。

突然の資本フローの逆流に対応する政府の政策は、なかでも危機管理プロトコルの実施を含み、かかるプロトコルは、財務省、インドネシア銀行、OJKおよびIDICの協力を含む。金融危機が生じた場合、政策上の措置には、混乱の際の安定化のための買戻しの実施、ソブリン債市場の安定性を維持するための政府機関、インドネシア銀行、SOE、規制当局およびその他の市場参加者の協力を強化するための措置、より長期の証券の発行により資金をより長期の満期を有する証券への投資、ならびに負債の満期を延ばし、リファイナンスに伴うリスクを減少させるための債務の入れ替えの促進を含む場合がある。

2016年4月、議会は、財務省、インドネシア銀行、OJKおよびIDICからの代表者を含む金融システム安定化委員会の設置を通じ、金融システム危機の防止および解決における財務省、インドネシア銀行、OJKおよびIDICの責任のより明確な区別を規定する、2016年法律第9号金融システム危機防止管理法を可決した。金融システム安定化委員会は、金融システムの主要分野の定期的な監視に基づき、協調的な政策対応を提供することを目指している。

銀行制度

銀行部門に関する政府の政策は、銀行制度の強化に主眼を置く。

インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行が準拠する法律は2004年に改正され、なかでも、政府がインドネシア銀行との協議により決定するインフレ目標を達成するための通貨政策をインドネシア銀行が実施する旨が規定された。同法は、インドネシア銀行内部の財務管理の監視の実施においてDPRを支援するための、インドネシア銀行監督委員会（以下「監督委員会」という。）の設置も規定する。監督委員会は、DPRが選出し大統領が指名する5名のメンバーから構成され、任期は3年である。2004年1月の改正はまた、インドネシア銀行が金融制度の安定化を確保するための最後の貸し手となる旨を定める。インドネシア銀行の銀行監督機能は、2013年12月31日にOJKに移管された。2008年の中央銀行法に対する直近の改正は、主に、シャリーア金融に対する担保規制（そのうちいくつかの条項は、2016年4月の金融システム危機の予防および対応に関する法律の施行により取り消された。）を変更するためであった。

当局は、ミクロ・ブルーデンスおよびマクロ・ブルーデンスの監督強化により、リスクを軽減させる。ミクロ・ブルーデンス監督は、現地および現地外の監督を通じて健全性規則の充足を確保するため、個別の銀行または金融機関に対して実施される。マクロ・ブルーデンス監督もまた、業界全体のレベルで健全性規則が遵守されていることの確保を目指す。

ミクロ・ブルーデンス監督の強化枠組みにおいて、困窮に陥った銀行の兆候をリスクに基づきより良く予測するための調査を支援し改善するため、ならびに研修プログラム、配属プログラムおよび認定プログラムを通じ人的資源の質を強化するため、インドネシア銀行およびOJKにより多くの措置が導入された。

また、マクロ・ブルーデンスの側面を強化するため、監督において使用されるツールおよび手法、なかでも、ストレス・テスト、デフォルト率分析、遷移行列およびその他の早期警戒メカニズムの改良が進められている。金融システム・セーフティ・ネットの設置もまた、生じる可能性のある潜在的システム・リスクの軽減において当局を支援する。

OJKは、バーゼル枠組みなどの国際基準に合致する銀行規則を公布した。資本改革に関し、OJKは2013年12月にバーゼル 資本枠組みに関するルールを発行し、これは2016年2月に改正された。これらは、（ ）規制資本の質の上昇、（ ）6.0%の最低Tier 1 比率および4.5%のCET 1 比率とともに、リスク・プロファイルに基づく8.0%から14.0%の最低資本要件の設定、ならびに（ ）リスク・プロファイルに基づく最低資本要件を超える十分なバッファの積み上げ（資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファおよびD-SIBに関する資本サーチャージを含む。）を対象とする。2015年、OJKは、D-SIB手法および資本サーチャージ適用に関する規則を公布し、これは2016年1月に初めて適用された。

バーゼル の実施政策の一環として、OJKはバーゼル 流動性枠組み、流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）、純安定調達比率（以下「NSFR」という。）およびデリバティブ取引に関連する計算であるリスク加重資産（以下「RWA」という。）のための規則を公布した。LCR規則は、2015年12月に公布され、銀行に、短期流動性を、30日間その流動性需要を満たす高品質流動資産により維持するよう求めている。NSFR規則は2017年7月に公布され、銀行が利用可能な安定調達額と銀行に求められる安定調達額を比較することにより、銀行の長期流動性リスクを評価するための指標としてNSFRを使用している。NSFR規則は、銀行に、活動への資金を安定的かつ適切な資金源から提供するように求めることにより、長期流動性リスクを削減することを目指している。デリバティブ取引のためのRWA計算に関連する規則は2017年9月に公布されたものであり、取引相手の信用リスクによるデリバティブ取引のリスク・エクスポージャーを計算する際の指針を提供するものである。

金融システム危機の予防および対応に関する法律に基づき、OJKは、2017年4月にシステム上重要な銀行の再生計画に関する規則を公布した。これらの規則は、システム上重要な銀行に対し、再生計画を準備し、提出させる要件を設定している。また、システム上重要な銀行は、準備された再生計画に関連してガイドラインを作成するよう求められている。かかるガイドラインは、再生計画の実施を支援するガバナンス原則を考慮して作成される。加えて、システム上重要な銀行は、少なくとも年に1度、その再生計画の妥当性を査定するために評価を行い、ストレス・テストを実施するよう義務付けられている。

2019年12月31日現在、総銀行資産は、8,563.0兆ルピアの商業銀行資産および163.4兆ルピアの地方銀行の資産（シャリーア地方銀行の資産を含む。）からなる8,726.4兆ルピアであった。

イスラム金融制度

世界でも最大規模のイスラム教徒の人口を有するインドネシアは、イスラム銀行業界が急速に成長するための条件が整った国であると政府は考えている。当該業界においては、イスラム教徒のコミュニティに対し、シャリーアの基本原理に沿った新たな金融商品および金融サービスが提供されている。イスラム銀行業界に適用されるこれらのシャリーアの基本原理は、*mudarabah*（損益分担）、*wadiah*（保護預かり）、*musharaka*（合弁事業）、*murabahah*（コスト上乗せ）および*ijara*（リース）に関連するシャ

リーア（riba）の概念を含んでいる。シャリーアは、全ての金銭貸付について支払われる利息と定義される *riba*、すなわち高利を禁止している。また、イスラム教の基本原理に反すると考えられる商品やサービス（例えば豚肉やアルコール）を提供する事業への投資も、シャリーアの基本原則に基づき *haram* である（すなわち、罪深く、禁止されていること）と考えられている。インドネシアにおけるイスラム金融サービスの発展と成長を促進するために、これらの新たな金融商品は、銀行業界にとって必要不可欠な部分であると考えられており、かつ、インドネシアの国民経済の発展を促進することでインドネシアの金融制度の安定性の向上に寄与している。

2008年7月、インドネシアのイスラム銀行業界の発展を促進すべくシャリーア銀行法（*Sharia Banking Law*）が施行された。シャリーア銀行法は、シャリーア銀行の銀行業務および従来の銀行のシャリーア部門に対してシャリーアの基本原則を適用するものであり、同法においては、利子の授受が禁止されており、また、その分配または貸出が行われた資金へのリターンが、発生した実際の利益に基づいたものでなければならない旨規定している。シャリーア銀行法は、シャリーアの基本原則により禁止または抑止される慣習や商品を助長しかねないようなイスラム銀行業務およびイスラム銀行取引についても禁止している。本法はまた、既存の商業銀行のシャリーア部門の資産が親会社である商業銀行の資産の半分以上を占める場合またはシャリーア銀行法の施行から15年が経過するまでの間については、当該部門を別個のイスラム商業銀行として運用することを義務づけている。政府は、この立法がイスラム金融銀行業務の場としてのインドネシアの立場を向上させると考えている。

インドネシアのシャリーア資本市場が直面する主な課題の一つが、イスラム債（*Sukuk*）（以下「スーク」）という。などのシャリーア遵守商品を発行する企業が少ないという点である。例えば、2019年12月31日現在においてOJKが認可している89社の引受会社のうち、スークの発行に關与したのは28社のみであり、また投資運用会社98社のうち、OJKが認可しているのは57社（シャリーア・ファンドを完全に運用しているシャリーア投資運用会社1社を含む。）のみである。

インドネシアのイスラム銀行業界は、当該業界の発展に関する戦略計画を策定および発布するOJKの規制当局（2013年12月31日以降。それ以前はインドネシア銀行。）の下で発展してきた。OJKは、インドネシアのイスラム銀行業界の発展に関する2015 - 2019年新規戦略計画を策定している。当該新規戦略計画には、シャリーア銀行業界が達成すべき具体的な目標および詳細なイニシアチブを含むガイドラインが定められることが想定されている。国家のシャリーア銀行業界の発展に関する本戦略計画は、「持続可能な経済成長、公平な発展、金融制度の安定性に大きく貢献し、かつ、高い競争力を有するイスラム銀行業界を確立すること」を目指した「インドネシアにおける2015 - 2019年イスラム銀行業のロードマップ」として認識されている。ロードマップには、とりわけ、以下の措置が含まれている：（ ）プロジェクト・ベースのシャリーア・ファンドなど新たなシャリーア投資商品に関する規則の公布、（ ）一連のシャリーア遵守の証券法の展開、（ ）シャリーア株式のオンライン取引システム、より種類豊富なシャリーア株式インデックスおよびスークの流動性を支えるその他のシステムを含む、イスラム金融制度を支えるインフラストラクチャーの構築、ならびに（ ）シャリーア資本市場の情報技術インフラストラクチャーの開発。

2019年12月31日現在において、シャリーア銀行の資産は538.3兆ルピア、またはインドネシアの銀行の資産合計の6.2%であった。

OJKおよびインドネシア銀行は、予防原則およびシャリーアの基本原則を考慮してシャリーア銀行業界の成長および発展を支えるための様々な規制を設けている。

ノンバンク・シャリーア業界（*Industri keuangan Non-Bank Syariah*）もまた、OJKの監督を受けており、シャリーア保険会社、シャリーア年金基金、シャリーア金融機関およびその他のシャリーア金融サービス機関からなる。OJKは、シャリーア年金基金を規制する規則を公布し、かかる規則は2016年9月に施行された。本規則に基づき、シャリーア年金基金の管理は、次の方法により行うことができる：（ ）シャリーア年金基金の設立、（ ）年金基金のシャリーア年金基金への転換、（ ）従業員年金基金におけるシャリーア・ユニットの創設、または（ ）金融機関年金基金のシャリーア投資パッケージの販売。現在のところ、インドネシアにおいて設立されたシャリーア年金基金は存在しない。

マネーロンダリング防止制度

共和国の様々な金融規制機関は、インドネシアにおけるマネーロンダリングと闘うために設立された。2002年、政府は、マネーロンダリング防止法（以下「2002年AML法」という。）を制定し、金融情報部門ユニットであるインドネシア金融取引報告分析センター（*Pusat/Pelaporan Analisis Transaksi Keuangan*）（以下「PPATK」という。）を設立した。PPATKの責務は、その後、テロ資金供与対策に関連する事項を含むよう拡大され、その結果、PPATKは、インドネシアにおけるマネーロンダリングおよびテロ資金供与に対抗する中心機関に指名された。

過去数年において、政府のマネーロンダリング防止法およびテロ資金供与対策（以下「CFT」という。）、国家戦略の実施において見られた複数の大幅な進展は、以下のとおりである：新マネーロンダリング防止法、すなわち、2010年法律第8号マネーロンダリング犯罪の防止および撲滅法（以下「2010年AML法」という。）、ならびに国際組織犯罪に対する国連条約の批准。2010年AML法は、現在の国際基準およびベスト・プラクティスに合わせるため、2002年AML法（その後の改正を含む。）に代わり、2010年10月22日に施行された。

マネーロンダリング犯罪を防止し、撲滅するための政府の政策を実施する一環として、PPATKは、2010年AML法を更に実施するため、様々な規則を公布しており、今後も公布する。

2013年3月13日、DPRIは、2013年法律第9号テロ資金供与の防止および撲滅法（以下「法律第9号」という。）を採択した。法律第9号は、以下について包括的に規制する：（ ）テロ資金供与違反およびテロ資金供与違反に関連するその他の違反の犯罪化、（ ）金融サービス利用者の確認原則の適用、報告およびコンプライアンス・モニタリング、（ ）送金システムまたはその他のシステムを通じた、金融サービス提供者による監視活動、（ ）インドネシアの関税徴収地域内または外への現金および／またはその他の支払手段の処分の管理、（ ）現金および／またはその他の支払手段の移転に関連する仕組みの遮断、（ ）テロリストの疑いのある人物およびテロリスト組織のリストへの包含、ならびに（ ）捜査、訴追および公判における尋問の設定に関する調整。

法律第9号の範囲に含まれるテロ資金供与には、テロ行為を行う意図を有することが認識されている人物に資金を提供し、集め、与え、または融資するために、直接または間接的に行われた行為が含まれる。法律第9号は、個人の他、テロ組織に対するテロ資金供与の犯罪化も規制している。法律第9号に含まれるテロ組織には、裁判所の判断に基づき、テロ行為を行ったとされる共通の目的を有する人々の集団を含む可能性がある。テロ組織のリストに記載されている当事者は法律第9号の対象範囲にも該当する。

OJKは、2017年3月に、金融サービス部門におけるマネーロンダリングの防止およびテロ資金供与の防止の実行に関する規則、すなわちOJK規則第12/POJK.01/2017号、および2017年6月に回覧状、すなわち第32/SE0JK/03/2017号回覧状を公布した。本規則は、顧客、国、地域、商品、サービス、取引または交付チャネルに関連したマネーロンダリングのリスクおよび／またはテロ資金供与の犯罪を特定し、評価し、かつ認識するよう金融サービス提供者に求めている。これらの種類の活動を行うには、金融サービス提供者は、方針、監督およびメンテナンス手続、マネーロンダリングおよびテロ資金供与リスクの軽減策を設定し、特別作業部会を設置および／またはマネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止プログラムの実行責任者として行為する役員を指名しなければならない。金融サービス提供者は、疑わしい取引に関する報告書、現金取引報告書およびその他の報告書をPPATKに提出しなければならない。2019年9月、OJKは、OJK規則第12/POJK.01/2017号をOJK規則第23/POJK.01/2019号により修正し、大量破壊兵器の資金提供および拡散を防止するためにOJTが講じる一定の追加措置、すなわちOJKがデータ維持を行い、取引当事者の身元および経歴確認を行い、疑わしい取引を直ちに遮断する要件を追加した。

銀行およびその他の金融機関

インドネシアの金融制度は、銀行およびノンバンク金融機関からなる。ノンバンク金融機関はとりわけ、保険会社、年金基金、ファイナンス会社、ベンチャーキャピタル会社、証券会社、ミューチュアル・ファンド、信用保証会社および質屋からなる。

下表は、記載された期間における営業中の金融機関の数および金融機関総資産に占める各機関の資産割合を示したものである。

インドネシアの金融機関（2019年12月31日現在）

	機関数	資産*	総資産割合
		(単位：兆ルピア)	(%)
銀行業：			
商業銀行	110	8,563	73.8
地方信用銀行 ⁽¹⁾	1,545	163.4	1.4
銀行業合計	1,655	8,726.4	75.2
保険：			
生命保険	60	590.7	5.1
総合保険および再保険	85	190.61	1.6

社会保険 ⁽²⁾	5	577	5.0
保険業合計	150	1,358.31	11.7
年金基金：			
金融機関年金基金	26	99.4	0.9
事業主年金基金	201	196.2	1.7
年金基金合計	227	295.6	2.5
ファイナンス会社 ⁽³⁾	184	518.1	4.5
ベンチャーキャピタル会社	60	18.7	0.2
証券会社	124 ⁽³⁾	61.7 ⁽⁴⁾	0.5
ミューチュアル・ファンド(機関ではなく、集団投資スキーム型のもの)	2,181	542.3	4.7
信用保証会社	22	21.9	0.2
質屋	83	65.7	0.6
合計	3,108	11,608.7	100.0

出所：OJK

* 未監査

(1) シャリーア地方銀行を含む。

(2) 社会保険は、交通および公共輸送、保健・医療社会保障プログラム、労働者社会保障プログラムならびに公務員および軍人用保険を含む。

(3) ファイナンス会社は、リース、ファクタリング、消費者金融およびクレジットカードに融資を行う。

(4) 証券取引所のメンバーとしての証券会社の資産のみ。

インドネシアの銀行は、商業銀行および地方銀行の2つのカテゴリーに分類される。商業銀行および地方銀行はいずれも、従来の銀行業務の基本原則またはシャリーアの基本原理に基づいて運営される。

OJKは、保険業界の規制および監督に関して責任を負っている。このサブセクターの発展によって、より厳しい規制要件の実施、とりわけ資本要件（リスク加重負債に対するリスク加重資産の一定割合の継続的な維持に係る要件を含む。）の改善の義務づけが要請されている。

年金基金は、事業主年金基金および金融機関年金基金の2つのカテゴリーに分類される。事業主年金基金は、確定給付型年金プランまたは確定拠出型年金プランのいずれかにより運営されうるが、金融機関年金基金は、確定拠出型年金プランによってのみ運営されうる。

インドネシアのその他のノンバンク金融機関には、ファイナンス会社、保証会社、ベンチャーキャピタル会社、インドネシアの輸出信用機関、インフラストラクチャー融資会社およびセカンダリー・モーゲージ・ファシリティ会社が含まれる。

銀行の資産および負債

下表は、表示日現在の商業銀行の連結貸借対照表を示したものである。

商業銀行貸借対照表

	12月31日現在					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年P
	(単位：兆ルピア)					
資産						
ローン	3,706.5	4,092.1	4,413.4	4,781.9	5,358.0	5,683.8
銀行間資産	182.4	211.9	207.1	235.6	221.0	245.3
インドネシア銀行による発行	569.0	685.6	717.8	701.3	767.1	766.8
証券（国債を含む。）	636.7	660.8	860.5	1,035.4	941.9	1,012.7
資本参加	21.0	25.6	33.9	39.7	43.5	50.8
その他の債権	245.4	155.5	171.3	218.6	293.4	329.9

その他	254.2	297.7	325.8	375.2	443.3	473.7
資産合計	5,615.2	6,129.4	6,729.8	7,387.6	8,068.3	8,563.0
負債						
第三者ファンド	4,114.4	4,413.1	4,836.8	5,289.2	5,630.5	5,998.6
対インドネシア銀行負債	2.1	0.7	0.8	1.2	2.8	2.1
銀行間負債	133.0	161.1	168.5	184.2	192.5	197.5
証券	54.3	65.5	93.2	113.3	115.1	135
借入	145.9	177.7	179.7	199.1	296.7	299.1
その他の負債	120.7	109.6	100.7	121.2	206.5	187.4
保証金	5.6	6.3	5.2	5.9	4.6	4.2
その他	317.1	383.9	432.3	441.2	485.4	493.0
資本						
払込資本金	153.4	164.3	176.7	196.3	209.3	211.8
準備金	67.6	81.7	64.8	65.3	68.3	75.1
経常利益 / 損失	112.2	104.6	106.5	131.2	150.0	156.5
利益剰余金 / 損失	256.6	323.8	411.2	469.9	542.9	615.1
予想追加払込資本金	97.9	96.2	111.7	124.7	114.5	144.1
その他	34.4	40.9	41.7	44.7	49.2	43.5
負債合計	5,615.2	6,129.4	6,729.8	7,387.6	8,068.3	8,563.0

出所：OJK

P：暫定値

下表は、表示日現在の銀行の平均自己資本比率を示したものである。

平均自己資本比率

	12月31日現在					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年P
	(%)					
平均自己資本比率	19.6	21.4	22.9	23.2	23.0	23.4

出所：OJK

P：暫定値

不良債権

2005年年初以降、インドネシアの銀行は、国際的なベストプラクティスに基づいた基準により自らの不良債権を計算するよう義務づけられており、かかる基準によって、ある借主による不良債権があった場合には当該借主へのローンの全てを「不良」と分類することが要求されている。大手銀行は、全てのローンについて、同一かつ統一的なローン分類基準を用いて（ ）1債務者または類似する1プロジェクトに対して行われる10.0十億ルピア超のローン、（ ）貸出銀行の最大債務者50のうちの1債務者に対して行われる1.0十億ルピア以上10.0十億ルピア以下のローン、または（ ）1債務者もしくは1プロジェクトへの共同融資に基づくローン、の3つのうちいずれかに分類することが義務づけられている。

下表は、表示日現在の総不良債権比率を示したものである。

不良債権比率

	12月31日現在					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年P
	(%)					
総不良債権比率	2.2	2.5	2.9	2.6	2.4	2.5

出所：OJK

P：暫定値

資本市場および資本市場規則

インドネシアの資本市場はOJKにより規制される。OJKは、資本市場および金融監督庁（*Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan*）（以下「Bapepam-LK」という。）を承継し、2012年12月31日にBapepam-LKおよび財務省金融機関総局が単一のユニットに統合された時にBapepam-LKの職務および機能を引き継いだ。

インドネシア資本市場に関する規制枠組みは、資本市場に関する1995年第8資本市場法（以下「資本市場法」という。）に規定される。資本市場法は、規制、発展、監督および法執行の分野の権限を当初の規制当局（およびOJKを含むその承継機関）に付与した。同法はまた、自己規制機関、資本市場機関、資本市場において業務を行う専門家および事業体の権限および責任を規定する。資本市場法に従い、OJKは、秩序立った、公平で効率的な資本市場の運営、投資家および公共の利益を保護するために必要な指針、規則および日々の監督について責任を負う。

OJKは、過去数年の間、インドネシアの資本市場に対する自らの監督および執行能力を強化し、健全で透明な資本市場の運営を促進するための規則を導入してきた。OJKは、企業の経営陣および監査委員会がより直接的に財務報告に関する責任を負うこととなるよう、新たなコーポレート・ガバナンス規則を発行し、公開上場会社に対し権限を行使してきた。OJKはまた、上場会社の年次報告、通常株主総会、取締役会および理事会、報酬委員会および指名委員会ならびに法人書記役の内容に関する修正規則を発行した。

下表は、インドネシア証券取引所（*Bursa Efek Indonesia*）（以下「IDX」という。）およびIDXで取引される有価証券に関する2019年12月31日現在の主要な指標を示したものである。

インドネシア証券取引所

	IDX
株式時価総額（一兆ルピア）	7,265.0
上場株式数（十億株）	5,736.1
平均日次取引額（十億ルピア） ⁽¹⁾	9,184.9
平均日次取引数（百万株） ⁽¹⁾	14,708.8

出所：IDX

(1) 2019年12月31日に終了した年度。

インドネシアは、世界最大のイスラム教徒人口を有する国として、シャリーア遵守の有価証券（イスラム法原則の教義を遵守する有価証券）に関するインドネシア投資家市場の発展のための法的枠組みを整備する活動を行ってきた。OJKおよびBapepam-LKは、シャリーア遵守の有価証券業の成長を強化し、インドネシアの投資家に代替のミューチュアル・ファンド商品を提供し、またインドネシア外のイスラム教徒の投資家も呼び込むため、シャリーアを遵守するコマーシャル・ペーパーおよびミューチュアル・ファンドの形態および発行に関する様々な規則を発行した。

自主規制機関であるIDXは、ジャカルタ・イスラミック・インデックス（以下「JII」という。）およびインドネシア・シャリーア株式インデックス（以下「ISSI」という。）の、2つのシャリーア株式に基づく指標を有する。

JIIは、IDXが設定する証券市場インデックスである。JIIは2000年に開始され、通常市場における株式時価総額および平均的な流動性によりシャリーア適格とされる30銘柄から構成される。2020年4月23日現在、JIIの株式時価総額は1,678.4兆ルピアであった。

2011年5月12日、IDXは、ISSIを公表した。2020年4月23日現在、ISSIはIDXに上場される445のシャリーア株式で構成される。2020年4月23日現在、ISSIの株式時価総額は2,774.4兆ルピアであった。

(b) 通貨供給および公定歩合の推移

通貨供給

インドネシア銀行は、いくつかの通貨供給手法の監視を行っている。ベースマネーには、通貨（流通している銀行紙幣および硬貨）ならびにインドネシア銀行における商業銀行および民間部門の要求払い預金が含まれる。狭義のマネーは、銀行システム外の通貨に、商業銀行におけるルピア建て要求払い預金、銀行システムを介さない顧客用銀行間送金および商業銀行における満期となった（が引き出されていない）定期預金を加えたもので構成される（以下「狭義のマネー」という。）。広義のマネーは、狭義のマネーおよび株式以外の有価証券に、準貨幣（定期預金、ルピア建ての貯蓄預金および外貨建て預金を含む。）を加えたもので構成される。

下表は、表示期間における通貨供給量を示したものである。

期末	通貨供給						
	ベース・マネー	通貨	要求払い預金	合計 ^{M1}	準貨幣	株式以外の有価証券	合計 ^{M2}
	(十億ルピア)						
2014年	918,421	419,262	522,960	942,221	3,209,475	21,630	4,173,327
2015年	945,916	469,534	585,906	1,055,440	3,479,961	13,399	4,548,800
2016年	989,565	508,124	729,519	1,237,643	3,753,809	13,525	5,004,977
2017年	1,085,796	586,576	804,231	1,390,807	4,009,996	18,362	5,419,165
2018年	1,069,554	625,370	831,779	1,457,150	4,282,364	20,533	5,760,046
2019年 ^P	1,111,506	654,683	910,675	1,565,358	4,545,213	25,981	6,136,552
2020年 ^P	1,008,108	616,129	868,273	1,484,403	4,535,529	26,719	6,046,651

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

M1：狭義のマネー

M2：広義のマネー

期末	通貨供給量への影響要因			
	外貨建て資産 (純額)	中央政府債権 (純額) ⁽¹⁾	事業部門債権	その他(純額) ⁽²⁾
	(単位：十億ルピア)			
2014年	1,105,783	416,608	3,488,677	49,733
2015年	1,176,638	491,127	3,822,128	57,313
2016年	1,298,938	519,065	4,115,821	79,272
2017年	1,541,838	488,862	4,412,719	160,930
2018年	1,442,602	472,729	4,868,594	184,424
2019年 ^P	1,506,614	490,568	5,152,528	277,081
2020年 ^P	1,524,649	446,328	5,085,461	196,126

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 政府債権は、銀行システムへの政府預金の純額に含まれるルピア建ての債権である。

(2) 資本勘定、SDR割当額および銀行間勘定を含む。

2014年、広義のマネーは、緩慢な政府事業の拡大の結果、11.9%の増加となった。準貨幣の増加率は、主に、外貨預金（定期預金、貯蓄預金および要求払い預金からなる。）の急激な減少によりスピードを落とし、13.8%の増加となった。狭義のマネーの増加率は、ルピア要求払い預金のさらなる増加により、6.2%の増加となった。

2015年、広義のマネーの増加率は、準貨幣の低調な増加を受けてスピードを落とし、前年の11.9%の増加に対し、8.9%となった。準貨幣の増加率は、主に、定期預金の減少により、2014年の13.8%の増加から低下して8.4%となった。狭義のマネーの増加率は、主に、商業銀行および地方銀行以外の通貨ならびにルピア要求払い預金の増加により、前年の6.2%の増加に対し、12.0%となった。

2016年、狭義のマネーの成長の加速により、広義のマネーの増加率は前年の8.9%の増加に対し、10.0%となった。準貨幣は、外貨預金の減少により、前年の8.4%の増加に対し、7.9%に減少した。狭義のマネーは、主に、商業銀行および地方銀行以外の通貨ならびにルピア要求払い預金の増加により、前年の12.0%の増加に対し、17.3%の増加となった。

2017年、広義のマネーの増加率は、狭義のマネーおよび準貨幣の成長速度の低下を受けて、2016年の10.0%に対し、8.3%となった。狭義のマネーの増加率は、主に、ルピア要求払い預金の成長の減速により、2016年の17.3%に対し、12.4%に低下した。準貨幣の増加率は、主にルピア定期預金およびルピア貯蓄預金の成長速度の低下により、2016年の7.9%に対し、6.8%に低下した。

2018年12月31日時点で、広義のマネーの増加率は、狭義のマネーの成長速度の低下を受けて、前年度末時点の8.3%の増加に対し、6.3%となった。狭義のマネーの増加率は、ルピア要求払い預金および銀行外通貨の成長速度の低下により、前年度末時点の12.4%の増加に対し、4.8%の増加に低下した。準貨幣の増加率は、定期預金および貯蓄預金の成長速度の低下が、外貨建て要求払い預金の成長速度の加速により相殺されたことから、6.8%と安定していた。

2019年12月31日時点で、広義のマネーの増加率は、狭義のマネーの高成長により、前年度末時点の6.3%の増加に対し6.5%となった。狭義のマネーは、ルピア要求払い預金の成長速度の加速により、増加率が前年度同時期末時点の4.8%に対し7.4%に増加した。準貨幣の増加率は、前年度同時期末時点の6.8%に対し、貯蓄預金および外貨建て要求払い預金の成長速度の減速により、6.1%に低下した。

公定歩合

BI レート

期間	BI レート	BI レボ金利
2014年 1 月	7.50	
2014年 2 月	7.50	
2014年 3 月	7.50	
2014年 4 月	7.50	
2014年 5 月	7.50	
2014年 6 月	7.50	
2014年 7 月	7.50	
2014年 8 月	7.50	
2014年 9 月	7.50	
2014年10月	7.50	
2014年11月	7.75	
2014年12月	7.75	
2015年 1 月	7.75	
2015年 2 月	7.50	
2015年 3 月	7.50	
2015年 4 月	7.50	
2015年 5 月	7.50	
2015年 6 月	7.50	
2015年 7 月	7.50	

2015年 8 月	7.50	
2015年 9 月	7.50	
2015年10月	7.50	
2015年11月	7.50	
2015年12月	7.50	
2016年 1 月	7.25	
2016年 2 月	7.00	
2016年 3 月	6.75	
2016年 4 月	6.75	
2016年 5 月	6.75	
2016年 6 月	6.50	
2016年 7 月	6.50	
2016年 8 月		5.25
2016年 9 月		5.00
2016年10月		4.75
2016年11月		4.75
2016年12月		4.75
2017年 1 月		4.75
2017年 2 月		4.75
2017年 3 月		4.75
2017年 4 月		4.75
2017年 5 月		4.75
2017年 6 月		4.75
2017年 7 月		4.75
2017年 8 月		4.50
2017年 9 月		4.25
2017年10月		4.25
2017年11月		4.25
2017年12月		4.25
2018年 1 月		4.25
2018年 2 月		4.25
2018年 3 月		4.25
2018年 4 月		4.25
2018年 5 月		4.75
2018年 6 月		5.25
2018年 7 月		5.25
2018年 8 月		5.50
2018年 9 月		5.75
2018年10月		5.75
2018年11月		6.00
2018年12月		6.00
2019年 1 月		6.00
2019年 2 月		6.00
2019年 3 月		6.00
2019年 4 月		6.00

2019年 5 月		6.00
2019年 6 月		6.00
2019年 7 月		5.75
2019年 8 月		5.50
2019年 9 月		5.25
2019年10月		5.00
2019年11月		5.00
2019年12月		5.00
2020年 1 月		5.00
2020年 2 月		4.75
2020年 3 月		4.50
2020年 4 月		4.50

出所：インドネシア銀行

上記に加え、上記「(a)通貨・金融制度および資本市場の概要 - 通貨政策」を参照のこと。

(c) 中央銀行の貸借対照表

インドネシア銀行

インドネシア銀行の法定の使命は、「インドネシア銀行の目的はルピアの安定性を達成し維持することである。」と定める。ルピアの安定性は、国内または海外商品に対する価値により評価されうる。国内商品に対するルピアの安定性はインフレ率に反映され、海外商品に対する安定性はその他の通貨に対するルピアの為替レートにより示される。1997年 8 月にインドネシア銀行が受諾した変動為替相場制に従い、市況がルピアを決定する。上記「(3)貿易および国際収支 - (e)外貨準備および外国為替相場の推移 - 為替レート」を参照のこと。しかしながら、インドネシア銀行は、為替レートの変動を最小化させるために政策手段の使用を継続することができる。

政府から独立した法主体としてのインドネシア銀行は、それ自体の資産および負債を有する。インドネシア銀行が保有する外貨準備高は、インドネシア銀行の貸借対照表の資産側に記録され、外国負債の一定の項目（IMFからの貸付など）はインドネシア銀行の負債となる。

下表はインドネシア銀行の貸借対照表を記載し、表示日現在で、IMFが公表した金融統計マニュアルに従い作成された。

インドネシア銀行の分析的貸借対照表

	12月31日終了年度						1月31日 時点
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P	2020年 ^P
	(単位：十億ルピア)						
ベースマネー (M0)	821,679	918,421	945,916	989,565	1,069,554	1,111,506	1,008,108
流通通貨 ⁽¹⁾	500,020	528,537	586,763	612,545	749,167	793,727	716,512
インドネシア銀行における商業銀行 要求払い預金	253,655	287,484	308,756	288,824	319,653	316,598	291,342
民間部門要求払い預金	451	1,397	366	361	734	1,181	254
SBI ⁽²⁾	67,552	101,002	50,031	87,835	-	-	-
ベースマネーに影響を与える要素 (M0)	821,679	918,421	945,916	989,565	1,069,554	1,111,506	1,008,108
純外国資産	1,169,689	1,351,402	1,422,446	1,525,701	1,708,563	1,759,105	1,763,450
非居住者に対する請求	1,279,282	1,424,331	1,529,331	1,642,137	1,829,782	1,874,561	1,877,152
非居住者に対する債務	(109,593)	(72,929)	(106,886)	(116,436)	(121,219)	(115,545)	(113,702)
その他の預託法人に対する請求	2,315	1,489	465	362	158	56	56

流動性信用供与	1,016	978	56	56	56	56	56
その他の請求	1,300	511	409	307	102	-	-
中央政府に対する純請求	185,249	168,098	91,814	82,455	22,027	(6,890)	(32,623)
中央政府に対する請求	245,029	237,218	241,710	207,515	197,009	155,269	154,541
中央政府に対する債務	(59,781)	(69,120)	(149,895)	(125,060)	(174,982)	(162,159)	(187,164)
その他部門に対する請求	8,116	7,927	7,865	7,505	10,410	10,106	10,092
その他金融機関に対する請求	6	1	0	0	-	-	-
民間部門に対する請求	8,109	7,926	7,865	7,505	10,410	10,106	10,092
公開市場操作 ⁽³⁾	(193,362)	(246,403)	(177,243)	(259,798)	(170,345)	(173,675)	(272,292)
商業および地方銀行に対するその他債務	(68,872)	(74,899)	(83,990)	(80,483)	(97,969)	(89,668)	(90,734)
広義のマネーに含まれる預金（M2）	-	-	-	0	-	-	-
広義のマネーから除かれる預金（M2）	(15)	(17)	(192)	(9)	(8)	-	-
株式およびその他資本	(284,545)	(288,822)	(313,331)	(252,816)	(371,443)	(354,651)	(329,619)
純その他項目	3,106	(353)	(1,918)	(33,352)	(31,850)	(32,786)	(40,222)

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 銀行外の通貨および現金在庫
- (2) 銀行の２次的法定準備金要件を充足するために使用されるSBIで、一義的貨幣供給要素として処理されるもの。2009年10月から2018年６月まで、ベースマネーに含まれるSBI。2018年７月から、準備金要件規則の変更により、SBIは、一義的貨幣供給要素に含まれない。
- (3) 銀行の２次的法定準備金要件を充足するために使用され、一義的貨幣供給要素として処理されるSBI（（２）を参照のこと。）を控除した後のSBI合計で構成される。当該種類のSBIは、シャリーアSBI、第三者シャリーアSBI、インドネシア銀行融資、ファイン・チューン運用、国債、国家シャリーア譲渡性証書およびリザーブ・リバース・レボ国債を含む。

（５）【財政】

（a）財政政策および租税制度の概要

政府予算

財政政策

2001年以来、政府の財政政策は、財政の持続可能性を達成するために、財政の統合を促進し、政府債務を徐々に削減することに焦点を当ててきた。全体的なマクロ経済状況および現在の通貨政策課題を受けて、2006年以降、政府は、政府の財政状況全体の制約の中で経済全体を適度に刺激する財政政策にも焦点を当てている。

下表は、表示期間における政府の歳入および歳出に係る情報を記載したものである。

政府の歳入および歳出

12月31日終了年度									
	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^P	2019年 ^B	2020年 当初予算 ^B	2020年 修正予算 ^B
(単位：兆ルピア)									
歳入および助成金：									
国内歳入									
税収	1,146.9	1,240.4	1,285.0	1,343.5	1,518.8	1,545.3	1,786.4	1,865.7	1,462.6
非税収	398.6	255.6	262.0	311.2	409.3	405.0	378.3	367.0	297.8
国内歳入合計	1,545.5	1,496.0	1,546.9	1,654.7	1,928.1	1,950.4	2,164.7	2,232.7	1,760.4
助成金	5.0	12.0	9.0	11.6	15.6	6.8	0.4	0.5	0.5
歳入および助成金 合計	<u>1,550.5</u>	<u>1,508.0</u>	<u>1,555.9</u>	<u>1,666.4</u>	<u>1,943.7</u>	<u>1,957.2</u>	<u>2,165.1</u>	<u>2,233.2</u>	<u>1,760.9</u>
歳出：									
中央政府歳出	1,203.6	1,183.3	1,154.0	1,265.4	1,455.3	1,498.9	1,634.3	1,683.5	1,851.1
地方・農村への移転資金 ⁽¹⁾	573.7	623.1	710.3	742.0	757.8	811.3	826.8	856.9	762.7

中央および移転の 歳出合計	1,777.3	1,806.4	1,864.3	2,007.4	2,213.1	2,310.2	2,461.1	2,540.4	2,613.8
誤差 (Suspend) ⁽²⁾	(0.1)	0.1	-	-	-	-	-	-	-
歳出合計	1,777.2	1,806.5	1,864.3	2,007.4	2,213.1	2,310.2	2,461.1	2,540.4	2,613.8
基礎的財政収支 (プライマ リー・バランス) ⁽³⁾	(93.3)	(142.5)	(125.6)	(124.4)	(11.5)	(77.5)	(20.1)	(12.0)	(517.8)
財政収支 黒字/(赤字)	(226.7)	(298.5)	(308.3)	(341.0)	(269.4)	(353.0)	(296.0)	(307.2)	(852.9)
資金調達: (4) (5)									
負債資金調達	255.7	380.9	403.0	429.1	372.0	435.4	359.3	351.9	1,006.4
投資資金調達	(8.9)	(59.7)	(89.1)	(59.8)	(61.1)	(49.4)	(75.9)	(74.2)	(229.3)
貸付	2.5	1.5	1.7	(2.1)	(4.3)	(1.7)	(2.4)	5.2	5.8
政府保証	(1.0)	-	(0.7)	(1.0)	(1.1)	-	-	(0.6)	(0.6)
その他資金調達	0.5	0.3	19.6	0.4	0.2	15.2	15.0	25.0	70.6
資金調達合計	248.9	323.1	334.5	366.6	305.7	399.5	296.0	307.2	852.9

出所: 財務省

L: LKPP (中央政府財務報告書/監査済み)

P: 暫定値

B: 予算

- (1) 2015財務年度以降、政府は2014年法律第6号に基づいて資金を地方財源に分配している。
- (2) 財務省により計算された実現歳出は、各省庁により計算された数値とは異なっており、かかる相異は財務年度終了後にそれぞれ当該年度の合計に加減されている。当年度には誤差 (Suspend) は計上されていない。
- (3) 基礎的財政収支 (プライマリー・バランス) は、歳入から利息支出を除いた歳出を差し引いたものである。
- (4) 2014年、資金調達合計額は248.9兆ルピアで、予算赤字の226.7兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である22.2兆ルピアを準備金に上乗せした。2015年、資金調達合計額は323.1兆ルピアで、予算赤字の298.5兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である24.6兆ルピアを準備金に上乗せした。2016年、資金調達合計額は334.5兆ルピアで、予算赤字の308.3兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である26.2兆ルピアを準備金に上乗せした。2017年、資金調達合計額は366.6兆ルピアで、2017年の赤字の341.0兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である25.6兆ルピアを準備金に上乗せした。2018年、資金調達合計額は305.7兆ルピアで、2018年の赤字の269.4兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である36.3兆ルピアを準備金に上乗せした。2019年、資金調達合計額は399.5兆ルピアで、2019年の赤字の353.1兆ルピアを上回ったため、政府はその差額である46.4兆ルピアを準備金に上乗せした。
- (5) 2017年財務年度に資金調達項目が再分類され、過去に報告されたデータは、表示されている期間にわたって修正再表示されている。

予算編成プロセス (表中の数字はプロセスの順序を示す。)

	1月 - 4月	5月 - 7月	8月 - 10月	11月 - 12月
議会		8. 下記項目に関する議会および政府による初回協議: (a) マクロ経済政策および財政政策の基盤 (b) 年間開発計画 (c) 優先順位の高い支出	11. 予算案および年間予算法の策定に関する協議 12. 予算法承認	
大統領および閣僚	1. 開発に係る優先順位の設定	7. 下記項目の承認: (a) マクロ経済政策および財政政策の基盤に係る文書 (b) 年間開発計画に係る文書 (c) 優先順位の高い支出	10. 予算案および予算法の草案	

国家開発企画庁	2. 目標予算の設定および 年間開発計画の草案 以下の策定:			
財務省	(a) マクロ経済政策および 財政政策の基盤に係る 文書 (b) 年間開発計画に係る 文書 (c) 優先順位の高い支出	5. 各省庁によるプログラムの 提案に対する目標予算 6. 各省庁によるプログラムの 提案に関する協議	9. 予算案および予算法の 草案の作成	13. 予算割当
各省庁	3. 年間作業計画提案書	4. 作業計画および予算		14. 予算執行に係る文書

2019年度予算

2019年度予算は、人材開発に重点を置くことで、投資およびインドネシアの競争力を支援することを目的としており、世界的なボラティリティおよび様々な課題に対応できる財政政策を策定し、最大級の開発目標を達成することが期待される。

2019年度予算を基礎付ける2019年度の主要なマクロ経済の前提は、以下のとおりであった。

- ・ 経済成長率は、5.3%とする。
- ・ インフレ率は、3.5%とする。
- ・ 3か月インドネシア財務省証券の利回りは、5.3%とする。
- ・ 為替レートは、1.0米ドル当たり15,000.0ルピアとする。
- ・ ICPIは、1バレル当たり70.0米ドルとする。
- ・ 共和国の石油生産量は、1日当たり775千バレルとする。
- ・ 共和国のガス生産量は、1日当たり1,250百万バレルの石油相当ガスとする。

2019年度予算に基づく税収の目標は1,786.4兆ルピア（2018年度予算の目標から15.4%の増加）に設定されており、これによりGDPに対する税収の割合は約12.2%となる。2019年度の税務戦略および政策は、より多くの政府の財源を求める一方、投資環境および輸出競争力の支援を継続し、租税体系をより単純化および透明化して税務コンプライアンスの水準を高める。2019年度予算に基づく非税収の目標は378.3兆ルピア（2018年度予算の目標から8.3%の増加）に設定されている。2019年度の新税収政策は、税金以外の国家徴収に関する2018年法律第9号（政府収入の税金以外の財源を管理する際のガバナンスの向上およびより高度な責任のための新たな基準）に従って天然資源および国有資産を最適化することを目標としている。

2019年度予算における歳出合計は、2,461.1兆ルピア（2018年度予算の2,217.3兆ルピアから11.0%の増加）と予測され、中央政府の歳出1,634.3兆ルピアおよび地方・農村資金への移転826.8兆ルピアから構成される。2019年度予算の割り当てには、（ ）教育に492.5兆ルピア、（ ）インフラ開発に415.0兆ルピア、（ ）社会保障プログラム（社会支援、村への資金提供、補助金ならびに中小企業および組合のためのプログラムを含む。）に385兆ルピア、ならびに（ ）保険・医療に123.1兆ルピアが含まれる。

2019年度予算は、296.0兆ルピアの赤字（2019年の予測GDPの1.84%）を予測している。この赤字予測は、2018年度予算の314.2兆ルピア（2018年の予測GDPの2.12%）の予測赤字よりも5.8%低い。政府は、負債資金調達により、赤字に対する資金を調達する予定である。

2019年度予算の実績

2019年度予算を基礎付ける主要なマクロ経済的推定と比較した、2019年における主要なマクロ経済的結果は、以下のとおりである。

- ・ 経済成長率は、2019年度予算の5.3%に対して、5.0%であった。
- ・ インフレ率は、2019年度予算の3.5%に対して、2.7%であった。
- ・ 3か月インドネシア財務省証券の利回りは、2019年度予算の5.3%に対して、5.6%であった。
- ・ 為替レートは、2019年度予算の1米ドル当たり15,000ルピアに対し、1米ドル当たり14,146ルピアであった。

- ・ ICPIは、2019年度予算の1バレル当たり70.0米ドルに対し、1バレル当たり62.0米ドルであった。
- ・ 共和国の石油生産量は、2019年度予算の1日当たり775千バレルに対し、1日当たり754千バレルであった。
- ・ 共和国のガス生産量は、2019年度予算の1日当たり1,250百万バレルの石油相当ガスに対し、1日当たり1,072百万バレルであった。

2019年度の政府歳入合計（助成金を含む。）の実績は、主に国内および国際的な税収の減少が非税収の増加に一部相殺されたことにより、1,957.2兆ルピア（2019年度予算に記載された目標金額の90.4%）となり、2018年度と比べて0.7%増であった。政府歳入合計における増加は主に、石油以外および物品に係る所得税が増加した結果、2018年度と比べて2019年度の税収が増加したことによる。政府歳入合計の内訳は、税収1,545.33兆ルピアおよび非税収405.0兆ルピアであった。2019年度の政府歳出の実績は、1,943.7兆ルピア（2019年度予算における歳出予算の102.6%）であった。歳出合計の内訳は、政府の歳出1,455.3兆ルピアおよび地方・農村資金への移転757.8兆ルピアであった。歳出予算に対する比率につき、2019年度の政府歳出合計の実績は、2018年度の実績に比べて悪化した。これは（ ）中央政府による歳出が減少したこと、および（ ）地方・農村資金への移転が減少したことによるものである。

2020年度予算

2019年10月18日、2020年度予算に関する法律が制定された。2020年度予算に関する政策は、改革を通じた競争力の加速および人材の質の強化を目的としていた。2020年度予算は、世界的な不確実性、人口構造の変化および大規模な経済改革を含む様々な課題に引き続き注視しつつ、先進的な、独立した、豊かかつ公正な国家となるという目標を達成するための政府政策の手段となることが期待された。

2020年度予算を基礎付ける2020年度の主要なマクロ経済の前提は、以下のとおりであった。

- ・ 経済成長率は、5.3%とする。
- ・ インフレ率は、3.1%とする。
- ・ 3か月インドネシア財務省証券の利回りは、5.4%とする。
- ・ 為替レートは、1.00米ドル当たり14,400ルピアとする。
- ・ ICPIは、1バレル当たり63米ドルとする。
- ・ 共和国の石油生産量は、1日当たり755千バレルとする。
- ・ 共和国のガス生産量は、1日当たり1,191百万バレルの石油相当ガスとする。

2020年度予算に基づく税収の目標は1,865.7兆ルピア（2019年度予算から4.4%の増加）に設定されており、これによりGDPに対する税収の割合は約11.6%であった。2020年度の税務政策には、税務コンプライアンスの向上、業務の質の改善、ITシステムおよび税務管理の強化を通じた助言および監督、自動情報交換プログラムの実施、消費税の対象物品の範囲拡大ならびにタバコ税の調整が含まれた。2020年度予算に基づく非税収の目標は367.0兆ルピア（2019年度予算から3.0%の減少）に設定された。2020年度の新非税収政策は、税金以外の国家徴収に関する2018年法律第9号（税金以外の政府財源の管理におけるガバナンスの向上およびより高度な説明責任のための新たな基準）に従って、規制の改善、公正かつ柔軟な関税協定の構築、監督および調査の強化、国有資産の管理の最適化および天然資源分野の効率性とともに、サービスおよび公的サービスの質の向上を行うために、様々な努力を尽くすことを目標としていた。

2020年度予算における歳出合計は、2,540.4兆ルピア（2019年度予算の2,461.1兆ルピアから3.2%の増加）と推計され、中央政府の歳出1,683.5兆ルピアおよび地方・農村資金への移転856.9兆ルピアから構成された。2020年度予算の割り当てには、（ ）教育に508.1兆ルピア、（ ）インフラ開発に423.3兆ルピア、（ ）社会保障プログラム（社会支援、村への資金提供、補助金ならびに中小の企業および組合のためのプログラムを含む。）に372.5兆ルピア、ならびに（ ）保険・医療に132.2兆ルピアが含まれていた。

2020年度予算は、307.2兆ルピアの赤字（2020年の予測GDPの1.76%）を予測していた。この赤字予測は、2019年度予算の296.0兆ルピア（2019年の予測GDPの1.84%）の予測赤字より3.8%高かった。政府は、負債資金調達により、赤字に対する資金を調達する予定であった。

2020年度修正予算

2019年12月、中国湖北省武漢において、コロナウイルスの発生が報告され、続いてインドネシアを含む世界中に拡大した。2020年1月30日、世界保健機関は、コロナウイルスが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する旨の宣言を行い、また同年3月11日には、流行がパンデミックに達した旨を宣言した。現在、コロナウイルスの流行は世界経済に対して悪影響を及ぼしており、その深刻度および持続期間を予測することは難しい。

2020年3月31日、インドネシア大統領は、大統領令2020年第11号に基づき、コロナウイルスが公衆衛生上の緊急事態（*Darurat Kesehatan Masyarakat*）に該当する旨を宣言した。大統領はまた、同日、コロナウイルスのパンデミックならびに／または国家経済および／もしくは金融制度の安定性に対する脅威に対応するための国家財政および金融制度の安定性に関する政策に関する法律2020年第1号代行政令（以下「法律2020年第1号代行政令」という。）を発令した。同年4月6日に公布された同月3日付の2020年度の国家収支予算の方針と内容を修正することに関する大統領規則2020年第54号（以下「大統領規則2020年第54号」という。）を通じて、大統領は、コロナウイルスの感染拡大に対抗するために、2020年度予算を405.1兆ルピア増額することを承認した。

この2020年度予算に対する追加金額の承認に加えて、大統領規則2020年第54号では、また、2020年度の収支予算を再配分した。これにより、2019年10月18日に署名がなされ法律として成立した2020年度国家予算に関する法律2019年第20号に基いて、政府によって当初組まれていた歳入および歳出の予算は再配分された。

2020年度修正予算には、GDP比5.07%（これに対して2020年度当初予算では1.76%であった。）の財政赤字目標が含まれている。2020年度修正予算は、852.9兆ルピアの赤字を見込んでいる。政府は、見込まれる赤字について、主に549.6兆ルピア（純額）の政府発行有価証券で賄う予定である。法律2020年第1号代行政令により、2022年度までは予算における財政赤字幅が法定水準であるGDP比3%を一時的に超えることも認められている。

2020年度修正予算に基づく総支出は2,613.8兆ルピアと推計され、2020年度当初予算と比較して73.4兆ルピア増となった。2020年度修正予算の総収入（助成金を含む。）は、1,760.9兆ルピアであり、2020年度当初予算と比較して472.3兆ルピア減となった。地方・農村への移転資金への配分も762.7兆ルピアとなり、2020年度当初予算と比較して94.2兆ルピア減となった。

2020年度修正予算は、均衡資金に657.2兆ルピア、収益共有資金に89.8兆ルピア、一般割当資金に384.4兆ルピア、特定目的割当資金に183.0兆ルピアを割り当てている。農村資金への割当ては、2020年度当初予算の72.0兆ルピアから2020年度修正予算の71.2兆ルピアに減少した。

2020年度修正予算の基礎となる主要なマクロ経済の前提は公表されていない。

財政赤字に係る資金調達

下表は、表示期間における財政赤字に係る資金調達の金額ごとの情報を記載したものである。

財政赤字に係る資金調達手段⁽¹⁾

	12月31日終了年度								
	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^P	2019年 ^B	2020年 当初予算 ^B	2020年 修正予算 ^B
	(兆ルピア)								
負債資金調達：									
政府発行有価証券（純額）	264.6	362.3	407.3	441.8	358.4	435.4	389.0	389.3	549.6
貸付：									
国内貸付（純額）	0.9	0.8	1.1	0.6	1.4	2.8	0.5	1.3	1.3
国外貸付：									
総実行額									
プログラム貸付	17.8	55.1	35.3	20.9	50.6	36.7	30.0	21.6	82.0
プロジェクト貸付	34.8	28.7	28.1	30.8	38.0	36.4	30.3	26.8	29.5
総実行額合計	52.6	83.8	63.4	51.7	88.6	73.1	60.3	48.4	111.5
償却	(62.4)	(66.0)	(68.7)	(65.1)	(76.3)	(88.0)	(90.5)	(87.1)	(105.9)

国外貸付合計（純額）	(9.8)	17.8	(5.3)	(13.4)	12.3	(13.7)	(30.2)	38.8	5.7
貸付合計（純額）									
	(8.9)	18.7	(4.3)	(12.7)	13.6	(10.9)	(29.7)	37.5	7.0
パンデミック債									449.9
負債資金調達合計									
	255.7	380.9	403.0	429.1	372.0	435.4	359.3	351.9	1,006.4
投資資金調達：									
SOEへの投資	(3.0)	(64.5)	(50.5)	(6.4)	(3.6)	(17.8)	(17.8)	(17.7)	(16.0)
その他機関への投資	(1.0)	(7.1)	(10.8)	(3.2)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(5.0)	(5.0)
公的サービス機関への投資	(3.5)	(6.9)	(25.3)	(48.2)	(52.7)	(28.2)	(53.2)	(52.5)	(41.0)
金融機関／組織への投資	(1.4)	(0.3)	(3.8)	(2.0)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(1.0)	(0.8)
投資収益									
	0.0	19.1	1.4	-	-	-	-	2.0	2.0
その他投資資金調達									(168.7)
投資資金調達合計									
	(8.9)	(59.7)	(89.1)	(59.8)	(61.1)	(49.4)	(75.9)	(74.2)	(229.3)
貸付									
SOE／地方政府／機関／その他の局への貸付	2.5	2.3	1.7	(2.1)	(4.3)	(1.7)	(2.4)	5.2	5.8
貸付準備金	-	(0.8)	-	-	-	-	-	-	-
貸付合計	2.5	1.5	1.7	(2.1)	(4.3)	(1.7)	(2.4)	5.2	5.8
政府保証	(1.0)	-	(0.7)	(1.0)	(1.1)	-	-	(0.6)	(0.6)
その他資金調達	0.5	0.3	19.6	0.4	0.2	15.2	15.0	25.0	70.6
資金調達合計（純額）									
	248.9	323.1	334.5	366.6	305.7	399.5	296.0	307.2	852.9

出所：財務省

L：LKPP（中央政府財務報告書/監査済み）

P：暫定値

B：予算

- (1) 2017年財務年度に資金調達項目が再分類され、過去に報告されたデータは、表示されている期間にわたって修正再表示されている。

租税制度の概要

概観

インドネシアには、企業および個人が遵守しなければならない様々な税金が存在する。これは、なかでも、源泉徴収税、VAT、高級品販売税、土地および建物税、印紙税（*Bea Materai*）、関税および消費税ならびに国際租税条約を含む。

税務行政改革がかねてから継続中であるが、現在はその改革が加速されている。インドネシアの税務当局（*Kantor Pelayanan Pajak*（以下「KPP」という。））は、伝統的に税金の種類ごとに組織されていた。納税者は、適用ある法人税、VAT、財産税およびその他の種類の税金につき責任を負う税務職員と個別に対応することを要求されてきた。2009年以降、4の大規模税務局（*KPP Wajib Pajak Besar*）、29の中規模税務局（*KPP Madya*）および319の小規模税務局（*KPP Pratama*）が設立された。また、遠隔地の納税者のための税務相談を促進するため204の税務、普及および相談のための事務所（*Kantor Pelayanan, Penyuluhan dan Konsultasi Perpajakan*）が設立された。

法人および個人所得税

個人または法人の居住納税者は、全世界の所得を基準としてインドネシアの所得税の適用を受ける。一般に、個人がインドネシアに居住せずまたは12か月の間に183日超インドネシアに滞在しない場合、個人はインドネシアの非居住者とみなされる。法人は、インドネシアで設立されておらずまたはインドネ

シアに所在しない場合、インドネシアの非居住者とみなされる。個人または法人の居住地および税務上の地位の判断において、インドネシアが他国と締結した適用ある二重課税防止条約の条項も考慮される。

源泉徴収税

インドネシアの所得税は、主に、所得の特定の項目を源泉徴収税の対象とする源泉徴収税システムを通じて徴収される。給与および建設業からの所得ならびにその他特定の受動所得などの一定の所得を得る納税者は、源泉徴収税の責任を負う。源泉徴収税は一般に所得税法（*Undang-Undang Pajak Penghasilan*）の関連条項を使用して言及される。

付加価値税（VAT）

企業によるインドネシア税関エリアにおける課税品の引渡、課税品の輸入、企業によるインドネシア税関エリアにおける課税サービスの提供、インドネシア税関エリアの内外からの課税無形財またはサービスの使用または消費、ならびに課税対象企業による課税品（無形および有形）およびサービスの輸出は、VATの適用を受ける。一般的にVATの税率は10%である。これは、政令により15%に増加または5%に低減されることがある。

土地および建物税

全ての土地および建物に課される財産税は、土地および建物税（*Pajak Bumi dan Bangunan*）（以下「PBB」という。）と定義される。PBBは、地方税および返礼法（*Pajak Daerah dan Retribusi Daerah*）（以下「RTR法」という。）に基づき規制される地方税の一部であり、同法に基づき各地方がPBBを規制するための規則（*Perda*）を発行しなければならない。PBBは、地方政府が発行する納税期日通知状（*Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang*）の後に年次で支払われる。RTR法により、PBBの税率は最大で0.3%であり、税金は、課税対象（*Nilai Jual Objek Pajak*）（以下「NJOP」という。）の販売価値から非課税NJOPを控除したものに税率を適用することにより算定される。非課税NJOPは最小で10百万ルピアとされている。

高級品販売税

一定の製造課税品の引渡または輸入は、高級品販売税（以下「LST」という。）の適用を受ける場合がある。物品の輸入または（居住者である）製造者から他の当事者への引渡においてのみ、特定の物品にLSTが適用される。LSTはVATと合わせて月次で算定されなければならない。物品の輸入者または製造者は、LSTの決済義務を負う。特定の項目がLSTの適用を受けるかを確認し、LSTの税率を特定するためには、関連する調和システム（HS）コードを用いてカスタム・ブックが参照されるべきである。VATおよびLST法に基づき、LSTの税率は200%まで増税される可能性があるが、現在LST税率は10%から125%までの間である。

関税および消費税

インドネシア法は、輸入税の範囲を輸入品の関税課税価格の0%から150%まで許容するが、現在最大税率は40%とされている。グローバル化経済により、インドネシアは多くの自由貿易協定を締結しており、輸入税率は実質的にゼロとなりまたは大幅に低減されている。一定の国からの一定の商品に適用される反ダンピング輸入税率も存在する。

国際租税条約

インドネシアの二重課税防止条約（DTAまたは租税条約）は、納税者の恒久的施設が存在すると判断されない限り、サービス料金およびその他の事業所得に関する源泉徴収税免除の形で税制優遇を規定し、また条約相手国の税金居住者が受領する配当、利息、使用料および支店の所得に対する低減された源泉徴収税率を定める。利息、配当および使用料について、通常、実質的所有者のみが租税条約の恩恵を受けることのできる当事者として認識される。ただし、実質的所有者に言及する、関連する条約における非インドネシア納税者の所得に対してのみ、当該実質的所有者要件が適用される。現在、インドネシアは約65の国と租税条約を締結している。

租税特赦

2016年7月、政府は、要件を充足している個人または法人の納税者で、2017年3月31日までに租税特赦の申請を行った者に対し、一定の租税特赦を付与するための租税特赦法を成立させた。973,462名の納税者がこのプログラムの申請をし、当該プログラムは、2017年3月31日付で終了した。

2017年3月31日現在、4,884.3兆ルピア相当の資産につき申告がなされ、政府はこのスキームの下で、135.7兆ルピアの罰金を回収した。このプログラムの下で申告された資産のうち、75.8%が国内に所在し、21.2%が国外に所在し、3.0%が本国に送金されたものであった（その大部分は、シンガポールから送金されたものであった。）。2017年3月31日現在で回収済みのほぼ全ての罰金に相当する114.5兆ルピアは、「特赦代償」金、すなわち特赦の代償に政府に支払われるべき手数料となる。

政府は、租税特赦プログラムの成功が、インドネシアにおける税務コンプライアンスの向上につながることを期待している。年次納税申告書の提出義務を負う納税者による当該年次納税申告書の提出率は、過去数年間にわたる登録納税者数の増加とともに上昇傾向にある。年次納税申告書の提出率については、2014年が59.1%、2015年が60.4%、2016年が60.8%、2017年が72.6%、2018年が71.1%、および2019年が73.06%であった。

税制改革

現在、共和国財務省は、税制改革チーム（*Tim Reformasi Perpajakan*）および税関改革強化チーム（*Tim Penguatan Reformasi Kepabeanan dan Cukai*）を編成しており、これらのチームの主な柱は、以下のとおりである。

1. 規制
2. 事業プロセスおよびIT
3. 人的資源および組織

これらの3つの柱に基づき、以下の法改正を含む税制改革が現在計画されている。

1. 税制の一般規定およびガイドラインに関する法律の改正（*Undang-undang Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan*）
2. 所得税法の改正（*Undang-undang Pajak Penghasilan*）

(b) 主な政府関係機関

該当事項なし

(c) 政府の歳入および歳出

政府の財政

下表は、表示期間における政府の歳入および歳出に関する情報を示したものである。

政府の歳入

下表は、表示期間における分類ごとの政府の歳入を示したものである。

政府の歳入

12月31日終了年度								2020年	2020年
2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^P	2019年 ^B		当初予算 ^B	修正予算 ^B
(単位：兆ルピア)									

国内歳入：

税収入：									
国内税									
所得税：									
石油およびガス	87.4	49.7	36.1	50.3	64.7	59.1	66.2	57.4	43.7
石油およびガス以外	458.7	552.6	630.1	596.5	685.3	711.2	828.3	872.5	659.6
所得税合計	546.2	602.3	666.2	646.8	750.0	770.3	894.5	929.9	703.3
付加価値税（VAT）	409.2	423.7	412.2	480.7	537.3	533.0	655.4	685.9	529.7
土地および建物税	23.5	29.3	19.4	16.8	19.4	21.2	19.1	18.9	13.4
消費税	118.1	144.6	143.5	153.2	159.6	172.3	165.5	180.5	172.9
その他税金	6.3	5.6	8.1	6.7	6.6	7.7	8.6	7.9	7.7
国内税合計	1,103.2	1,205.5	1,249.5	1,304.3	1,472.9	1,504.4	1,743.1	1,823.1	1,427.0
国際貿易税：									
輸入税	32.3	31.2	32.5	35.1	39.1	37.5	38.9	40.0	33.9
輸出税	11.3	3.7	3.0	4.1	6.8	3.5	4.4	2.6	1.8
国際貿易税合計	43.6	34.9	35.5	39.2	45.9	41.0	43.3	42.6	35.6
税収合計	1,146.9	1,240.4	1,285.0	1,343.5	1,518.8	1,545.3	1,786.4	1,865.7	1,462.6
非税収：									
天然資源：									
石油	139.2	48.0	31.4	58.2	101.5	90.1	118.6	96.8	40.4
ガス	77.7	30.2	12.6	23.6	41.3	30.3	41.2	30.5	12.9
石油およびガス合計	216.9	78.2	44.1	81.8	142.8	120.4	159.8	127.3	53.3
一般鉱業	19.3	17.7	15.8	23.8	30.3	26.2	25.0	26.2	22.1
林業	3.7	4.2	3.8	4.1	4.8	5.0	4.5	4.7	4.4
漁業	0.2	0.1	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.9	0.9
地熱	0.8	0.9	0.9	0.9	2.3	1.9	0.9	1.2	1.5
石油およびガス以外合計	24.0	22.8	20.8	29.3	37.8	33.6	31.0	33.0	28.9
天然資源合計	240.8	101.0	64.9	111.1	180.6	154.1	190.8	160.4	82.2
SOEsからの利益移転	40.3	37.6	37.1	43.9	45.1	80.7	45.6	49.0	65.0
その他非税収	87.7	81.7	118.0	108.8	128.6	122.1	94.1	100.9	94.7
公共サービス機関（BLU）									
収入 ⁽¹⁾	29.7	35.3	41.9	47.3	55.1	48.1	47.9	56.7	55.8
非税収合計	398.6	255.6	262.0	311.2	409.3	405.0	378.3	367.0	297.8
国内歳入合計	1,545.5	1,496.0	1,546.9	1,654.7	1,928.1	1,950.4	2,164.7	2,232.7	1,760.4
助成金	5.0	12.0	9.0	11.6	15.6	6.8	0.4	0.5	0.5
歳入および助成金合計	1,550.5	1,508.0	1,555.9	1,666.4	1,943.7	1,957.2	2,165.1	2,233.2	1,760.9

出所：財務省

L：LKPP（中央政府財務報告書/監査済み）

P：暫定値

B：予算

- (1) インドネシア銀行の資本比率要件を超える金額を示すインドネシア銀行の利益に対する政府の割合を含み、当該超過額はインドネシア銀行に対する中央政府の一定の負債の返済に充当されるため中央政府に移転される。

政府の歳入の財源

政府は、税金および税金以外の両財源から歳入を得ている。税収の主な税源は、所得税、VAT、関税および消費税である。非税収の主な財源は、天然資源の販売、SOEからの利益の振替およびその他の非税収である。

過去、石油およびガスは政府の所得税および非税収の最大規模かつ単一の財源であったが、近年はこれに変更が生じている。2014年、石油およびガスからの所得税ならびに石油およびガスの販売から生じた歳入は、それぞれ、所得税収合計および非税収合計の16.0%および54.4%を構成した。2018年、これらの比率は、主に原油価格の低下ならびに石油およびガス生産量の減少により、それぞれ8.6%および34.9%に低下した。

インドネシアの所得税は法人所得税および個人所得税から構成される。一般的に、25%の均一法人所得税が、課税対象の営業利益に適用される。一定の条件を満たす上場会社は、標準税率から5パーセントポイントを引いた20%の実効税率が課される。年間総売上高が50十億ルピアまでの法人納税者である小企業には、実行税率が12.5%となるよう標準税率から50%の割引が適用され、かかる実効税率は4.8十億ルピアを上限に総売上高の一部の課税所得に比例的に課される。4.8十億ルピアの総売上高を有する一定の企業は収入に対して1%の最終課税が課される。2020年3月31日、政府は、コロナウイルスの感染拡大を受けて法人所得税率を22%に引き下げた。

個人所得税率は、500百万ルピア超の年間課税所得については30%、250百万ルピア超から500百万ルピアまでの年間課税所得については25%、50百万ルピア超から250百万ルピアまでの年間課税所得については15%、0ルピアから50百万ルピアまでの年間課税所得については5%の税率を上限として設定されている。

VATは通常、インドネシアの関税徴収地域内での付加価値商品の譲渡または付加価値サービスの提供を含む事象について10%の税率で課される。VATの免税措置は、特に戦略的商品（機械設備の形による、または特に国家の特定の目標の達成を支援する一定の資本財等）に指定されている付加価値商品の出荷および/または輸入に適用される。付加価値商品および一定のサービスの輸出に対するVAT率は0%である。

関税は輸入税および輸出税から構成される。輸入税は、商品の輸入に適用され、原価、保険料および運賃（またはCIFという。）の水準によって0%から150%の税率で支払われる。特定の商品の輸出は、製品の種類に基づく一定の輸出関税の対象となり、関税課税価格（従価税）の一定の割合または具体的には特定の通貨の関税率/量に基づき計算される。消費税は、通常、社会または環境に潜在的に与えるマイナスの影響により、その配布および消費の管理が必要な一定の商品に課される（エチルアルコールおよびその濃縮物、アルコール飲料ならびにタバコ製品など）。

上記の税金以外では、製造された一定の課税対象商品の出荷または輸入は、奢侈税の対象となる可能性がある。奢侈税は、法律により200%まで引き上げることができる。これらの税率は現在10%から125%のレンジにある。さらに、PBBと呼ばれる財産税は、免除されている場合を除き、全ての土地および/または建物に課される。一定の文書は名目印紙税の対象となり、6,000ルピアまたは3,000ルピアのいずれかの固定金額が支払われる。

政府の歳入は、2014年では1,550.5兆ルピアに増加したが、これは主として税収および非税収の双方が増加したことによるものであった。税収合計は、2014年では1,146.9兆ルピアに増加したが、これは所得税、VATおよび消費税の増収によるものであった。所得税は、2014年では546.2兆ルピアに増加したが、これは主として石油およびガス以外の所得税の増加によるものであった。VATは、2014年では409.2兆ルピアに増加したが、これは主として安定的なインフレを伴う経済成長による増加によるものであった。

消費税は、2014年では118.1兆ルピアに増加したが、これは主としてタバコ製造の増加によるものであった。非税収合計は、2014年では398.6兆ルピアに増加したが、これは主として石油およびガスの販売から生じた収益が216.9兆ルピアまで増加したことによるものであった。SOEsからの利益移転およびその他非税収は、それぞれ、40.3兆ルピアおよび87.7兆ルピアに増加した。

政府の歳入は、2014年の1,550.5兆ルピアに対し、2015年では2.7%減少し1,508.0兆ルピアとなり、これは主として非税収が減少したことによるものだが、その一部は税収の増加により相殺された。非税収合計は、2014年の398.6兆ルピアに対し、35.9%減少し255.6兆ルピアとなったが、これは主として石油およびガスの販売から生じた収益が、2014年の216.9兆ルピアに対し、2015年では63.9%減少し78.2兆ルピアとなったことによるものであり、これは主として原油価格の下落および石油生産量の減少によるものであった。税収合計は、2014年の1,146.9兆ルピアに対し、2015年では8.2%増加し1,240.4兆ルピアとなったが、これは主として所得税、VATおよび消費税の増収によるものであった。所得税は、2014年の546.2兆ルピアに対し、2015年では10.3%増加し602.3兆ルピアとなったが、これは主として石油およびガス以外の所得税の増加によるものであった。VATは、2014年の409.2兆ルピアに対し、2015年では3.5%増加し423.7兆ルピアとなったが、これは主として国内輸入品が増加したことによるものであった。消費税は、2014年の118.1兆ルピアに対し、2015年では22.4%増加し144.6兆ルピアとなったが、これは主としてタバコの消費関税の増加によるものであった。

政府の歳入は、2015年の1,508.0兆ルピアに対し、2016年では3.2%増加し1,555.9兆ルピアとなったが、これは主として税収の増加によるものであった。税収合計は、2015年の1,240.4兆ルピアに対し、2016年では3.6%増加し1,285.0兆ルピアとなったが、これは主として所得税の増収によるもので、主として石油およびガス以外の所得税の増加に起因して2015年の602.3兆ルピアから10.6%増加し666.2兆ルピアとなった所得税の増収によるものであった。これは、VATならびに土地および建物税が、低調な経済成長に起因してそれぞれ2.7%および33.8%減となったことにより一部相殺された。非税収合計は、2015年の255.6兆ルピアに対し、2016年では2.5%増加し262.0兆ルピアとなった。その他非税収は、2015年の

81.7兆ルピアに対し、2016年では44.4%増加し118.0兆ルピアとなったが、これは主として印紙税の対象となる経済取引が減ったことによるものであった。これは、石油およびガスの販売から生じる収入が、原油価格の下落および石油生産の減少により、2015年の78.2兆ルピアに対し、2016年では43.6%減少し44.1兆ルピアまでさらに減少したことにより、相殺された。

政府の歳入は、2016年の1,555.9兆ルピアに対し、2017年では7.1%増加し1,666.0兆ルピアとなったが、これは主として税収の増加によるものであった。税収合計は、2016年の1,285.0兆ルピアに対し、2017年では4.6%増加し1,343.6兆ルピアとなったが、これは主としてVATの上昇によるものであり、主として家計消費の増加を主因として2016年の412.2兆ルピアから2017年では16.6%増加し480.7兆ルピアまで増加したVATの上昇によるものであった。これは、石油およびガス以外の税収が2016年の630.1兆ルピアに対し、2017年では5.3%減少し596.6兆ルピアとなったことにより一部相殺されたが、これは主として石油およびガス以外の所得税の減少によるものであった。非税収合計は、2016年の262.0兆ルピアに対し、2017年では18.8%増加し311.2兆ルピアであった。これは主として石油およびガスの増収によるもので、主として原油価格の上昇により、2016年の44.1兆ルピアに対し、2017年では85.5%増加し81.8兆ルピアであった。天然資源収益合計は、2016年の64.9兆ルピアに対し、2017年では71.2%増加し111.1兆ルピアとなったが、これは主として原油価格の上昇および石炭等の商品に対する需要の増加によるものであった。

政府の歳入は2017年の1,666.4兆ルピアに対し、2018年では16.6%増加し1,943.7兆ルピアとなったが、これは主として税収の増加によるものであった。税収合計は、2017年の1,343.5兆ルピアに対し、2018年では13.0%増加し1,518.8兆ルピアとなったが、これは主として石油およびガス以外の所得税およびVATの増加によるものであった。非税収合計は、2017年の311.2兆ルピアに対し、2018年では31.5%増加し409.3兆ルピアとなった。これは主として各省庁からのその他の非税収の増加によるものであった。天然資源収入合計は、2017年の111.1兆ルピアに対し、2018年では62.6%増加し180.6兆ルピアとなったが、これは主として粗パーム油の価格上昇およびルピアの為替レートの低下によるものであった。

政府の歳入は2018年の1,943.7兆ルピアに対し、2019年では0.7%増加し1,957.2兆ルピアとなったが、これは主として税収の増加によるものであった。税収合計は、2018年の1,518.8兆ルピアに対し、2019年では1.7%増加し1,545.3兆ルピアとなった。これは主として所得税の税収および消費税の増加によるものであった。天然資源収入合計は、2018年の180.6兆ルピアに対し、2019年では14.7%減少し154.1兆ルピアとなったが、これは主として採油量の減少によるものであった。

税収入ならびに石油、ガスおよび一般的な採鉱からの非税収をGDPで割って計算される税率は、2014年は13.7%、2015年は11.6%、2016年は10.8%、2017年は10.7%および2018年は11.4%であった。2019年の暫定税率は10.6%であり、2020年度予算の税率は11.6%である。

政府の歳出

下表は、記載される期間についての政府の歳出を示したものである。

政府の歳出

	12月31日終了年度								
	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^P	2019年 ^B	2020年 当初予算 ^B	2020年 修正予算 ^B
	(単位：兆ルピア)								
中央政府歳出：									
人件費	243.7	281.1	305.1	312.7	346.9	375.9	381.6	416.2	N/A
物品およびサービス費用	176.6	233.3	259.6	291.5	347.5	334.0	345.2	337.2	N/A
資本支出	147.3	215.4	169.5	208.7	184.1	119.5	189.3	209.4	
支払利息：									
国内負債	118.8	141.9	167.8	200.0	238.4	253.9	255.9	273.8	N/A
外国負債	14.6	14.1	15.0	16.6	19.5	21.6	20.0	21.4	N/A
支払利息合計	133.4	156.0	182.8	216.6	258.0	275.5	275.9	295.2	N/A
補助金：									
エネルギー補助金	341.8	119.1	106.8	97.6	153.5	136.9	160.0	125.3	N/A
エネルギー以外補助金	50.2	66.9	67.4	68.8	63.4	84.2	64.3	62.3	N/A

補助金合計	392.0	186.0	174.2	166.4	216.9	201.8	224.3	187.6	N/A
補助金支出	0.9	4.3	7.1	5.4	1.5	6.5	1.9	2.2	N/A
社会支援 (1)	97.9	97.2	49.6	55.3	84.3	113.1	102.1	107.7	N/A
その他支出	11.7	10.1	6.0	8.8	16.2	11.3	114.0	128.0	N/A
中央政府歳出合計	1,203.6	1,183.3	1,154.0	1,262.1	1,455.3	1,499.0	1,634.3	1,683.5	1,851.1
地方・農村への移転資金									
地方への移転									
均衡資金：									
一般移転資金：									
収益共有資金	103.9	78.1	90.5	88.2	93.7	104.0	106.4	117.6	89.8
一般割当資金	341.2	352.9	385.4	398.6	401.5	421.0	417.9	427.1	384.4
一般移転資金合計	445.2	430.9	475.9	486.8	495.2	525.0	524.2	544.7	474.2
特別割当資金：									
保健・医療特別割当資金	31.9	54.9	75.2	62.1	58.1	64.3	69.3	72.2	54.2
保健・医療特別割当資金以外 ⁽²⁾	78.7	97.2	88.8	105.6	115.3	120.4	131.0	130.3	128.8
特別割当資金合計	110.6	152.1	163.9	167.7	173.4	184.7	200.4	202.5	183.0
均衡資金合計	555.7	583.0	639.8	654.5	668.6	709.6	724.6	747.2	657.2
地方誘因資金 ⁽³⁾	1.4	1.7	5.0	7.5	8.2	9.7	10.0	15.0	13.5
特別自治体資金 ⁽⁴⁾	16.1	17.1	18.3	19.4	20.1	20.1	21.0	21.4	19.6
ジャカルタ特別地区の特別資金 ⁽⁵⁾	0.4	0.5	0.5	0.8	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3
地方への移転合計	573.7	602.4	663.6	682.2	697.9	741.5	756.8	784.9	691.5
農村資金 ⁽⁶⁾	-	20.8	46.7	59.8	59.9	69.8	70.0	72.0	71.2
地方・農村への移転資金合計	573.7	623.1	710.3	742.0	757.8	811.3	826.8	856.9	762.7
誤差 (Suspend) ⁽⁷⁾	(0.1)	0.1	-	-	-	-	-	-	-
政府歳出合計	1,777.2	1,806.5	1,864.3	2,007.4	2,213.1	2,310.2	2,461.1	2,540.4	2,613.8

出所：財務省

L：LKPP（中央政府財務報告書/監査済み）

P：暫定値

B：予算

N/A：入手不可

(1) 省/政府機関支出からの特別支援および災害救済のための特別支援で構成される。

(2) 地方誘因資金を除き、2016財務年度前は「その他」に含まれていた。

(3) 2016財務年度前は「その他」に含まれていた。

(4) パプアおよび西パプア地域の特別自治体資金および追加特別インフラ自治体資金で構成される。

(5) 2013財務年度から、政府はその他歳出においてジャカルタ地域のための特別資金を割り当てている。2014財務年度には、この資金は、地方への移転の一部として特定の自治体および調整資金に割り当てられた。

(6) 2015財務年度以降、政府は2014年法律第6号に基づいて資金を地方財源に分配している。

(7) 財務省が算定した実歳出は各省庁が算定した数値と異なり、かかる差異は当該財務年度終了後に当該年度の合計から控除されまたは加算されている。「誤差 (Suspend)」は当年は報告されていない。

歳出合計は、主として()中央政府の歳出および()地方・農村への移転資金という2つの要素から成る。中央政府の歳出は、主として人件費、物品およびサービス費用、資本支出、支払利息ならびに社会的支出に加え、エネルギー補助金から成る。農村移転は、主として地方・農村レベルに対する一般資金および特別資金の歳出から成る。

歳出合計は、2014年では1,777.2兆ルピアに増加した。中央政府の歳出合計は、2014年では1,203.6兆ルピアに増加したが、これは主として人件費、物品およびサービス費用、支払利息ならびにエネルギー補助金の支出の増加によるものだが、これらの増加は、機械機器のための資本支出が減少したこと

因して資本支出が減少したことにより、一部相殺された。地方・農村への移転資金合計は、2014年では573.7兆ルピアに増加したが、これは主として一般移転資金合計が上昇したことによるものであった。

政府の歳出合計は、2014年の1,777.2兆ルピアに対し、2015年では1.6%増加し1,806.5兆ルピアであった。中央政府の歳出合計は、2014年の1,203.6兆ルピアに対し、2015年では1.7%減少し1,183.3兆ルピアとなったが、これは主として、国際的な原油価格の下落に対する反応として、政府によるガソリンおよび自動車ディーゼル燃料の価格政策の変更の範囲の適用に起因して、エネルギー補助金を65.2%削減したことによるものであった。これは、人件費、物品およびサービス費用、資本支出および支払利息の支出の上昇により一部相殺された。地方・農村への移転資金の合計は、2014年の573.7兆ルピアに対し、2015年では8.6%増加し623.1兆ルピアとなったが、これは主として特別割当資金合計および農村資金の上昇によるもので、共有資金の減収により一部相殺された。

政府の歳出合計は、2015年の1,806.5兆ルピアに対し、2016年では3.2%増加し1,864.3兆ルピアとなった。中央政府の歳出合計は、2015年の1,183.3兆ルピアに対し、2016年では2.8%減少し1,150.7兆ルピアとなったが、これは主として資本支出および社会支援の支出の削減によるもので、それらは22.7%および49.0%の減少であった。これは、人件費、物品およびサービス費用ならびに支払利息の支出の上昇により一部相殺された。

地方・農村への移転資金の合計は、2015年の623.1兆ルピアに対し、2016年では14.0%増加し710.3兆ルピアとなったが、これは主として一般移転資金合計、保健・医療特別割当資金および農村資金の上昇によるものであった。

政府の歳出合計は、2016年の1,864.3兆ルピアに対し、2017年では7.7%増加し2,007.4兆ルピアとなった。中央政府の歳出合計は、2016年の1,154.0兆ルピアに対し、2017年では9.7%増加し1,265.4兆ルピアとなったが、これは主として物品およびサービス費用の支出の上昇、各省庁により継続的に施行された政府プログラムによる資本支出の上昇、ならびにルピアの対米ドル為替レート下落（支払利息に影響を及ぼす。）等のマクロ経済要因によるものであった。支払利息合計は、2016年の182.8兆ルピアに対し、2017年では18.5%増加し216.6兆ルピアとなった。地方・農村への移転資金合計は、2016年の710.3兆ルピアに対し、2017年では4.5%増加し742.0兆ルピアとなったが、これは主として地方誘因資金、均衡資金および農村資金の上昇によるものであった。

政府の歳出合計は、2017年の2,004.1兆ルピアに対し、2018年では9.9%増加し2,213.1兆ルピアとなった。中央政府の歳出合計は、2017年の1,262.1兆ルピアに対し、2018年では14.4%増加し1,455.3兆ルピアとなったが、これは主として燃料補助金および支払利息の増加によるものであった。燃料補助金の増加は、主にディーゼル補助金の1リットル当たり500.0ルピアから1リットル当たり2,000.0ルピアへの調整および過年度の繰延エネルギー補助金の支払によるものであった。支払利息の増加は、主にルピアの下落によるものであった。地方・農村への移転資金合計は、2017年の682.2兆ルピアに対し、2018年では2.3%増加し697.9兆ルピアとなったが、これは主として特定の資金割当の増加によるものであった。

政府の歳出合計は、2018年の2,213.1兆ルピアに対し、2019年では4.4%増加し2,310.2兆ルピアとなった。中央政府の歳出合計は、2018年の1,455.3兆ルピアに対し、2019年では3.0%増加し1,499.0兆ルピアとなったが、これは主として主に社会支援プログラムの実施による人件費および社会支援費用の増加によるものであった。地方・農村資金への移転合計は、2018年の757.8兆ルピアに対し、2019年では7.1%増加し811.3兆ルピアとなったが、これは主として一般移転資金の増加によるものであった。

燃料価格および補助金

一定の種類の燃料の基準価格および小売価格は、燃料購入コスト、配送コスト、保管コストおよび利幅を考慮してエネルギー・鉱物資源大臣を通じて政府により決定される。燃料のための政府の補助金は、2015年度に解消されたものの、灯油およびガス油は、引き続き政府により助成される。歴史的に、補助金による支出は、インドネシア国家予算の大部分を占めていた。しかしながら、近年政府は、規制を通じた補助金付燃料消費量の抑制、監督および配送管理の強化により、補助金付燃料価格の引上げおよびエネルギーに係る補助金の引下げ策を実施してきた。過去においては、燃料引上げの発表は、インドネシア全土の主要都市における抗議につながっている。

世界経済および国内経済に対する最近の課題により、国内の競争力を高めることにさらに重点を置くこととなった。政府は、低所得者層に対する直接補助金の交付および予算の大部分のインフラ整備への割当てのためにより焦点を絞った補助金体制を追求している。燃料補助金の調整に次いで、政府は低所得者層のための条件付現金移転プログラムを実施した。「スマート・カード」が保健・医療サービスの改善、施設の改善、教育支援およびその他の社会支援を提供するために導入された。

燃料補助金の引下げによる節減分は、より生産的な政府支出に割り当てられた。例えば、2015年度および2016年度におけるエネルギー補助金の平均支出額は112.9兆ルピアであったが、一方で2017年度にお

けるエネルギー補助金の平均支出額は97.6兆ルピアに減少した。しかしながら、2018年度におけるエネルギー補助金の平均支出額は153.2兆ルピアに、また、2019年度におけるエネルギー補助金の平均支出額は136.8兆ルピアに増加した。2015年度および2016年度におけるインフラのための平均支出額は262.6兆ルピアであったが、一方で2017年度におけるインフラのための平均支出額は376.1兆ルピアに、2018年度における平均支出額は388.7兆ルピアに、また、2019年度における平均支出額は415兆ルピアに増加した。

下表は、表示期間における補助金額を示したものである。

	12月31日終了年度							
	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^B	2019年 ^P	2020年 ^B
	(単位：兆ルピア)							
補助金：								
エネルギー補助金	341.8	119.1	106.8	97.6	153.5	160.0	136.9	125.3
エネルギー以外補助金	50.2	66.9	67.4	68.8	63.4	64.3	65.0	62.3
補助金合計	392.0	186.0	174.2	166.4	216.9	224.3	201.8	187.6

出所：財務省

L：LKPP（中央政府財務報告書/監査済み）

P：暫定値

B：当初予算

使途別中央政府支出の割合

下表は、記載される期間についての政府の開発支出の割当を使途別に割合で示したものである。

使途別政府開発支出の割合

	12月31日終了年度						
	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^C	2020年 ^B
	(%)						
一般公共サービス	66.3	52.8	24.0	24.3	25.8	28.9	28.2
防衛	7.2	9.0	8.6	9.3	7.3	7.0	7.8
公安	2.9	4.5	9.9	10.7	9.8	9.2	9.7
経済関連	8.1	15.0	25.2	24.3	26.3	25.2	24.1
環境保全	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.1
住宅・地域関連設備	2.2	1.4	2.4	2.2	2.2	1.4	1.8
保健・医療	0.9	2.0	5.2	4.5	4.3	3.9	3.6
観光事業および文化	0.1	0.3	0.4	0.5	0.7	0.3	0.3
宗教	0.3	0.4	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6
教育	10.2	12.1	11.0	10.9	10.0	9.8	9.3
社会保障	1.1	1.8	11.7	11.8	11.9	12.8	13.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：財務省

L：LKPP（中央政府財務報告書/監査済み）

C：政府の歳出には、2019年度予算の推定値が含まれる。

B：当初予算

(d) 全ての特別会計および主な政府関係機関の歳入および歳出

該当事項なし

(e) 減債基金制度の概要

該当事項なし

(6) 【公債】

(a) 最近における公債発行の概要

対GDP比率における公債の減少は、一貫して政府の主要な財務政策目標とされてきた。この目的を達成するため、政府の政策は、公債管理の強化、公債の満期の長期化および均衡化、ならびに持続可能な水準での公債の増加に注力してきた。

2019年12月31日現在、中央政府の公債総額は343.8十億米ドルであり、その16.0%は貸付、84.0%は有価証券（国内および外国発行の債券ならびにスークを含む。）であった。

債務対歳入比率

	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^P
(単位：十億ルピア)						
歳入および政府助成金	1,550,490.8	1,508,020.4	1,555,934.2	1,666,375.9	1,943,674.9	1,957,162.9
負債	255,732.4	380,916.1	403,009.3	429,076.6	372,028.9	435,370.2
対歳入負債	16.49%	25.26%	25.90%	25.75%	19.14%	22.24%

出所：財務省

L：LKPP（中央政府財務報告書/監査済み）

P：暫定値

債務対GDP比率

下表は、表示日現在の中央政府の債務対GDP比率および債務返済対GDP比率を示す。2003年国家財政法第17号に基づき、共和国の債務対GDP比率は60.0%未満に維持されなければならない。

債務対GDP比率

	12月31日現在					
	2014年 ^L	2015年 ^L	2016年 ^L	2017年 ^L	2018年 ^L	2019年 ^P
(％（別途記載された場合を除く。）)						
債務対GDP比率	24.7	27.5	28.4	29.4	29.8	29.8
債務返済対GDP比率	3.5	3.3	4.1	4.2	5.1	5.2
中央政府公債合計（十億米ドル） ⁽¹⁾	209.7	229.4	261.6	294.9	308.4	344.2
- ローン比率	26.0	23.9	21.0	18.7	18.1	16.0
- 債券比率	74.0	76.1	79.1	81.3	81.9	84.0

出所：財務省、インドネシア銀行

L：監査済み

P：暫定値

(1) 外貨債務残高は、表記載の各期間におけるBI仲値を用いて米ドルに換算された。

(b) 公債の残高

中央政府債務残高

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P	2020年 ^P	
							3月	
単位：兆ルピア							名目	
中央政府債務	2,608.78	3,165.13	3,515.46	3,994.80	4,466.20	4,784.66	5,192.56	100.0%
a. 借入金	677.56	755.12	734.85	746.17	810.20	769.86	899.83	17.3%
1). 国外借入金	674.33	751.04	729.71	740.39	803.07	760.30	889.60	17.1%
二国間 ⁽¹⁾	334.62	340.63	315.07	314.46	334.62	297.75	352.74	6.8%
多国間 ⁽²⁾	292.33	360.04	368.92	381.65	425.00	423.54	490.67	9.4%
商業 ⁽³⁾	47.15	50.20	45.61	43.12	43.45	39.01	46.19	0.9%
資金供給者 ⁽³⁾	0.24	0.17	0.10	1.17	-	-	-	-
2). 国内借入金	3.22	4.08	5.13	5.78	7.13	9.55	10.23	0.2%
b. 有価証券	1,931.22	2,410.01	2,780.61	3,248.63	3,656.00	4,014.80	4,292.73	82.7%
外貨建て ⁽⁴⁾	456.62	658.92	766.58	907.53	1,054.37	1,053.52	1,255.77	24.2%
自国通貨建て	1,474.60	1,751.09	2,014.03	2,341.10	2,601.63	2,961.29	3,036.96	58.5%
単位：十億米ドル								
中央政府債務	209.71	229.44	261.64	294.86	308.42	344.20	317.26	100.0%
a. 借入金	54.47	54.74	54.69	55.08	55.95	55.38	54.98	17.3%
1). 国外借入金	54.21	54.44	54.31	54.65	55.46	54.69	54.35	17.1%
二国間 ⁽¹⁾	26.90	24.69	23.45	23.21	23.11	21.42	21.55	6.8%
多国間 ⁽²⁾	23.50	26.10	27.46	28.17	29.35	30.47	29.98	9.4%
商業 ⁽³⁾	3.79	3.64	3.39	3.18	3.00	2.81	2.82	0.9%
資金供給者 ⁽³⁾	0.02	0.01	0.01	0.09	-	-	-	-
2). 国内借入金	0.26	0.30	0.38	0.43	0.49	0.69	0.62	0.2%
b. 有価証券	155.24	174.70	206.95	239.79	252.47	288.81	262.28	82.7%
外貨建て ⁽⁴⁾	36.71	47.76	57.05	66.99	72.81	75.79	76.73	24.2%
自国通貨建て	118.54	126.94	149.90	172.80	179.66	213.03	185.55	58.5%
為替レート（1米ドル当 たりのルピア）	12,440	13,795	13,436	13,548	14,481	13,901	16,367	

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 準商業を含む。
- (2) 一部の準譲許を含む。
- (3) 全ての商業を含む。
- (4) 国内外貨建て証券を含む。
- (5) 2019年の事前積立取引は、2018年外貨建て証券の追加的債務となる。

全ての中央政府債務（国内外いずれも）は、政府により保証されている。SOEに対する明示的な政府保証から生じる偶発債務は、主にインフラ・プロジェクトに関連している。2008年から2019年の間に政府によって提供された保証の合計額は、累計で35.7十億米ドル（GDPの3％）であった。政府保証プログラムの導入以降、保証履行の請求が現実に行われたことはない。政府は、2018年から2021年については、保証の上限額をGDPの6％に設定しているが、財務省は、需要が見込まれる場合は保証の上限額を引き上げることができる。共和国の保証については、下記「政府保証による偶発債務」を参照のこと。

共和国の公的対外債務

共和国の公的対外債務は、中央政府債務（公募国内債務を除く。）およびインドネシア国外の債権者に対するインドネシア銀行の債務である。これらの債務に係る下記の考察において、インドネシア銀行の対外債務は共和国の対外債務の一部として扱われている。しかし、共和国の通貨政策の策定および実施の役割を持つインドネシア銀行により発行されたSBIは、共和国の債務とはみなされていない。したがって、SBIは、本書における政府の債務の記述には反映されていない。上記「（4）通貨・金融制度 -

(c)中央銀行の貸借対照表 - インドネシア銀行」を参照のこと。本項目における共和国の債務についての記述は、本書の他の項目における「政府債務」に関する記述とは異なっており、本項目においてはインドネシア銀行の債務が除外され中央政府債務（その返済について中央政府歳入に依拠するもの。）のみが含まれる。上記「(5)財政 - (c)政府の歳入および歳出 - 政府の財政」を参照のこと。

下表は、表示日現在の共和国の公的対外債務残高を借入先別にまとめたものである。

借入先別共和国の公的対外債務残高⁽¹⁾

	12月31日現在						3月31日現在
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P	2020年 ^P
(単位：十億米ドル)							
譲許的融資：							
多国間融資機関	23.5	26.1	27.5	28.2	29.3	30.5	30.0
二国間融資機関	26.9	24.7	23.5	23.2	23.1	21.4	21.6
準譲許的融資：							
輸出信用機関	0.0	0.0	0.0	0.1	-	-	-
商業 ⁽²⁾	40.5	51.4	60.4	70.2	75.8	78.6	79.5
合計	90.9	102.2	111.4	121.6	128.3	130.5	131.1
共和国の公的対外債務合計（当該期間におけるGDPの比率） ⁽³⁾	10.7%	12.4%	12.1%	11.8%	12.5%	11.5%	13.3%

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 外貨による対外債務残高は、各表示日における適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。
- (2) 国際資本市場で発行された有価証券（債券およびスクーク）ならびに商業銀行からの借入を含む。
- (3) GDPの比率の算定において、米ドルのGDPは各表示日における適用あるBI仲値によりルピアから米ドルに換算されている。

インドネシア銀行の対外債務

インドネシアの法に基づき、インドネシア銀行は、国際収支のニーズを満たし、また適切な外貨準備高を維持するため、対外債務を負うことができる。

下表は、表示日におけるインドネシア銀行の多国間対外債務および商業対外債務残高を示している。

インドネシア銀行の多国間対外債務および商業対外債務残高⁽¹⁾

	12月31日現在						2月29日現在
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P	2020年 ^P
(単位：百万米ドル)							
多国間	2,868	2,747	2,654	2,814	2,754	2,739	2,713
商業 ⁽²⁾	223	190	167	0	0	0	0
合計	3,092	2,937	2,821	2,814	2,754	2,739	2,713

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) 外貨による対外債務残高は、各表示日における適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。
- (2) 国際資本市場で発行された債券および商業銀行による借入を含むが、非居住者が保有するSBI、貨幣負債および預金ならびにその他の負債は含まれない。

下表は、表示年度におけるインドネシア銀行の対外債務返済要件を示している。

インドネシア銀行の対外債務返済要件

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2015年	32.6	2.9	35.5
2016年	48.3	4.2	52.5
2017年	144.9	13.4	158.3
2018年	0.0	11.1	11.1
2019年	0.0	22.5	22.5
2020年 ^{*(1)}	0.0	18.5	18.5

出所：インドネシア銀行

* 2020年2月29日付の対外債務残高に基づき推定された。

(1) 外貨による対外債務残高は、2020年2月29日現在の適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。

外貨準備金を強化し、国際収支を下支えするために、共和国は、ASEANとのスワップ取引を実行するとともに、他国との二国間スワップ取引も実行している。

国有企業の対外債務

下表は、表示日におけるSOEの直接対外債務残高を示している。

国有企業の直接対外債務残高⁽¹⁾

	12月31日終了年度						2月29日現在
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P	2020年 ^P
(単位：百万米ドル)							
金融機関：							
銀行	4,082	5,103	5,235	4,724	6,924	7,569	8,099
ノンバンク	1,583	2,816	3,497	4,016	3,865	3,936	3,935
金融機関合計	5,665	7,919	8,731	8,740	10,789	11,506	12,035
ノンバンク金融機関合計	25,034	24,704	22,888	24,505	34,709	41,529	43,372
合計	30,699	32,623	31,619	33,245	45,499	53,035	55,407

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

(1) 外貨による直接対外債務残高は、各表示日における適用あるBI仲値により米ドルに換算されている。

国のインフラ・プロジェクトに関連する一定の対外債務に対する共和国の保証については、下記「政府保証による偶発債務」を参照のこと。

公的対外債務の借入先

共和国の公的対外債務の借入先は、多国間債権者および二国間債権者からの譲許的融資、輸出信用機関および商業債権者（国際的債権者を含む。）からの準譲許的融資である。

世界銀行およびアジア開発銀行は、共和国にとって重要な資金調達源となっており、共和国は近年、国際協力銀行から潤沢な融資予約を確保している。

2014年、共和国は、世界銀行から773.84百万米ドル、フランス開発庁（Agence Française de Développement）から100百万米ドル、アジア開発銀行から400百万米ドルおよびドイツ復興金融公庫銀行

グループ（KfW Bankengruppe）から200百万米ドルのプログラム・ローンを引き出した。2015年、共和国は、世界銀行から2.1十億米ドル、アジア開発銀行から1.4十億米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから245百万米ドルおよびフランス開発庁から100百万米ドルのプログラム・ローンを引き出した。また、共和国は、2015年に、世界銀行が提供する偶発融資2十億米ドルおよびアジア開発銀行からの500百万米ドルの偶発融資を活用した。2016年、共和国は世界銀行から1.1十億米ドル、アジア開発銀行から1十億米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから440百万米ドルおよびフランス開発庁から110百万米ドルのプログラム・ローンを引き出した。2017年、共和国は、世界銀行から647百万米ドル、アジア開発銀行から400百万米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから200百万ユーロおよびフランス開発庁から250百万ユーロのプログラム・ローンを引き出した。2018年、共和国は、世界銀行から679.8百万米ドル、アジア開発銀行から1.4十億米ドル、ASEANインフラ基金から100百万米ドル、ドイツ復興金融公庫銀行グループから900百万ユーロおよびフランス開発庁から300百万ユーロを引き出した。2019年、共和国は、世界銀行から1.1十億米ドル、アジア開発銀行から1.5十億米ドルのプログラム・ローンを引き出した。

2012年以降、政府は、国際資本市場（イスラム金融市場を含む。）にアクセスすることにより、対外資金調達源を拡大してきた。

2019年12月31日付の共和国の対外債務の残高は、130.5十億米ドルである。

下表は、共和国が受領した国際開発援助額の表示日現在の残高を示したものである。

国際開発援助⁽¹⁾⁽²⁾

	12月31日現在					3月31日現在	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年P	2020年P
	(単位：百万米ドル)						
二国間融資	26,898.8	24,692.3	23,450.0	23,210.4	23,107.3	21,419.5	21,551.6
多国間融資：							
IMF	-	-	-	-	-	-	-
世界銀行グループ	14,069.6	16,077.2	17,261.9	17,955.7	18,295.8	18,767.1	18,424.4
アジア開発銀行	8,629.5	9,202.5	9,261.6	9,065.9	9,787.9	10,167.5	9,998.9
イスラム開発銀行	591.1	624.7	735.7	908.8	988.1	1,224.5	1,206.5
北欧投資銀行	21.9	16.7	11.7	11.4	10.2	9.3	8.8
欧州投資銀行	38.5	27.6	22.0	16.1	9.9	3.4	3.4
国際農業開発基金	148.5	150.6	165.0	188.1	183.2	179.4	178.1
アジアインフラ開発銀行	-	-	-	23.8	73.6	117.3	159.3
多数国間投資保証機関	-	-	-	-	-	-	-
多国間融資合計	23,499.2	26,099.3	27,457.9	28,169.9	29,348.7	30,468.4	29,379.3
融資合計	50,398.0	50,791.6	50,907.9	51,380.3	52,456.0	51,887.9	51,530.9

出所：財務省

P：暫定値

(1) 国際開発援助には、国際金融機関または外国政府による譲許的融資（助成金を除く。）が含まれる。

(2) 外貨建ての国際開発援助は、各表示日現在で適用されるBI仲値で米ドルに換算されている。

対外債務の支払実績

インドネシアは、対外債務管理の方針を維持しており、従来より、対外債務をその条項に従って、返済している。

1997年のアジア金融危機を契機として、二国間融資の返済繰延または保証によって、債務国が陥った返済が困難になった状況を解決するための調整を行う18の債権国の非公式な自発的グループであるパリクラブは、インドネシアの為替下落に伴う負担を和らげる重要な役割を担った。

1998年から2000年にかけて、インドネシアは二度にわたりパリクラブを通じて一定の対外債務返済の再編を行った。2002年4月に締結された合意に従い、2002年4月から2003年12月にかけて期限が到来する一定のインドネシアの債権者に支払われるべき、パリクラブを通じた約5.4十億米ドルの元本および利息の債務返済は、延長された。

また、2005年3月10日、パリクラブは、2004年12月に生じた津波の影響を受けた他の国々と同様、インドネシアに対し、津波関連の人道的人道的救援活動に追加の政府資源を支出することを可能にするために、2005年末まで債務返済を繰り延べることができるよう提案した。2005年5月10日、パリクラブ会員18か国およびインドネシアは、正式な開発援助および非公式の開発援助に基づき、期限が到来した元本および利息の支払の一部期限を延長するための覚書を締結した。

上記のように二国間融資の債権者に対するインドネシアの対外債務の支払期限の延長は数多く行われているが、インドネシアは過去20年間に於いて、対外有価証券の元本の償還または利払いについて不履行になったことはなく、また、再編を試みるようなことはしていない。

中央政府の国内公債

下表は、表示日現在の中央政府の国内公債残高を示したものである。

中央政府の国内公債

	12月31日現在						3月31日現在
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ^P	2020年 ^P
公的国内債務合計（兆ルピア）							
(1)	1,477.8	1,755.2	2,019.2	2,346.9	2,608.8	2,970.8	3,047.2

出所：財務省

P：暫定値

(1) 政府ではなくインドネシア銀行の負債であるSBIを除く。上記「(4)通貨・金融制度 - (c)中央銀行の貸借対照表 - インドネシア銀行」を参照のこと。

政府保証による偶発債務

インフラ開発を優先させる政府の政策の一環として、政府は、信用保証および投資保証の形式で、インフラ・プロジェクトに対する投資の奨励を支援してきた。SOEの対外債務は、当該債務が共和国により明示的に保証されていない限り、共和国の直接債務ではない。

2008年以降、政府はこれらの保証について偶発予算を割り当てている。未使用の予算割当は保証準備金に移転せらる。この準備金は、関連する年次予算割当と合わせて、これらの保証から生じる請求のための準備金となる。

2019年12月31日現在、政府は保証準備金口座に4.4兆ルピアを積み立てたが、政府がインフラ・プロジェクトに対して提供した保証は以下を含む。

- ・ 10,000メガワットの総容量を有する石炭発電所および関連する伝送線（ファストトラック プログラム）の建設のためのPT PLNへの貸付に関連するデフォルトリスクの全部保証。当該プログラムに関する保証残高は、24.8兆ルピアである。
- ・ 水供給におけるミレニアム開発目標に関連する地方政府所有の水道会社の債務のためのデフォルトリスクの一部保証。当該プログラムに関する保証残高は、104.9十億ルピアである。
- ・ ファストトラック プログラムに関連した電力購入契約に基づく金融債務を返済するPT PLNの能力に関する、独立系発電事業者に対する事業存続可能性の保証。当該プログラムに関する保証エクスポージャーは、96.1兆ルピアである。
- ・ 政府およびインドネシア・インフラ保証基金の間のPPPプロジェクト（発電所プロジェクト（中部ジャワ州の蒸気発電所）および有料道路プロジェクト（Jakarta Cikampek II Elevated、Cileunyi - Sumedang - Dawunan、Krian - Legundi - Bunder - ManyarおよびSerang - Panimbang、Probolinggo - Banyuwangi、ならびにJakarta Cikampek II Selatan）等）を保証するための共同保証スキーム。当該プログラムに関する保証残高は、47.4兆ルピアである。
- ・ スマトラ有料道路建設のためのPT Hutama Karyaへの貸付および社債に関連するデフォルトリスクの全部保証。当該プログラムに関する保証残高は、21.7兆ルピアである。
- ・ インフラ・プロジェクトへの融資のための国際金融機関からSOEsに対する直接貸付を通じたインフラ融資の保証。当該プログラムに関する保証残高は、20.7兆ルピアである。

- ・ 軽量軌道交通Jakarta-Bogor-Depok-Bekasiの建設のためのPT Kereta Api Indonesia (Persero)への貸付に関連したデフォルトリスクの全部保証。当該プログラムに関する保証残高は、970.1十億ルピアである。
- ・ PT SMIを通じた現地インフラ融資保証。当該プログラムに関する保証残高は、2.7兆ルピアである。
- ・ 電力インフラの建設（35 GWプログラム）のためのPT PLNへの貸付に関連したデフォルトリスクの全部保証。当該プログラムに関する保証残高は、889十億ルピアである。

2019年12月31日現在、上記保証による請求は生じていない。

(c) 未償還となっている公債の詳細

政府債務残高（2019年12月31日現在）

No	シリーズ	当初発行日	償還日	次回利払日	利率	残高	
・ 市場性有価証券							
A. 国債							
ルピア建債							
ゼロ・クーポン債							
1	SPN03200123	2019年10月24日	2020年1月23日			ルピア	2,000,000,000,000
2	SPN03200206	2019年11月7日	2020年2月6日			ルピア	2,000,000,000,000
3	SPN03200220	2019年11月21日	2020年2月20日			ルピア	1,850,000,000,000
4	SPN12200106	2019年1月7日	2020年1月6日			ルピア	10,000,000,000,000
5	SPN12200130	2019年1月31日	2020年1月30日			ルピア	3,000,000,000,000
6	SPN12200213	2019年2月14日	2020年2月13日			ルピア	7,200,000,000,000
7	SPN12200313	2019年3月14日	2020年3月13日			ルピア	4,000,000,000,000
8	SPN12200410	2019年4月11日	2020年4月10日			ルピア	3,950,000,000,000
9	SPN12200508	2019年5月9日	2020年5月8日			ルピア	5,300,000,000,000
10	SPN12200619	2019年6月20日	2020年6月19日			ルピア	4,100,000,000,000
11	SPN12200703	2019年7月4日	2020年7月3日			ルピア	4,000,000,000,000
12	SPN12200814	2019年8月15日	2020年8月14日			ルピア	3,950,000,000,000
13	SPN12200911	2019年9月12日	2020年9月11日			ルピア	2,200,000,000,000
14	SPN12201009	2019年10月10日	2020年10月9日			ルピア	2,000,000,000,000
15	SPN12201106	2019年11月7日	2020年11月6日			ルピア	2,000,000,000,000
	ゼロ・クーポン債合計					ルピア	57,550,000,000,000
固定利付債							
1	FR0031	2005年6月16日	2020年11月15日	2020年5月15日	11.00000%	ルピア	17,503,000,000,000
2	FR0034	2006年1月26日	2021年6月15日	2020年6月15日	12.80000%	ルピア	15,729,400,000,000
3	FR0035	2006年2月16日	2022年6月15日	2020年6月15日	12.90000%	ルピア	10,442,750,000,000
4	FR0037	2006年5月18日	2026年9月15日	2020年3月15日	12.00000%	ルピア	2,450,000,000,000
5	FR0039	2006年8月24日	2023年8月15日	2020年2月15日	11.75000%	ルピア	4,061,000,000,000
6	FR0040	2006年9月21日	2025年9月15日	2020年3月15日	11.00000%	ルピア	26,002,090,000,000
7	FR0042	2007年1月25日	2027年7月15日	2020年1月15日	10.25000%	ルピア	14,774,100,000,000
8	FR0043	2007年2月22日	2022年7月15日	2020年1月15日	10.25000%	ルピア	13,542,000,000,000
9	FR0044	2007年4月19日	2024年9月15日	2020年3月15日	10.00000%	ルピア	17,701,000,000,000
10	FR0045	2007年5月24日	2037年5月15日	2020年5月15日	9.75000%	ルピア	9,624,304,000,000
11	FR0046	2007年7月19日	2023年7月15日	2020年1月15日	9.50000%	ルピア	24,037,000,000,000
12	FR0047	2007年8月30日	2028年2月15日	2020年2月15日	10.00000%	ルピア	20,385,000,000,000

13	FR0050	2008年1月24日	2038年7月15日	2020年1月15日	10.50000%	ルピア	15,661,000,000,000
14	FR0052	2009年8月20日	2030年8月15日	2020年2月15日	10.50000%	ルピア	23,500,000,000,000
15	FR0053	2010年7月8日	2021年7月15日	2020年1月15日	8.25000%	ルピア	98,537,793,000,000
16	FR0054	2010年7月22日	2031年7月15日	2020年1月15日	9.50000%	ルピア	27,096,000,000,000
17	FR0056	2010年9月23日	2026年9月15日	2020年3月15日	8.37500%	ルピア	121,414,000,000,000
18	FR0057	2011年4月21日	2041年5月15日	2020年5月15日	9.50000%	ルピア	17,236,573,000,000
19	FR0058	2011年7月21日	2032年6月15日	2020年6月15日	8.25000%	ルピア	42,798,000,000,000
20	FR0059	2011年9月15日	2027年5月15日	2020年5月15日	7.00000%	ルピア	117,080,000,000,000
21	FR0061	2011年10月6日	2022年5月15日	2020年5月15日	7.00000%	ルピア	102,729,000,000,000
22	FR0062	2012年2月9日	2042年4月15日	2020年4月15日	6.37500%	ルピア	13,692,000,000,000
23	FR0063	2012年8月13日	2023年5月15日	2020年5月15日	5.62500%	ルピア	93,418,000,000,000
24	FR0064	2012年8月13日	2028年5月15日	2020年5月15日	6.12500%	ルピア	106,295,000,000,000
25	FR0065	2012年8月30日	2033年5月15日	2020年5月15日	6.62500%	ルピア	85,343,000,000,000
26	FR0067	2013年7月18日	2044年2月15日	2020年2月15日	8.75000%	ルピア	28,188,284,000,000
27	FR0068	2013年8月1日	2034年3月15日	2020年3月15日	8.37500%	ルピア	137,758,000,000,000
28	FR0070	2013年8月29日	2024年3月15日	2020年3月15日	8.37500%	ルピア	135,439,421,000,000
29	FR0071	2013年9月12日	2029年3月15日	2020年3月15日	9.00000%	ルピア	93,390,682,000,000
30	FR0072	2015年7月9日	2036年5月15日	2020年5月15日	8.25000%	ルピア	90,910,000,000,000
31	FR0073	2015年8月6日	2031年5月15日	2020年5月15日	8.75000%	ルピア	66,217,000,000,000
32	FR0074	2016年11月10日	2032年8月15日	2020年2月15日	7.50000%	ルピア	47,331,140,000,000
33	FR0075	2017年8月10日	2038年5月15日	2020年5月15日	7.50000%	ルピア	68,420,860,000,000
34	FR0076	2017年9月22日	2048年5月15日	2020年5月15日	7.37500%	ルピア	26,400,000,000,000
35	FR0077	2018年9月27日	2024年5月15日	2020年5月15日	8.12500%	ルピア	89,495,000,000,000
36	FR0078	2018年9月27日	2029年5月15日	2020年5月15日	8.25000%	ルピア	108,775,000,000,000
37	FR0079	2019年1月7日	2039年4月15日	2020年4月15日	8.37500%	ルピア	57,180,000,000,000
38	FR0080	2019年7月4日	2035年6月15日	2020年6月15日	7.50000%	ルピア	26,700,000,000,000
39	FR0081	2019年8月1日	2025年6月15日	2020年6月15日	6.50000%	ルピア	49,280,000,000,000
40	FR0082	2019年8月1日	2030年9月15日	2020年3月15日	7.00000%	ルピア	70,307,000,000,000
41	FR0083	2019年11月7日	2040年4月15日	2020年4月15日	7.50000%	ルピア	6,950,000,000,000
42	ORI014	2017年10月25日	2020年10月15日	2020年1月15日	5.85000%	ルピア	8,948,660,000,000
43	ORI015	2018年10月31日	2021年10月15日	2020年1月15日	8.25000%	ルピア	23,378,269,000,000
44	ORI016	2019年10月30日	2022年10月15日	2020年1月15日	6.80000%	ルピア	8,213,531,000,000
	固定利付債合計					ルピア	2,184,334,857,000,000
変動利付債							
1	VR0031	2002年11月20日	2020年7月25日	2020年1月25日	5.46925%	ルピア	25,322,354,000,000
	変動利付債合計					ルピア	25,322,354,000,000
	ルピア建債合計					ルピア	2,267,207,211,000,000
米ドル建債							
固定利付債							
1	RI0035	2005年10月12日	2035年10月12日	2020年4月12日	8.50000%	米ドル	1,600,000,000
2	RI0037	2007年2月14日	2037年2月17日	2020年2月17日	6.62500%	米ドル	1,500,000,000
3	RI0038	2008年1月17日	2038年1月17日	2020年1月17日	7.75000%	米ドル	2,000,000,000
4	RI0122	2016年12月8日	2022年1月8日	2020年1月8日	3.70000%	米ドル	750,000,000
5	RI0123	2017年12月11日	2023年1月11日	2020年1月11日	2.95000%	米ドル	1,000,000,000
6	RI0124	2014年1月15日	2024年1月15日	2020年1月15日	5.87500%	米ドル	2,000,000,000

7	RI0125	2015年1月15日	2025年1月15日	2020年1月15日	4.12500%	米ドル	2,000,000,000
8	RI0126	2015年12月8日	2026年1月8日	2020年1月8日	4.75000%	米ドル	2,250,000,000
9	RI0127	2016年12月8日	2027年1月8日	2020年1月8日	4.35000%	米ドル	1,250,000,000
10	RI0128	2017年12月11日	2028年1月11日	2020年1月11日	3.50000%	米ドル	1,250,000,000
11	RI0142	2012年1月17日	2042年1月17日	2020年1月17日	5.25000%	米ドル	2,250,000,000
12	RI0144	2014年1月15日	2044年1月15日	2020年1月15日	6.75000%	米ドル	2,000,000,000
13	RI0145	2015年1月15日	2045年1月15日	2020年1月15日	5.12500%	米ドル	2,000,000,000
14	RI0146	2015年12月8日	2046年1月8日	2020年1月8日	5.95000%	米ドル	1,250,000,000
15	RI0147	2016年12月8日	2047年1月8日	2020年1月8日	5.25000%	米ドル	1,500,000,000
16	RI0148	2017年12月11日	2048年1月11日	2020年1月11日	4.35000%	米ドル	1,750,000,000
17	RI0224	2018年12月11日	2024年2月11日	2020年2月11日	4.45000%	米ドル	750,000,000
18	RI0229	2018年12月11日	2029年2月11日	2020年2月11日	4.75000%	米ドル	1,250,000,000
19	RI0249	2018年12月11日	2049年2月11日	2020年2月11日	5.35000%	米ドル	1,000,000,000
20	RI0320	2010年1月19日	2020年3月13日	2020年3月13日	5.87500%	米ドル	2,000,000,000
21	RI0422	2012年4月25日	2022年4月25日	2020年4月25日	3.75000%	米ドル	2,000,000,000
22	RI0423	2013年4月15日	2023年4月15日	2020年4月15日	3.37500%	米ドル	1,500,000,000
23	RI0428	2018年4月24日	2028年4月24日	2020年4月24日	4.10000%	米ドル	1,000,000,000
24	RI0443	2013年4月15日	2043年4月15日	2020年4月15日	4.62500%	米ドル	1,500,000,000
25	RI0521	2011年5月5日	2021年5月5日	2020年5月5日	4.87500%	米ドル	2,500,000,000
26	RI0727	2017年7月18日	2027年7月18日	2020年1月18日	3.85000%	米ドル	1,000,000,000
27	RI0747	2017年7月18日	2047年7月18日	2020年1月18日	4.75000%	米ドル	1,000,000,000
28	RI0929	2019年6月18日	2029年9月18日	2020年3月18日	3.40000%	米ドル	750,000,000
29	RI1023	2013年7月17日	2023年10月17日	2020年4月17日	5.37500%	米ドル	1,000,000,000
30	RI1049	2019年10月30日	2049年10月30日	2020年4月30日	3.70000%	米ドル	1,000,000,000
31	USDFR0002	2016年6月24日	2026年6月24日	2020年6月24日	4.05000%	米ドル	200,000,000
	固定利付債合計					米ドル	44,800,000,000
	米ドル建債合計(1)					ルピア	622,765,248,000,000
円建債							
固定利付債							
1	RIJPY0521	2018年5月31日	2021年5月31日	2020年5月31日	0.67000%	日本円	49,000,000,000
2	RIJPY0522	2019年5月22日	2022年5月20日	2020年5月22日	0.54000%	日本円	75,700,000,000
3	RIJPY0523	2018年5月31日	2023年5月31日	2020年5月31日	0.92000%	日本円	39,000,000,000
4	RIJPY0524	2019年5月22日	2024年5月22日	2020年5月22日	0.83000%	日本円	80,200,000,000
5	RIJPY0525	2018年5月31日	2025年5月30日	2020年5月30日	1.07000%	日本円	3,500,000,000
6	RIJPY0526	2019年5月22日	2026年5月22日	2020年5月22日	0.96000%	日本円	4,500,000,000
7	RIJPY0528	2018年5月31日	2028年5月31日	2020年5月31日	1.27000%	日本円	8,500,000,000
8	RIJPY0529	2019年5月22日	2029年5月22日	2020年5月22日	1.17000%	日本円	7,600,000,000
9	RIJPY0534	2019年5月22日	2034年5月22日	2020年5月22日	1.55000%	日本円	4,000,000,000
10	RIJPY0539	2019年5月22日	2039年5月20日	2020年5月22日	1.79000%	日本円	5,000,000,000
11	RIJPY0620	2017年6月8日	2020年6月8日	2020年6月8日	0.65000%	日本円	40,000,000,000
12	RIJPY0621	2016年6月21日	2021年6月21日	2020年6月21日	1.16000%	日本円	38,000,000,000
13	RIJPY0622	2017年6月8日	2022年6月8日	2020年6月8日	0.89000%	日本円	50,000,000,000
14	RIJPY0624	2017年6月8日	2024年6月7日	2020年6月8日	1.04000%	日本円	10,000,000,000
15	RIJPY0820	2015年8月13日	2020年8月13日	2020年2月13日	1.38000%	日本円	22,500,000,000
16	RIJPY0825	2015年8月13日	2025年8月13日	2020年2月13日	0.91000%	日本円	55,000,000,000

17	RIJPY1120	2010年11月12日	2020年11月12日	2020年5月12日	1.60000%	日本円	60,000,000,000
18	RIJPY1122	2012年11月22日	2022年11月22日	2020年5月22日	1.13000%	日本円	60,000,000,000
	固定利付債合計					日本円	612,500,000,000
	円建債合計(1)					ルピア	78,379,542,500,000
ユーロ建債							
固定利付債							
1	RIEUR0425	2018年4月24日	2025年4月24日	2020年4月24日	1.75000%	ユーロ	1,000,000,000
2	RIEUR0623	2016年6月14日	2023年6月14日	2020年6月14日	2.62500%	ユーロ	1,500,000,000
3	RIEUR0628	2016年6月14日	2028年6月14日	2020年6月14日	3.75000%	ユーロ	1,500,000,000
4	RIEUR0721	2014年7月8日	2021年7月8日	2020年7月8日	2.87500%	ユーロ	1,000,000,000
5	RIEUR0724	2017年7月18日	2024年7月18日	2020年7月18日	2.15000%	ユーロ	1,000,000,000
6	RIEUR0725	2015年7月30日	2025年7月30日	2020年7月30日	3.37500%	ユーロ	1,250,000,000
7	RIEUR0926	2019年6月18日	2026年9月18日	2020年9月18日	1.45000%	ユーロ	750,000,000
8	RIEUR1031	2019年10月30日	2031年10月30日	2020年10月30日	1.40000%	ユーロ	1,000,000,000
	固定利付債合計					ユーロ	9,000,000,000
	ユーロ建債合計 (1)					ルピア	140,297,400,000,000
	国債合計					ルピア	3,108,649,401,500,000
B. イスラム国債							
ルピア建債							
ゼロ・クーポン債							
1	SPNS02042020	2019年10月3日	2020年4月2日			ルピア	3,000,000,000,000
2	SPNS04032020	2019年9月5日	2020年3月4日			ルピア	2,050,000,000,000
3	SPNS07022020	2019年8月8日	2020年2月7日			ルピア	4,250,000,000,000
4	SPNS10012020	2019年7月11日	2020年1月10日			ルピア	2,550,000,000,000
5	SPNS15052020	2019年5月16日	2020年5月15日			ルピア	6,250,000,000,000
6	SPNS23012020	2019年1月24日	2020年1月23日			ルピア	3,460,000,000,000
	ゼロ・クーポン債合計					ルピア	21,560,000,000,000
固定利率							
1	IFR0006	2010年4月1日	2030年3月15日	2020年3月15日	10.25000%	ルピア	2,175,000,000,000
2	IFR0007	2010年1月21日	2025年1月15日	2020年1月15日	10.25000%	ルピア	1,547,000,000,000
3	IFR0008	2010年4月15日	2020年3月15日	2020年3月15日	8.80000%	ルピア	252,000,000,000
4	IFR0010	2011年3月3日	2036年2月15日	2020年2月15日	10.00000%	ルピア	4,110,000,000,000
5	PBS002	2012年2月2日	2022年1月15日	2020年1月15日	5.45000%	ルピア	28,110,857,000,000
6	PBS003	2012年2月2日	2027年1月15日	2020年1月15日	6.00000%	ルピア	5,536,000,000,000
7	PBS004	2012年2月16日	2037年2月15日	2020年2月15日	6.10000%	ルピア	16,497,857,000,000
8	PBS005	2013年5月2日	2043年4月15日	2020年4月15日	6.75000%	ルピア	14,834,000,000,000
9	PBS006	2013年9月19日	2020年9月15日	2020年3月15日	8.25000%	ルピア	38,508,000,000,000
10	PBS007	2014年9月29日	2040年9月15日	2020年3月15日	9.00000%	ルピア	7,525,000,000,000
11	PBS011	2016年1月14日	2023年8月15日	2020年2月15日	8.75000%	ルピア	21,750,000,000,000
12	PBS012	2016年1月28日	2031年11月15日	2020年5月15日	8.87500%	ルピア	47,680,694,000,000
13	PBS014	2016年10月6日	2021年5月15日	2020年5月15日	6.50000%	ルピア	75,007,857,000,000
14	PBS015	2017年7月21日	2047年7月15日	2020年1月15日	8.00000%	ルピア	15,193,000,000,000
15	PBS016	2017年9月6日	2020年3月15日	2020年3月15日	6.25000%	ルピア	39,525,000,000,000
16	PBS017	2018年1月11日	2025年10月15日	2020年4月15日	6.12500%	ルピア	6,375,000,000,000
17	PBS018	2018年6月4日	2028年5月15日	2020年5月15日	7.62500%	ルピア	4,000,000,000,000

18	PBS019	2018年10月4日	2023年9月15日	2020年3月15日	8.25000%	ルピア	43,040,000,000,000
19	PBS020	2018年10月22日	2027年10月15日	2020年4月15日	9.00000%	ルピア	2,250,000,000,000
20	PBS021	2018年12月5日	2026年11月15日	2020年5月15日	8.50000%	ルピア	13,185,000,000,000
21	PBS022	2019年1月24日	2034年4月15日	2020年4月15日	8.62500%	ルピア	9,180,000,000,000
22	PBS023	2019年5月15日	2030年5月15日	2020年5月15日	8.12500%	ルピア	3,000,000,000,000
23	PBS024	2019年5月28日	2032年5月15日	2020年5月15日	8.37500%	ルピア	3,000,000,000,000
24	PBS025	2019年5月29日	2033年5月15日	2020年5月15日	8.37500%	ルピア	6,000,000,000,000
25	PBS026	2019年10月17日	2024年10月15日	2020年4月15日	6.62500%	ルピア	12,100,000,000,000
26	SR-009	2017年3月22日	2020年3月10日	2020年1月10日	6.90000%	ルピア	14,037,310,000,000
27	SR-010	2018年3月21日	2021年3月10日	2020年1月10日	5.90000%	ルピア	8,436,570,000,000
28	SR-011	2019年3月28日	2022年3月10日	2020年1月10日	8.05000%	ルピア	21,117,570,000,000
	固定利付債合計					ルピア	463,973,715,000,000
	ルピア建債合計					ルピア	485,533,715,000,000
米ドル建債							
固定利付債							
1	SNI0229	2019年2月20日	2029年2月20日	2020年2月20日	4.45000%	米ドル	1,250,000,000
2	SNI0322	2017年3月29日	2022年3月29日	2020年3月29日	3.40000%	米ドル	1,000,000,000
3	SNI0323	2018年3月1日	2023年3月1日	2020年3月1日	3.75000%	米ドル	1,250,000,000
4	SNI0327	2017年3月29日	2027年3月29日	2020年3月29日	4.15000%	米ドル	2,000,000,000
5	SNI0328	2018年3月1日	2028年3月1日	2020年3月1日	4.40000%	米ドル	1,750,000,000
6	SNI0824	2019年2月20日	2024年8月20日	2020年2月20日	3.90000%	米ドル	750,000,000
7	SNI21	2016年3月29日	2021年3月29日	2020年3月29日	3.40000%	米ドル	750,000,000
8	SNI22	2012年11月21日	2022年11月21日	2020年5月21日	3.30000%	米ドル	1,000,000,000
9	SNI24	2014年9月10日	2024年9月10日	2020年3月10日	4.35000%	米ドル	1,500,000,000
10	SNI25	2015年5月28日	2025年5月28日	2020年5月28日	4.32500%	米ドル	2,000,000,000
11	SNI26	2016年3月29日	2026年3月29日	2020年3月29日	4.55000%	米ドル	1,750,000,000
12	USDPBS001	2018年11月15日	2021年11月15日	2020年5月15日	4.05000%	米ドル	100,000,000
13	USDPBS002	2019年1月11日	2022年1月11日	2020年1月11日	4.00000%	米ドル	100,000,000
	固定利付債合計					米ドル	15,200,000,000
	米ドル建債合計(1)					ルピア	211,295,352,000,000
	イスラム国債合計					ルピア	696,829,067,000,000
	市場性有価証券合計					ルピア	3,805,478,468,500,000
. 非市場性有価証券							
A. 国債							
ルピア建債							
固定利付債							
1	FRNT0001	2018年8月29日	2023年8月29日	2020年2月29日	8.00000%	ルピア	3,500,000,000,000
2	SRB101 (3)	2003年8月7日	2043年8月1日	2020年2月1日	0.10000%	ルピア	71,064,446,334,124
3	SU002 (2)	1998年10月23日	2025年4月1日	2020年4月1日	0.10000%	ルピア	10,654,159,129,704
4	SU004 (2)	1999年5月28日	2025年12月1日	2020年6月1日	0.10000%	ルピア	30,163,323,048,704
5	SU007 (2)	2006年1月1日	2025年8月1日	2020年2月1日	0.10000%	ルピア	28,827,373,519,398
	固定利付債合計					ルピア	144,209,302,031,930
変動利付債							
1	SBR003	2018年5月31日	2020年5月20日	2020年1月20日	7.55000%	ルピア	1,911,555,000,000
2	SBR004	2018年9月19日	2020年9月20日	2020年1月20日	7.55000%	ルピア	7,260,564,000,000

3	SBR005	2019年1月30日	2021年1月10日	2020年1月10日	7.15000%	ルピア	4,006,031,000,000
4	SBR006	2019年4月24日	2021年4月10日	2020年1月10日	6.95000%	ルピア	2,259,225,000,000
5	SBR007	2019年7月31日	2021年7月10日	2020年1月10日	6.50000%	ルピア	3,216,085,000,000
6	SBR008	2019年9月25日	2021年9月10日	2020年1月10日	6.20000%	ルピア	1,895,451,000,000
変動利付債合計						ルピア	20,548,911,000,000
ルピア建債合計						ルピア	164,758,213,031,930
ユーロ建債							
固定利付債							
1	EURFRNT0001	2017年4月26日	2020年4月26日	2020年4月26日	0.90000%	ユーロ	50,000,000
固定利付債合計						ユーロ	50,000,000
ユーロ建債合計 (1)						ルピア	779,430,000,000
国債合計						ルピア	165,537,643,031,930
B. イスラム国債							
ルピア建債							
固定利付債							
1	PBSNT001	2018年8月29日	2023年8月29日	2020年2月29日	8.00000%	ルピア	1,500,000,000,000
2	SDHI 2020C	2014年1月3日	2020年1月3日	2020年1月3日	8.30000%	ルピア	3,000,000,000,000
3	SDHI -2020A	2012年4月27日	2020年4月27日	2020年1月27日	5.79000%	ルピア	1,500,000,000,000
4	SDHI -2020B	2012年6月28日	2020年6月28日	2020年1月28日	6.20000%	ルピア	1,000,000,000,000
5	SDHI -2021A	2011年4月11日	2021年4月11日	2020年1月11日	8.00000%	ルピア	2,000,000,000,000
6	SDHI -2021B	2011年10月17日	2021年10月17日	2020年1月17日	7.16000%	ルピア	3,000,000,000,000
7	SDHI -2022A	2012年3月21日	2022年3月21日	2020年1月21日	5.91000%	ルピア	3,342,000,000,000
8	SDHI -2022B	2014年2月11日	2022年2月11日	2020年1月11日	8.75000%	ルピア	2,000,000,000,000
9	SDHI -2024A	2014年2月11日	2024年2月11日	2020年1月11日	9.04000%	ルピア	2,000,000,000,000
10	SDHI -2029A	2014年3月25日	2029年3月25日	2020年1月25日	8.43000%	ルピア	1,000,000,000,000
11	SDHI -2029B	2014年8月13日	2029年8月13日	2020年1月13日	8.62000%	ルピア	2,855,000,000,000
12	SDHI 2020D	2015年6月29日	2020年6月29日	2020年1月29日	8.20000%	ルピア	1,000,000,000,000
13	SDHI 2020E	2017年3月21日	2020年3月21日	2020年1月21日	7.14000%	ルピア	2,000,000,000,000
14	SDHI 2023A	2015年11月4日	2023年11月4日	2020年1月4日	8.82000%	ルピア	1,500,000,000,000
15	SDHI 2025A	2015年7月8日	2025年7月8日	2020年1月8日	8.30000%	ルピア	2,000,000,000,000
固定利付債合計						ルピア	29,697,000,000,000
変動利付債							
1	ST002	2018年11月29日	2020年11月10日	2020年1月10日	7.55000%	ルピア	4,907,011,000,000
2	ST003	2019年2月27日	2021年2月10日	2020年1月10日	7.15000%	ルピア	3,127,293,000,000
3	ST004	2019年5月28日	2021年5月10日	2020年1月10日	6.95000%	ルピア	2,633,790,000,000
4	ST005	2019年8月28日	2021年8月10日	2020年1月10日	6.65000%	ルピア	1,962,684,000,000
5	ST006	2019年11月28日	2021年11月10日	2020年1月10日	1.75000%	ルピア	1,459,880,000,000
変動利付債合計						ルピア	14,090,658,000,000
ルピア建債合計						ルピア	43,787,658,000,000
イスラム国債合計						ルピア	43,787,658,000,000
非市場性有価証券合計						ルピア	209,325,301,031,930
国債総額						ルピア	4,014,803,769,531,930

出所：財務省

(1) ルピア/米ドル間の換算為替レートは、13,901.01、ルピア/日本円間の為替レートは127.9666およびルピア/ユーロ間の為替レートは15,588.60と仮定されている。

- (2) これらの債券は、保証プログラムによる資金調達のために発行された。
- (3) 当該債券は、SU-001およびSU-003を代替するために発行された。当該債券の効力発生日は、2003年8月1日である。

(d) 公的対外債務残高

下表は、表示日現在の共和国の公的対外債務を通貨別にまとめたものである。

主要通貨別共和国の公的対外債務残高

	12月31日現在										3月31日現在	
	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年P		2020年P	
	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾	現地通貨 (百万)	米ドル (百万) ⁽¹⁾
米ドル	73,160	73,160	80,324	80,324	87,874	87,874	93,702	93,702	93,937	93,937	92,517	92,517
日本円	2,143,430	17,794	2,063,128	17,721	2,021,598	17,939	1,976,032	17,892	2,049,292	18,865	2,019,352	18,613
ユーロ	6,131	6,698	8,935	9,418	10,120	12,081	11,937	13,651	13,306	14,921	15,770	17,387
SDR	1,789	2,491	1,550	2,077	1,436	2,040	1,246	1,733	1,053	1,457	988	1,354
英国ポンド	180	267	131	161	105	141	77	97	46	61	46	56
その他	複数通貨	1,798	複数通貨	1,666	複数通貨	1,560	複数通貨	1,192	複数通貨	1,241	複数通貨	1,152
合計	N/A	102,208	N/A	111,365	N/A	121,635	N/A	128,267	N/A	130,481	N/A	131,079

出所：財務省

P：暫定値

- (1) 各欄の表示日現在の適用あるインドネシア銀行為替レート仲値で算定されている。

N/A：入手不可

下表は、表示年度に関する共和国の対外債務返済要件を通貨別にまとめたものである。

主要通貨別共和国の対外債務返済要件⁽¹⁾

米ドル

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2018年 ⁽¹⁾	5,400.0	3,896.0	9,296.0
2019年 ⁽¹⁾	7,339.6	4,054.3	11,393.9
2020年 ⁽²⁾	6,452.3	3,805.0	10,257.3
2021年	6,563.9	3,665.7	10,229.7
2022年	8,058.8	3,436.4	11,495.2

出所：財務省

- (1) 実現値

- (2) 2020年3月31日までの3,170.0百万米ドル相当の元本および1,305.5百万米ドル相当の利息の実現値を含む。

日本円

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2018年 ⁽¹⁾	1,905.9	383.3	2,289.2
2019年 ⁽¹⁾	2,551.5	239.9	2,791.4
2020年 ⁽²⁾	2,703.2	209.3	2,912.6

2021年	2,190.4	173.4	2,363.8
2022年	2,916.3	144.7	3,061.0

出所：財務省

(1) 実現値

(2) 2020年3月31日までの281.5百万米ドル相当の元本および46.8百万米ドル相当の利息の実現値を含む。

ユーロ

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2018年 ⁽¹⁾	703.2	426.5	1,129.7
2019年 ⁽¹⁾	655.3	309.4	964.7
2020年 ⁽²⁾	730.7	322.5	1,053.1
2021年	1,698.6	318.4	2,017.0
2022年	598.7	276.8	875.5

出所：財務省

(1) 実現値

(2) 2020年3月31日までの88.7百万米ドル相当の元本および12.0百万米ドル相当の利息の実現値を含む。

SDR

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2018年 ⁽¹⁾	273.0	19.3	292.3
2019年 ⁽¹⁾	263.7	14.7	278.4
2020年 ⁽²⁾	304.9	12.7	317.6
2021年	235.5	9.9	245.4
2022年	211.4	7.3	218.6

出所：財務省

(1) 実現値

(2) 2020年3月31日までの83.3百万米ドル相当の元本および2.6百万米ドル相当の利息の実現値を含む。

英国ポンド

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2018年 ⁽¹⁾	36.7	2.0	38.7
2019年 ⁽¹⁾	38.7	1.6	40.3
2020年 ⁽²⁾	36.6	0.8	37.4
2021年	19.2	0.2	19.4
2022年	1.3	0.0	1.3

出所：財務省

(1) 実現値

(2) 2020年3月31日までの0.9百万米ドル相当の元本および0.02百万米ドル相当の利息の実現値を含む。

その他

期間	元本返済	利息返済	合計
(単位：百万米ドル)			
2018年 ⁽¹⁾	122.0	17.2	139.1
2019年 ⁽¹⁾	119.3	10.5	129.8
2020年 ⁽²⁾	128.3	9.3	137.6
2021年	128.2	7.9	136.1
2022年	116.3	6.5	122.8

出所：財務省

(1) 実現値

(2) 2020年3月31日までの31.9百万米ドル相当の元本および2.8百万米ドル相当の利息の実現値を含む。

(e) 対外債務に係る債務不履行

該当事項なし

(7) 【その他】

新型コロナウイルス（COVID-19）に関連する記述は、「（1）概要、(a) 位置、面積、地形および人口」の「自然災害およびパンデミック」、「（4）通貨・金融制度、(a) 通貨・金融制度および資本市場の概要」の「通貨政策」および「（5）財政、(a) 財政政策および租税制度の概要」の「政府予算—2020年度修正予算」を参照されたい。

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし